

---

【目 次】

『北海道高等教育研究所報』第1号の発刊に寄せて	小山 修	3
大学改革に求められる視点と課題	小山 修	5
日本の大学の現状と課題—教育改革と北海道地域の課題に即して	姉崎 洋一	13
貧困な私大政策のもとでの北海道私大の現状と課題	市川 治	19
[地方私大の公立化の動向報告]		
Ⅰ. 京都府福知山市における「福知山公立大学」の設置経緯と今後の課題	藤永 弘	29
Ⅱ. 旭川大学公立化（旭川市立化）構想の動向と課題	寺本千名夫	35
[1周年記念講演]		
大学の理念と大学危機—地方における高等教育を考える	廣渡 清吾	47
資料編		
北海道高等教育研究所規約		67
北海道私大の統計資料		70
編集後記		81

---



## 『北海道高等教育研究所報』第1号の発刊に寄せて

代表理事 小山 修 (札幌大学名誉教授)

国公立大学の教授たちが発意して、「北海道に高等教育研究所の設置を！」この声が湧き上がってきたのは、まさしく、日本の文部科学行政の新自由主義的改変が進み始め、就中、「少子高齢化」のもとに、従来型の高等教育進学人口の激減が「大学進学市場」に「自主的な縮減策」を強いる体制が進み、産業界が科学技術研究に求める要求と大学等の高等教育研究機関の自律的な活動への自主的要求との衝突が招来されてきた、ここ10年ほどの歴史的背景の中において、である。

折しも、大都市圏でも、地方圏でも、国立、公立、私立の設置形態を問わず、高等教育に投入される財政の相対的縮減と、「競争的資金」に代弁される競争原理主義の高等教育研究への支配要求とが相俟って、設置形態を問わず、大学の経営困難を齎してきている。その動向のもと、大学内では経営主体の専制支配体制を生み出し、多様な形態の経営合理化が強化され、労使紛争が増大し、学生の勉学条件の劣悪化、教職員の労働条件の劣悪化を齎し、高等教育を受ける機会の地域格差、それぞれの地方自治体における高等教育条件の衰退と地域的偏在とを招来してきている。

こうした状況に対して、現場の教職員は、一体、何をなすべきか、また何がなせるか。

問題の状況を把握し、その原因を分析し、地域に根付いた解決策を打ち出していく。こうした営為なくして、現実の状況を打開していきけるはずがない。そのような思いで、北海道では、教職員組合運動の進展のもとで、国公立大学の教職員が集い、高等教育問題を直接の研究対象として活動する研究機関を設置する、という要求が盛り上がり今日に至ったのである。

当研究所では、国公立大学に根を張る教職員と私立大学に根付く教職員が一体となって、地域的課題を地道に研究していこうという運動がようやく3年の歴史を刻む。この間、『ニューズレター』という形で、研究会などの記録を形にはできたが、多彩な研究者の集まりのなかで、従来の分野・領域の区分を超えて研究誌を世に問いたいという思いが実って、ようやくここに『研究所所報』の第1号が日の目を見ることとなった。その水準は、いまだ専門的な研究誌の要件を満たしているとは言えなからうが、今後、順次、その水準を高め、将来は北海道に根付く研究者の総合的な研究誌となることを目指して、研究会員の拡大と充実、研究活動の領域の拡大と水準の高度化をめざしたい。

いま、当研究所は、すべて無償のボランティア行動によって運営されている。まだまだ広い北海道の各地で奮闘する高等教育機関の教職員を網羅できてはいない。だからこそ、「継続は力なり」を合言葉にして、一步一步、量と質の両面から高めていきたい。大方のご理解とご参加を乞うものである。

(2018年6月16日)



# 大学改革に求められる視点と課題

代表理事 小山 修 (札幌大学名誉教授)

## はじめに

当研究所が発足して以来、研究会が積み重ねられ、次第に当研究所の研究活動の方向も絞り込まれてきている。本年、6月16日(金)に開催された研究会では、「北海道の私大の問題点と研究所の課題」と題して簡単な報告を行った。

本稿は、その中で北海道の私大だけでなく、国公立大学を含めて、21世紀になってわれわれに突き付けられている「大学改革」の社会的な要求に対して、われわれはどのような問題視角と課題意識を持つべきかについて、前提的な検討を試みたものである。

今日の「大学改革」問題に接近するためには、政治経済的、社会的、学問的な諸課題と向き合い、広くは「国家モデル論」や「社会福祉モデル論」、さらに「産業経営モデル論」などの問題視角に加えて、狭義には、いわゆる大学の「あり方論」や大学の「社会的機能論」について検討しなければならないであろう。具体的には、世界の各国の政府がどのような「大学政策」をとっているのか、産業界がどのような新しい機能を大学に求めているのか、大学自身がどのような問題意識と改革意図を持って、大学がどのように向かう必要があると考えているのか、そのために大学自身がどのような理念と戦略を持っているのか、などが検討されなければならない。

しかし、本稿では、そのような全面的な検討をするに当たって、「大学改革」なるものの要請されている背景と社会的要求について、前提的で予備的な検討に止めざるをえない。

実際、世界は、21世紀の第1四半期に、かつてない「知識革命」を経験している。その中で大学は、「知の拠点」として、教育と研究との両面で、否応なく「改革」を迫られている。以下では、歴史的な動向を縦糸に、また世界的かつ地域的な展開を横糸に織りなされている「大学改革」をめぐる変化の特徴を検討することにした。

## 1. 日本における大学改革の背景

今日の「大学改革」について検討する際には、まず、「グローバル競争」の場でどのような労働力政策が採用され、またどのような科学技術政策が実行されているのかが「大学改革」論の背景・基礎として検討され、その下で、あるいはそれを要求する産業界の大学の機能への期待について理解しておく必要がある。まずは、この二点について簡単にでも見ておこう。

### 1) 1990年代後半以降の労働力政策・科学技術政策の大転換

第2次世界大戦以後、アメリカ流の労働法体系が日本に導入され、企業別に労働組合が組織され、「終身雇用制度」「年功序列制度」「企業内労使関係」を三本の柱とする、いわゆる「日本的経営」と呼ばれ

る企業経営体制が20世紀の後半を支配してきた。1960年代には、未曾有の「高度経済成長」が進展し、その後、「開放経済体制」という自由貿易化が進められると、1970年代の二度の「石油ショック」を乗り越えて、1980年代の「円高・ドル安」への為替変動に対応して、日本企業は1980年代から90年代に「減量経営体制」へ転換し、為替差損を回避するために人件費削減による猛烈な国際競争力づくりへと強行し、一方で「国際化時代」に対応する「人材づくり」と、「科学技術革命」の名の下に電子技術など新しい技術の応用による製品革新（プロダクト・イノベーション）と製造行程革新（プロセス・イノベーション）に企業経営の将来を託し、そのための人材づくり政策を推進してきた。

産業界は、国際競争への対応と、「終身雇用制度」と「年功賃金制度」を大きく改編して「能力主義」「成果主義」による人材評価を行えるように、従来の「日本的経営」から転換してきた。人事労務管理の問題というよりも、企業の経営体制そのものを「グローバル競争」に勝ち抜けるように、「人材」（経団連の用語では「人財」）を、①「長期蓄積能力活用型」、②「高度専門能力活用型」、そして③「雇用柔軟型」へと3分割する雇用・人事労務政策へと大転換して、これらを企業の従業員の3タイプとして4：2：4へと差別化する、いわゆる「雇用ポートフォリオ」人材管理を行うようにすることが「合理的」なコスト構造を形成すると考えたのである。今日では遂に「雇用柔軟型」に分類された「非正規社員」がすべての従業員の40%を超えるようになり、「正規社員」との処遇格差が極めて大きく乖離している。「少子高齢化」という人口動態と、労働力人口の実に4割もの被雇用者が「終身雇用」と「年功賃金」の雇用慣行のもとで得てきた賃金・企業内福祉水準から大きく引き下げられ、「非正規社員」の年収水準は280万円以下とされ、かつての「標準家庭」（「正規社員」の家計支持者1名と配偶者、子供2人）概念は崩壊して、いまや男女ともに未婚者が2割の水準にまで増加し、婚姻形態も「非正規社員」同士の「非正規家庭」が増えて、高等教育進学率（大学進学者と高等専門学校進学者の高校卒業者に占める割合）が7割を超えるまでに至っている。

所得と、家計消費、とくに教育費の比重の増大が大きな矛盾を来すに至り、上記のような人事労務政策と相まって、「少子化」の下での大学進学人口の動的な減少の中で、「労働力不足」が産業界の頭痛の主要な種になるとともに、産業界が求める人材像とされる「一専多能人材」や経済と企業活動の「グローバル化」に対応できる「グローバル人材」の大量養成が叫ばれる、という社会的な矛盾に行きついているのである。

最近になって、第2次安倍内閣の「働き方改革」の重点の一つに「高度プロフェッショナル」制度が争点となっているが、それは単に「労働時間規制の柔軟化」つまり残業代の不払いの問題ではない。問題の焦点は、従来「正規社員」として処遇してきた高度専門技術者やデザイン・新規技術や新製品の設計開発担当者が企業内で「長期蓄積能力活用型」人材として養成するにはコストがかさむし、労働者のアイデアや新発想力を24時間いつでも活用できるようにするには、1075万円をはるかに超えて人件費が高騰する危険性があるので、「裁量労働制」の全般的な導入と「労働時間規制」外しとを同時満足する制度設計を「働き方改革」の曖昧さのもとに政治的に解決しようという産業的欲求なのである。「大学改革」の手法としては、「専門職業大学」制度の発足は、まさにこうした産業的欲求の実現手段なのである。このような「大学改革」の方向性は、従前から、「労働力政策」と企業の「人事労務政策」、それにリンクさせて進められてきた「大学種別化」政策、文部科学省のいうところの国立大学における「人文・社会科学分野」不要論とも連動している。その背景には、1980年代から追求されてきた旧・日経連および日本経団連、それに経済同友会らの経済団体による「大学政策」の国際研究、とくに大学の「アメリカ型」と「ドイツ型」の比較、EU 共通政策における高等教育文化政策への関心、それらとの「大

学機能」の国際競争力の比較などの研究が基盤をなしているのである。

## 2) 産業界からの大学の社会的役割への要求

こうした経済的・政治的・国際的な状況の変動に対して、産業界からは大学の教育力と研究力を産業界に貢献しうるものに転換し、また大学と産業との連携（産学協同）を通じて産業界に都合のよい科学技術革命をいっそう進展させ、産業界の研究開発に資する大学の研究力の活用、二極分化した労働力の養成を持続的かつ柔軟に行えるように大学教育を活用すること、さらに疲弊する地方を活性化するという名目で地方自治体や地域産業と大学との連携（地学協働）を進めるという方向が強く打ち出され、「失われた20年」と呼ばれる現在に至る20年間に、産業界と政界とによる「大学改革」への要求が実行されてきた。

このように、日本の大学改革は、高等教育改革による人材政策の転換と、大学の研究機能の活用という面に加えて、とくに「3.11東北大震災」以降、地域づくりへの大学の教育・研究機能の活用が要求されるようになってきた。もちろん、こうした人材政策・産業競争力政策の面だけに今日の大学改革への動因を極限することは一面的ではあるが、「大学改革論」の基本的な側面は、こうした労働力養成への産業的・経済的・政治的な要求が背景となっている。今日のいわゆる「知識社会」への社会転換のために大学の教育・研究機能を動員するという新しい「科学技術革新」の「自律的」な発展という事態も視野に収めておく必要がある。それゆえ、世界経済の重点が、アメリカ主導、日本の連携、ヨーロッパの連携という枠組みから、中国の「世界第2位」経済への上昇、とくに「一帯一路」政策と中国文化主導の高等教育体制づくりへの急展開という側面も新重点である。

## 2. 先進国における大学改革の新たな波

「大学改革」論が、先進国諸国で議論の焦点となってきた理由は、1980年代以降に提起されてきた「国家の競争力」論の勃興を背景としているといえよう。それは「国家」という「共同体」が、他の国家との「競争関係」にあるというものの見方をベースとして、「国家の競争力」の源泉を分析して、「文化」の単位としての「国家」の存亡を賭けた「競争関係」に勝ち抜き、「教育」を「国家の競争力」の重要ファクターとして、国際比較論として研究しようとする志向である。たとえば、国際自動車産業研究における日本型（トヨタシステム）、アメリカ型（フォードシステム）およびヨーロッパ型（その代表例がボルボシステム）の国際比較研究である。自動車が先端技術の粋を集めた総合製品であり、そのデザイン・設計技術・製造技術・流通システムは、一連の「価値連鎖」としての「産業モデル」をなると同時に、そのような技術体系と社会システムが国際場裡で「生産文化」の衝突を引き起している、というものの見方である。それは自動車に限ったことではなく、進化しつづける産業技術と社会システムとの開発・研究競争なのだ、という見方でもある。それを人的能力として支えるためには、高度な構想力や高度な技術力を進化させ続け、競争力を更に強化するための「大学改革」を要求する根拠とされる。もちろん、日本では国立大学には「不要」とされた「人文・社会科学」の知見は、世界的に見れば、より重要な「洞察力」を生み出す学問分野であり、そうした能力こそが社会を進化させる、という考え方が、アメリカ型では「広い教養」教育に、ヨーロッパ型では高等教育の共通文化政策に重点を置く志向になって表れているといえよう。以下では、こうした視角から、大学教育の「質の保証」論と、「教育改革モデル」論に焦点をしばって検討しておこう。

## 1) 大学教育の質の向上を求める動因

今日の大学改革への社会的要求の波は、先進諸国における1980年代以降の教育改革への新しい上げ潮に対応するものだという国際的状況の変化に基づいている。

その更に奥底には、1980年代における GATT の国際貿易交渉のウルグアイ・ラウンドの貿易自由化の波がある。1980年代の日本の電子工学技術の産業的応用によるマイクロ・エレクトロニクス化の波は、欧米への日本製品の「集中豪雨」的な輸出攻勢を可能にし、80年代初頭から現れたイギリスのサッチャリズムや、アメリカのレーガノミクスと呼ばれる「新自由主義」政策の進展下で、欧米諸国における日本製品の輸入超過は未曾有のレベルに達し、「貿易戦争」とすら呼ばれる国際的軋轢をもたらした。この現象は、欧米諸国に日本に対抗可能な産業競争力の回復の重要性を覚醒させ、貿易自由化への逆風をもたらすとともに、マイケル・ポーターらの「国家の産業競争力」の回復のための「経営戦略」論を勃興せしめるとともに、新事業開発のための創業力や研究開発力の飛躍的な向上を求めて、教育分野における「人材開発」や「教育の質の向上」の研究と政策化を各国政府に要請した。

「創造力」や「構想力」の重視に焦点が集まり、産業的には新規事業分野を中心に新旧の関連分野が産業連携を強めて「価値連鎖」を創造し、産業集積力を「コスト・リーダーシップ」に連携させる「産業クラスター」論が俄然、世界的な注目を集めることとなった。80年代～90年代の産業集積の代名詞は「ノキア・クラスター」であるが、それは高々の人口が500万人ほどのフィンランドにおける地域産業集積モデルが、ノキア社の立地する地域名（オウル市）に因んで「オウル・モデル」と呼ばれ、驚異的な開発力とコスト・パフォーマンスとで世界を震撼させた。この状況は、フィンランドの人材育成の独自性に基礎づけられているのではないか、という研究課題を世界に投げかけ、やがて1990年代～2000年代に「教育のフィンランド・モデル」に世界の衆目を集めることとなる。

他方、1980年代～90年代の欧米の産業政策は、社会保障政策の行き詰まり、金融政策などをテコとしたケインズ主義への懐疑、「新自由主義」の気分を支えられた公共部門の民営化による「競争力強化」こそが、産業復興につながるという幻想をもたらし、とくにアメリカにおいてはベトナム戦争での大やけどをいかに治癒し、また新たなエレクトロニクス時代においてリーダーシップを取り続けるためには多民族国家アメリカの国民の教育力をいかにすれば向上させて産業競争力と国民消費力を高めるかが課題となった。初等・中等教育の改革をめざした「教育のアメリカ・2000年法」は、英語教育を中心とした教育力への信仰が高めるとともに、教養教育（共通教育）の再構築、高等教育のユニバーサル化（大学進学率が50%を超える現象）、大学の種別化などをつうじてアメリカの再生を狙った政策体系を構築する。折しも、アメリカの再生にとって最良の地域産業モデルとして注目されるようになった「シリコン・バレー」モデルは、米東部のMIT(マサチューセッツ工科大学)を中心とする地域産業モデルに対して、自由な発想を基盤にした創業者(アントレプレナー)モデルとして喧伝された。東部のMITに対抗して、カリフォルニア州のスタンフォード大学などの教育研究機関と地域産業との新規創業型の産学連携モデルがアメリカの未来を救うと考えられた。東部のMITを中心とする教育研究システムは、アメリカ大量生産モデルの大企業の再生を追究し、1980年代末～90年代初めに「世界自動車産業研究プロジェクト」を世界中の研究者と開発担当者を結集してトヨタ式生産方式をモデル化して「柔軟な大量生産方式」として「リーン（筋肉質の柔軟な）生産方式」が喧伝された。

こうした生産方式のイノベーションと、アントレプレナー（創業家）育成による製品イノベーションとの結合によって、アメリカ産業は日本とヨーロッパとの競争関係を優位に進め、産業復活を実現できるという考え方が世間を席卷していった。



このような産業復興モデルは、確かに1990年代～2000年代の産業企業のボーダーレスな行動のモデルとして、製品のニューモデルと製品の世界最適生産モデルを追求する企業行動モデルとなってきた。しかし、同時に、その企業行動を実践するのは一握りのトップマネジメントだけでは実現しない。広範な中堅管理者を必要とし、また大企業と中小企業群とをシステム化した「価値連鎖」システムを構築するために精密に働く現場労働者を必要とした。日本型品質管理システムを正確に運行する現場監督者と中核労働力を大量に養成することと同時に、品質とコストとの二律背反を克服する「柔軟な働き方」を必要とする。そのような優秀な労働力は、その養成・維持コストは当然に高くつくが、それを途上国への生産拠点移転によって調達する「世界同期化生産」が追求された。その先にあるのは、米欧日の先進諸国の世界市場争奪戦であるが、そこで優秀な人材とは、まさしく「グローバル人材」であり、WTOでは実現できない先進国ベースの生産・商業モデルの「取引標準」づくりを保障する TPP（環太平洋パートナーシップ）のような「自由化モデル（取引規制破壊モデル）」である。

しかし、日本だけに生じているのではなく、先進国が共通して抱える「少子高齢化」という社会縮小傾向は、高度な労働力づくりのための教育システム・イノベーションを必要とし、言語文化だけでなく、多様性を保障しつつも統合化された世界的商取引システムの中で能力を発揮して新しい価値を企業にもたらす「優秀人材」と大量の「複合型単純労働」をこなす「雇用柔軟型」の労働力である。しかし、賃金・企業内福利厚生など労働条件の一方的で大幅な切り下げによって得られたコスト削減は、当然、社会的な対応として家庭消費の低迷とデフレの持続、高等教育費の負担に耐えられない家庭の激増と「奨学金地獄」をもたらし、反面では企業の内部蓄積の巨額化という社会的な矛盾を解決できずにいるのが民主主義国家・日本である。アジアでは、これに対して中国の急速な台頭に見られる国家統治主導型の新しい「発展モデル」論が台頭し、脱アメリカ型教育モデルが模索されている。

## 2) 「優秀人材」・「グローバル人材」を産み出す教育システム改革モデル

1990年代以降、先進国間の人材育成モデルの探索競争は、デジタル技術やバイオ技術、さらには海洋開発、脳科学、ジーン・テクノロジー（遺伝子工学）など、先端科学研究をめぐる国家の競争力の開発をベースにして、日本で見られるような「大量に柔軟な優秀人材」を育成するために、また既存の国立大学に加えて既存私学と新興私学など、高等教育機関の産業利用のための総動員体制が求められている。

近年の比較対象としては、優秀な教育システムとノウハウをもつと評価されているのが「フィンランド・モデル」である。このモデルは、大学教育システム・モデルとしては、もう少し枠を広げて「北欧型モデル」として称賛されている。各国がそれぞれ450万人から最大でスウェーデンの930万人という少ない国民人口の北欧5か国で、相対的に自律しつつ仏独英などの西欧に対抗しつつ、ロシアからの自律も含めて高度産業モデルを構築することによって第二次世界大戦後の「福祉国家モデル」を維持・発展させようとする初等中等教育モデルと高等教育モデルの開発を国家の枢要課題として追究してきている。

これに対して、対米モデルとして構想されている EU26か国を含む46か国（2015年には49か国と EU委員会の計50か国・組織）のヨーロッパ諸国から中央アジア、ロシアまでを含む広大な領域と人口を抱える「ボローニャ・プロセス」が「高等教育の標準化」・「高等教育の質の保証」システムとして1999年に標準化され、2010年の中間達成確認をへて、目下、2020年にむけて加盟各国が自国の高等教育標準を「ボローニャ・プロセス」標準と調整していく「チューニング」が進行しつつある。これは、意識

下に「アメリカの教育・2000年法」による高等教育の高度化とユニバーサル化との同期化を目標とするアメリカ教育改革への対抗モデル構築を企図している。世界地図を広げて見ると、アメリカ型高等教育モデル化地域と、ヨーロッパ型の「ボローニャ・プロセス」加盟地域とのいずれにも属さないのが、トルコを西端として、中東諸国から、タジキスタンを除く中央アジア、南アジア（インド）、アセアン諸国、中国および日本が、形勢的にはやや遅れた高等教育イノベーションに向けてスタートしている。

こうした高等教育改革の推進による高度産業国家モデルの追求は、形式的には「トップダウン・モデル」であるが、同時にそれらの内部の競争関係を見ると、各国における地域発展モデルの競争、すなわち今はやりの「地域創生モデル」の鍵を、大学群をコアモデル（中核モデル）とする高等教育・研究・産業コンプレックス（複合体）による地域イノベーションを、「大学・産業集積クラスター・モデル」として高度開発拠点とし、そのモデルを全国に広げていくことによって、地域格差の拡大から均衡型発展へという新しい資本主義モデルの間の新しい競争関係として展開されているという状況が見えてくる。

このような高度産業研究国家モデルは、アングロ・アメリカ型、ヨーロッパ型、アジア型に分類するという見方もあるが、社会形態としては新しい産業・教育研究・福祉国家モデルの創出過程においてみられる現象であるとも言えよう。

### 3. おわりに～国際比較への視点～

中国では、ここ20年間ぐらいで、中央政府と地方政府（省・特別市）の主導による「大学城」づくりが急速に進行している。日本では、戦後、各県の県庁所在地に国立大学が設置されたことから、「駅弁大学」と揶揄されたが、現在は700数十校ある「大学」の学生収容数のうち15%程度をカバーするに過ぎず、80%以上の学生は国家予算の枠をほとんど貰えない「私立大学」に通う。その日本から、筆者のゼミの学生が、中国・上海の重点大学に留学したり、韓国の有名私大に留学したりする例が3件あった。いずれの場合も、外国人留学生として、安価な家賃の留学生むけ学生寮に住まい、中国の場合には毎月700元（日本円で1万円強）の食費補助を得て、1食6元ほどの学生食堂でほぼ毎日、3食を食べられたそうである。もちろん、物価水準が異なり、日本より生活費が安価だといっても、かなり優遇されていると言わねばならない。

翻って、日本では、日本人学生に対する政府の高等教育財政支出はどうであろう。文部科学省の27年度予算では、総額5兆3378億円のうち私学関係予算は4311億円で8.1%に過ぎない。それでも、世間の親達は、子女に教育費を使って高等教育を受けさせようと必死である。人文社会系の学部の学生納付金は毎年およそ80万円、4年制大学卒業には学納金だけで320万円を要する。アメリカの4年制大学を卒業するよりも安価ではあるが、西欧の例えばフランスの学生はバカロレア（高卒者大学入学資格試験）に合格すれば、年間およそ2万円の学生健康保険料などの納付金で、授業料などは基本的に自己負担はない。日本は、高等教育を受けられる人口が今後は減少するかもしれない。その最大の理由は、労働人口の40%超が「非正規従業員」であり、いわゆる「正規社員」に比べて収入はおよそ4割～良くて6割、年収にして280万円が精々である。とても高等教育を受けるには経済的に無理であり、奨学金制度もきわめて不充足である。文部科学省予算に占める奨学金予算は898億円、わずか1.7%に過ぎない。日本学生支援機構の奨学金も大半が有利子奨学金であり、4年間でおよそ400万円に達し、毎月の返済額が8万円にもなり、およそ17万人の返済滞納者がいる国、それが日本である。韓国のように、大学進学率が高騰し、男子で78%、女子では81%に達する国もあるが、日本も、大学進学と高等専門学校進学と

を合わせると70%超の進学率に達する。そのような社会で若者たちが「グローバル人材」や「優秀人材」に育成されるには、大学改革が必要であることは明白である。しかし、若者たちがこれから未来を切り開いてゆくには、実際にはそれぞれの地域でローカルな課題に向き合っていかなければならない。

果たして、日本という国は、どのような国をめざしてきたのか、そしてこれからどのような社会をめざしていくのか。かつて、民主党政権が提起し、第2次安倍内閣において消費税10%への増税と引き換えに高校授業料の「無償化」が実現したかに言われている。筆者も、長年にわたって「高等教育費の無償化」、「私大助成の大幅増額」を政府や各政党に陳情してきたが、文科省も自民党も、「憲法の規定」を楯にして「国家予算からの私学助成は憲法違反の疑いがある」という姿勢であった。1980年には、『私学助成法』の成立によって私大経常費のおよそ29.8%が「経常費補助金」として私学に「高等教育費の間接助成」が実現した。しかし、今では私大の経常費のわずか8%が「経常費補助金」という名目で間接助成され、もちろん授業料の直接助成には3兆円の原資が必要だとして憲法改正と消費税増税分の目的外使用の名目にされている。「大学改革」はもちろん必要だが、本当に必要なのは「国家改革」なのではないか、というのが大方の実感ではなかろうか。

今回は、詳細に述べられないが、北海道の高等教育の現状については、進学率がおよそ38%程度であり、全国平均の51%を大きく下回っている。また、国公立大学の収容定員はおよそ2割、私大の収容定員はおよそ8割である。私大では、収容定員・入学定員が不充足の大学が増加しつつある。地域的課題としても、北海道の大学が国公立・私立ともに、もっと魅力を増し、北欧諸国モデルのように世界からの学生を増やし、また成人教育へのアクセスを広げ、地域づくりのコアとなって、大学・産業・地域の特色づくりに貢献することが求められている。

北海道高等教育研究所は、国公立の教員を中心に一昨年5月に発足したばかりである。今後の課題は山積しているが、一步一步、問題を具体的につかみ、課題と解決策にむけて発信していきたい。



# 日本の大学の現状と課題—教育改革と北海道地域の課題に即して

代表理事 姉崎 洋一（北海道大学名誉教授）

## はじめに

安倍改革の中核のひとつは、教育改革である。その焦点は、「グローバル競争大国づくり」（渡辺治、2014）<sup>(注1)</sup> のための、制度改革と国民の精神的動員といえる。

### 1) 軍事大国化～「戦争をする国」づくり

グローバル競争大国化の一つは、軍事大国化である。古賀茂明によれば、「13本の矢」といわれる制度改革がこの間狙われてきた。すなわち、①日本版 NSC 法 ②特定秘密保護法 ③武器輸出三原則の廃止 ④集団的自衛権の行使容認 ⑤「産めよ増やせよ」政策 ⑥集団安全保障での武力行使の容認 ⑦日本版 CIA の創設 ⑧ ODA の軍事利用 ⑨国防軍の保持 ⑩軍法会議の設置 ⑪基本的人権の制限 ⑫徴兵制の導入 ⑬核武装である。（古賀茂明『国家の暴走』2014、<sup>注2)</sup>

このうち、⑨、⑩、⑫、⑬を除く三分の二が実行済みである。残るは、憲法9条の改憲を残すのみである。この改革に対して、安倍政権は、従来とは違う体制づくりを行ってきた。官邸を首班として、内閣府に外務省、防衛省、経産省、文科省などから送り込んだチームによる実行をはかり、財務省の財政保障も勝ち取ってきた。憲法については、内閣法制局のトップを替えて対処してきた。メディア対策も特別に行ってきた。これらは、いずれも対米従属を一層強める姿勢の中で取り組まれてきた。そして、軍事大国化は、さらなるひと押しを必要としてきた。例えば、防衛省による軍事研究への大学等の公募開始（2016、2017）<sup>(注3)</sup>、共謀罪法の創設（2017）<sup>(注4)</sup> などである。

### 2) 教育改革の役割

「教育改革」は、なぜ行われなければならないのか。それは、「日本再興戦略」のもと「強い経済」、「強い日本」づくりのための特別な地位をもっているからである。それは、以下の三つの柱をもって取り組まれてきた。

一つは、グローバル競争大国を担う人材づくりである。そのために、学制の構造転換、SG (Super Global) 人材と LNE (Local non Elite) 人材の早期選抜化を必要とした。具体的には、6・3・3・4 学校システムの改編、大学入試改編、「世界トップレベルの学力達成」、大学ガバナンス改編、高等教育を研究人材と職業訓練人材に分けるなどである。<sup>(注5)</sup>

二つ目は、新自由主義改革の歪みに対する社会的問題の深刻化への新保守主義的対処をおこなうことである。具体的には、学校教育においては、道徳の教科化、いじめ問題の治安的対処、教科書検定基準改定、学習指導要領改編、などである。こどもの貧困化に対しては、公助よりも自助、共助が強調され、競争に対して強い個人が称揚されてきた。<sup>(注6)</sup>

三つ目は、日本のグローバル競争大国化を支える国民づくりである。教育基本法の改正（2006年）

による「愛国心」をもつ国民意識への改編、政治支配を前面にだした教育委員会改編、学校・地域・家庭の「連携」「融合」体制（チーム学校、地域学校協働、教員の資質・養成改革）<sup>(注7)</sup>、そして、国民の社会問題への自覚をそぐための社会教育の解体と精神動員機関化である。<sup>(注8)</sup>

### 3) 安倍教育改革の特徴

安倍教育改革の特徴は、以下にある。

一つは、内閣主導の教育改革の強化である。教育再生会議（06第一次政権）と教育再生実行会議（2013第二次政権）は、それ以前の経済財政諮問会議の精神を生かして、よりスピード感をもって政策の実現

をはかることが主眼であった。さらに、「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日、閣議決定）、「第三期教育振興基本計画」（2018年3月8日）によって、改革の断行を迫っているといえる。中教審は、立法をはかるための「実務」担当役になったといえる。

二つ目は、教育政策の柱が、6つの統制項目をもって、機能し始めた。すなわち、①思想統制—教科書検定の強化、②人格統制—道徳の教科化、③教育機会の格差化—学制再編、④大学再編（国立大学の3類型に加えて指定大学国立大学の発足、国公私の役割分担と再編）、⑤「学力」統制—学テ、入試改革、⑥地方統制—教育費削減、教育委員会制度改編である。

これらの動きは国の「戦後社会の」の再編と連動している。佐貫浩の左記の図は、そのことを示唆している。

表12 戦後70年の教育をめぐる時期区分表

時期区分	「戦後社会」期		「戦後社会」の根本的改変期		
	第一期 1945～1955 <sup>(注1)</sup> ・戦後改革とそれへの逆流の対抗 ・「民主化」vs「国家主義への復帰」	第二期 1955～1993 <sup>(注2)</sup> 55年体制と高度経済成長期 1955～1975 高成長期	1975～1993 低成長期	第三期 1993～現在 グローバル化の下での新自由主義の展開 1993～2006 「市場化、規制緩和」期 <sup>(注3)</sup>	2006～ 公教育の全面的改造期
教育における競争の基本性格	抑制された教育	競争の教育（開かれた競争） <sup>(注4)</sup>	競争の教育（閉じられた競争）	階層化された競争	
教育と権力の関係	・教育の自由の実現、民主化 vs 国家統制化 ・公選制教育委員会	・任命制教育委員会 ・「国民の教育権」vs「国家の教育権」		・教育の市場化と規制緩和	・2006年教基法改悪 ・教育の目標管理体制 ・教育委員会法改定(2014)
雇用		・終身型雇用 ・年功型賃金 ・企業内組合		・日経連「新時代の『日本の経営』」方針—格差と非正規雇用の拡大	
ナショナリズムと歴史認識	「戦争反省」vs「復古主義」	・経済的ナショナリズム ・1980年代—「侵略」の再検証		・「歴史修正主義」の登場 ・「侵略」認識の争点化 ・1999年「国旗国歌法」制定	
進学率 (文科省データによる)	・高校 1950-42.5% ・大学 1955-10.19% (含-短大、以下同じ)	・高校1974-90.8% ・大学1960-10.3% 1970-23.6% 1980-37.4% 1990-36.3%		・高校2000-98.0% ・大学1995-45.2% 2000-49.1% 2010-50.9% ・高等教育機関進学率 2010-79.7%	
教育矛盾の性格	・戦後の貧困 ・平和の探求	・落ちこぼれ、学習嫌いの増大 ・競争の激化	・競争の早期化 ・教育病理噴出（不登校、いじめ、学級崩壊等）	・若者の社会排除 ・格差と貧困と教育の悪循環 ・命と平和の危機 ・公教育の格差化と貧困、自由の剥奪	

(注1) 第一期の終わりを政治的指標としてサンフランシスコ体制の発効（1952年）におくことも可能であるが、ここでは高度成長の開始と、55年体制の発効という指標で、1955年とする  
(注2) 第二期の終わりをどこに設定するかは、設定指標によって、5年間ほどの幅がある。グローバル化を含む世界的な政治的区分を重視するときは1989-91年、55年体制の終結という意味では1993年（自民党政権の崩壊）、意識的な新自由主義政策の採用という点では第二次橋本内閣（1996年）、経済的にはバブルの崩壊1993年、雇用政策の転換では1993-1995年などを挙げる事ができる。ここでは一応の区分として1993年とする  
(注3) 新自由主義政策の展開を2つの期に区分するとき、その転換点をどこに置けば、取り上げる指標によって多様となる。権力による公教育の新自由主義的な包括的構造改変は石原都政下で2000年代に入って推進され、2003年の国旗国歌への忠誠を強要したいわゆる「10・23通達」もその一環である。国家政策レベルでは、第一次安倍内閣時の教基法改革（2006年）、学テ実施（2007年）を転換点としておきたいが、その後民主党政権への「交代」が起り、第二次安倍内閣（2012年末）からの本格的な展開を見る  
(注4) 「競争の教育」の性格による戦後教育の時期区分については、久富善之氏の提起に依拠している。本文参照

(出典：佐貫浩「戦後70年と教育の行方」『経済』2015年11月号)

## 1 北海道の教育行政—「第4次教育長期総合計画」(2008-2017)と「北海道総合教育大綱」

ここで、北海道の教育行政との関連で、大学に関連した内容を一瞥し、課題を整理しておきたい。

### 1) 第4次計画の諸特徴(2006教基法と連動)

高等教育(大学)は、自治体の施策においては、公立大学の設置主体である場合を除き、直接に連動しない。しかし、近年自治体の「地方創生」に関連して、大学に関心を寄せている事例が増えている。<sup>(注9)</sup>

しかし、北海道の場合、国立大学(7大学)の再編に関してもだが、公立大学・私立大のありかたに関しても、道(札幌医大)と市町村(公立はこだて未来大学、札幌市立大、名寄市立大学、釧路公立大学)との関係において、連携、連絡調整、コンソーシアム形成という形での機運はなかったと言って良い。近時、旭川地域での公立大設置の動き、千歳科学技術大の市立化が予定されている他に、自治体誘致で設立された学校法人の撤退事例(紋別市の道都大の2学部、旭川市の東海大の旭川キャンパスの撤退事例、苫小牧市の苫小牧駒澤大学の他法人への経営組織替え、北見市の北海学園大の学部を北海商科大(札幌市)に改組した、等)などの動向があるが、いずれも個別自治体の案件とされてきた。

さて、「第4次教育長期総合計画」(2008-2017)の骨格は次にある。一つは、地方の教育行政の責務の明確化である。これは、国の姿勢と同じである。(教基法16条)二つ目は、教育振興基本計画(同17条)に沿って、まず、①施策項目(各項目の充実)をあげている。ふるさと教育、国際理解教育、理数科学教育、情報教育、キャリア教育、産業教育、環境教育、高等教育である。高等教育を頭出ししているが、中身はない。②次に、<知育・徳育・体育>をあげているが、これも狭い学力観に終わっている。③そして、肝心な教育行政の責務であるが、条件整備の具体化は殆ど欠落している。

### 2) 北海道総合教育大綱2015の特徴

これも、端的に言えば内容に乏しい。①4次計画の焼き直しである。②条件整備欠落の無反省が目立つ。(小規模校、教職員・事務職配置、寄宿舎、学校図書館、学校配置、奨学支援)、③人材育成計画(グローバル人材、産業人材、理数系・医療系人材、キャリア教育)は、国の項目に沿って羅列している。④「郷土」「日本人・北海道人」の「アイデンティティ」強調が目立つ。⑤「学力」の定義の不在のまま「学力」向上キャンペーンを行っている。

### 3) 安倍教育改革と北海道の教育行政

すでに触れたが、安倍教育改革と北海道の教育行政は、殆ど同じ基調をもっている。すなわち、5つの特徴である。①思想統制—教科書の採択における右傾化である。②人格統制—道徳教科化に伴う、現場への締め付けである。③教育機会の格差化—学制再編に関わって、小中、中高一貫校の増設がある。④「学力」統制—学テについても北海道の子どもたち「学力」の危機キャンペーンを行いつつに競争をあおっている。⑤地方統制—教育費削減については財政危機を理由とし、教育委員会制度改編については、国の制度改編に従い実施している。

### 4) 北海道の教育行政

こうした中で、①教科書については、採択のせめぎあいがあり、②道徳についても、導入前夜の攻防がみられる。③教育機会については、経済格差、地域格差の拡大が進展している。④「学力」統制につ

いては、「学テ」への精神主義的対策が目立っている。⑤地方統制については、地方交付税削減もあって、子どもの貧困と就学援助のおくれ、学校給食費未納対策も不十分である。⑥教職員統制は、服務規律の厳格化が相変わらず強調され、「クリアファイル」問題についても、反省はない。<sup>(注10)</sup>

## 5) 北海道の教育の市町村主義

ただし、広域行政が故に、市町村は独自の動きをとるところも目立つ。それは、したたかさでもある。学校統廃合推進では、地域の抵抗があり、学校支援地域本部とコミュニティスクールによる学社連携・住民統合では、国の政策の換骨奪胎をはかって住民本位で進めている事例もある。教育委員会改編と総合教育会議の首長支配についても、小さくても輝く自治体をうたう自治体については、教育委員会の独自性配慮がなされている。教職員の成果型評価、服務規律統制については、露骨な組合攻撃は、行えないでいる。これらは、国の姿勢に対して道教委の従属に対して、市町村教委の抵抗と見られなくもない。たとえば、学校統廃合の施策と町村立学校のサバイバルがあり、子どもの権利条例による権利の保護もある。全市町村の学校支援地域本部設置に対しては、社会教育委員の努力や、小さくても輝く自治体における教育長の矜持がある。ただし、依然として、教職員人事の不透明性は残り、私学の再編と地方公立大学再編について、道は消極的対応に終始している。

## 2 北海道の大学の現状

### 1) 全国の高等教育データ (2015)

全国データについてみれば、少し古くなったが、次の特徴が見られた。①国公私；学校数比率：国立86校、11%、公立89校、11%、私学604校、78%、総計779校、②国公私；在学者比率：国61万694人、22%、公立14万8416人、5%、私学210万413人、73%、③大学進学率平均56%である。<sup>(注11)</sup>

### 2) 北海道の現状2014

これに対して、北海道は、①国公私；学校数比率：国立7校19%、公立5校14%、私学25校68%、総計37校、②国公私学生数比率；国；33978人38%、公立；5369人6%、私学；49032人、55%であった。

ここから言えることは、次である。①北海道は全国比で相対的に私学の比率が低い、②北海道の大学進学率40%は、全国と比べると相対的に低い。とりわけ、都市部以外の進学率は低く、色々な指摘がされている。③女性の進学率が低いことも特徴である。

これらの背景には、一つには、親の学歴、所得、職業の家庭背景があり、二つには、大学の地域配置格差がある。三つには、地域文化、経済悪化での大学中退の増大が指摘されている。

### 3) 北海道の大学の課題；

①国立大学についていえば、北大（帝大）以外は、戦前期大学はなく、専門学校としては、小樽高商等と師範学校等のみが存在した。戦後国立7大学（現在）となったが、多くは戦後設立された。さらに、北大以外は、1都府県1総合大学の原則から、「単科大学」にとどめられた。その内訳は、研究総合大学としては、北大1極集中であり、種別；医学系2；工学系3、教育系6、農水畜産系2、経済経営系；2（重複あり）であった。②しかも、他都府県以上に、文科省の統制が強く、さらに中央に比して、情報格差があり、予算制限も厳しいものがあつた。また、各国立大学の事務局長（文科省派遣であり、統



制、誘導を果たした。)の位置が大きく、法人化以降、大学経営に対する外部の圧力と忖度は増している。<sup>(注12)</sup>北海道教育大学は、法人化以降、大学の管理運営に多くの問題を抱え、その改革は緊要である。

③公立大学についていえば、地理的広大さから、国立大学の補完機能を果たしてきた。その内容は、目的養成(医学、看護、その他)や実学志向、公設民営型が多いことが特徴である。例えば、札幌大(道立、医学、看護)、札幌市立大(建築デザイン高専と看護専門学校の昇格)、名寄市立大(小規模公立大学、短大から昇格)、釧路公立大学(組合立、経済)、はこだて未来大学(公設組合立)があり、さらに、千歳科技大の市立化、公立旭川大学(仮)の可能性が検討されている。それらに、共通しているのは、地域ニーズ対応に苦心していること、小規模大学の良さと同時に、教養基礎科目の脆弱性、専門職養成と実学志向がよくなる、大学の研究教育の抱える悩みを有してきた。

④私学25大学について言えば、その特徴は、すべて戦後に開学したものであり、規模が小さく、総合型は少ないといえる。(一部を除いて、私立大学協会加盟)北海道の場合、私学の高等教育機関の地位は相対的に低く位置づけられてきた。道外に本部機能をもつ私学(東京農大、東海大、東京理科大が4年制、短大には、拓殖大、国学院、大谷大があった。すでに、撤回したものに、専修大、駒沢大、等があった。)の位置も一部を除いて、少子化とともに縮小に向かっている。道内高校卒業生の私学進学者で道外の私学に58.6%が進学しており、マッチングが難しいことを示している。大学経営の上からは、二極化構造(経営上の優位と劣位)が、明確である。さらに、新設学部の短期間の改廃、増設が目立つ。定員割れは、60%の私学であり、2008年頃から顕著である。道内からの進学減少と道外からの進学減少のダブル減少の傾向があり、経営危機に立っていると言わなければならない。さらに、国の私学助成の減少と目減りがあり、教職員のリストラの危機が増大している。非正規雇用によるコストカットや、管理の専制化が際立つ私学もある。学生にとっては、卒業後の進路不安をかかえ、道外就職に向かう学生も多い。

#### 4) 北海道の大学改革の研究課題

以上から導き出される課題は、多い。

①高校生の進路分析を多角的に行う必要がある。既存の調査を、検討し、ニーズとミスマッチの分析も課題である。道内の高等教育(専門学校・短大・高専・大学)機関への進学実態、動態(機会均等と格差)分析を多角的に行う必要がある。<sup>(注13)</sup>

②大学の改廃の現状分析と改革の分析が必要である。経営、財政、ガバナンス、リストラ、係争裁判(専修大短大、酪農大、札幌大、北大、北教大、天使大等)などとともに、国の大学政策に対するオルタナティブを、提示していく必要がある。<sup>(注14)</sup>

③大学教育の改革課題の研究である。教育実践、学生参加、教職協働、カリキュラムの協同的創造など、実践的課題も多い。<sup>(注15)</sup>

④オンブズマン北教大の事例からも、第三者制度の意義は大きい。法令のコンプライアンス逸脱事例が増加している。大学の自治、学問の自由の観点から、改善課題を提起していく必要がある。<sup>(注16)</sup>

⑤軍学共同に反対する取り組みを強め、実情を洗い出す分析が必要である。北大の防衛省の軍事研究への応募をはじめ、産官学共同の危険性を喚起していく課題である。<sup>(注17)</sup>

⑥憲法擁護の取り組みを研究としても、行っていく。各分野からの課題を、総合化していく課題である。<sup>(注18)</sup>

## 【注釈】

- 注1, 渡辺治『大国への執念と安倍政権と日本の危機』大月書店、2014年
- 注2, 古賀茂明『国家の暴走』2014、KADOKAWA、
- 注3, たとえば、多羅尾光徳、池内了他『「軍学共同」と安倍政権』新日本出版社、2017年
- 注4, 高山佳奈子『共謀罪の何が問題か』岩波ブックレット、2017年、長谷部恭男、石田勇治『ナチスの「手口」と緊急事態条項』集英社、2017年
- 注5, たとえば、例えば、山口裕之『「大学改革」という病』明石書店、2017年、光本滋『危機に立つ国立大学』クロスカルチャー出版、2015年、細井克彦他編『新自由主義大学改革』東信堂、2014年、中教審大学分科会の諸論議他。
- 注6, 例えば、佐貫浩『現代をどうとらえ、どう生きるか』新科学出版社、2016年
- 注7, 例えば、坪井由美他編『地方教育行政法の改定と教育ガバナンス』三学出版、2015年
- 注8, 例えば佐藤一子他編『九条俳句訴訟と公民館の自由』エイデル研究所、2018年
- 注9, 例えば、山本健慈「〈大学と地域〉のいまを考える」『月刊社会教育』2017年7月号
- 注10, 姉崎洋一「「服務規律調査」「通報制度」について—教育の自由と学校運営・学習指導要領との関係」『労働法律旬報』1739、2011年3月上旬号、北海道教育学会編『教育学の研究と実践』第11、12号、2015年、2016年
- 注11, 例えば広渡清吾「大学の理念と大学の危機—地方における高等教育のありかたを考える」北海道高等教育研究所ニューズレター No. 5, 2016. 11,
- 注12, この間の国立大学の再編は急展開している。指定国立大学法人の発足(東大、京大、東北大に続いて名大、東工大)があり、その中で法人間の統合(名大と岐阜大)が公表され、さらに北海道でも北見工大、小樽商科大、帯広畜産大のアンブレラ方式の統合が報道された。新たな再編が目されている。この背景理解には、例えば細井克彦『岐路に立つ日本の大学』合同出版、2018年が参考となる。
- 注13, 北海道高等学校教職員組合が、高校生アンケートを行って、分析を試みたことがある。また、北海道私大教組が部分的に行っている。梶井祥子編『若者の「地域」志向とソーシャル・キャピタル』中西出版、2016年は、道内1755人高校生の意識調査を行っている。
- 注14, 佐藤博文「教員の身分保障に関わる裁判の動向」日本教育法学会年報47号『憲法施行70年と教育法学』有斐閣、2018年
- 注15, 例えば『北星学園大学バッシング—市民はかく闘った』2014—2016「負けるな北星!の会」記録、2017年
- 注16, 「大学オンブズマン北教大」のHPは、<http://uniombudsman.com/index.html>を参照されたい。その役割は、おおよそ以下である。
- 1) 1大学に1つの固有のオンブズマン組織立ち上げは我が国初である。教育大学固有の努力にかかわらず、矛盾が吹き出している。地方国立大学の果たすべき課題が典型的にあらわれている。社会的公正、人間らしい労働、大学の自治と地域文化創造。にも関わらず学内から声を出しにくい、不利益を恐れる構成員がいる。
  - 2) 大学問題の解決の一つの役割として、第三者オンブズマン(学内外の人々と協働で、風通しを良くし、大学の本来の姿を取り戻す)がある。
    - ①法的違法性、不正、不公正の監視、指摘、解決、
    - ②自治の機能回復、学長専断体制がガバナンスではないことを明らかにしていく
    - ③学内外に宣伝、広報—大学に学び働くひとの権利擁護、改善
- 注17, 北海道の大学・高専有志アピールの会「北海道における大学・高専関係者の取り組み」『季論21—2017春』61—72頁、2017年1月
- 注18, 例えば清末愛砂、松本ますみ編『北海道で生きるということ』法律文化社、2016年、日本教育学会教育勅語ワーキンググループ編『教育勅語の教材使用問題に関する研究報告書』2017年12月、

# 貧困な私大政策のもとでの北海道私大の現状と課題

副代表理事 市川 治（酪農学園大学名誉教授）

## 1. 本報告の課題と方法

日本の高等教育は、2006年第一次安倍政権での教育基本法の改悪、さらに、2014年第二次安倍政権での学校教育法の改悪など、国家権力の大学への介入によって大きく変質されつつある。この改悪は、教授会権限の明確化を口実に重要な権限を剥奪すると同時に、学長に権限を集中するもので、「学問の自由」や「大学の自治」を無視したものである<sup>注1)</sup>。私大においては、2014年の学校教育法の改悪に伴って行われた文科省による「施行通知」によって、学長の権限強化に加えて、学長を専断的に任命するなどの理事会の権限を「不当に」強化したものになっている<sup>注2)</sup>。これによって、全国各地で学長の選出方法が改悪され、理事会（理事長）の任命制が施行されることになりつつある。さらに、道内では選挙で選ばれた学長を不当に解任するなどの事件も発生した。このような安倍政権のもとでの大学「改革」・大学政策によって、地方の国立大学はもちろんであるが、学生の7～8割を抱え、大学教育の中心である私立大、特に地方・北海道の多くの私立大学は教育・研究だけでなく、大学の民主的な運営を行う上でも大きな問題を抱えつつある。

さらに、北海道私大での今日的問題は、教育を行う上で、重要な教育の質の充実を担う教員や職員の確保、教育研究施設の整備などに苦勞する状況にある。その最大の要因の一つとして、18歳人口の減少、私大の入学者の減少による収容定員割れが起こっていることである（道内私大の約60%が定員割れをおこしている）。これは、これまでの国の開発政策や安倍政権の「アベノミクス」の破たんによるもので、地域経済の疲弊を深化させ、大都市（周辺）と地方との地域間格差を拡大した。このことが、一人当たり県民所得の格差や高卒者の進学者数・進学率の格差を固定化し、18歳人口の減少と相まって、地方私立大学の定員割れの拡大をさせている。つまり、地方私大からみると、地方の高校卒業者の大学進学者の減少、進学率も上がらないという問題を生み出し、定員割れ問題やそれに連動する経営悪化問題を生み出しつつある。こうして、地方の多くの中小私立大学は、教育・研究の質の面や大学の経営面で悪化につながっている。そして、道内の中核的な私大においても法人経営の財政的な悪化も現実的な問題となってきている。これらの大学では、教育・研究の質の向上どころか、教育研究費の削減から人件費の手当の大幅なカットや、基本給まで下げようとするなど、教育・研究を担う教職員の労働条件の低下を招きつつある。このことは、当然、道私大教連の組合との軋轢となり、労使間の最大の問題化しつつある。しかし、このような諸問題や困難な条件がありつつも、北海道私大の役割は、地域経済的にも文化的にも増すことはあっても、減ることはないと考える。

そこで、本報告では、国の貧困な私大政策のもとで、厳しさを増している北海道の私大を中心にその現状と課題を概観し、地域社会、地域経済や文化に実際に果たしている役割・大学の教職員による教育・研究の実践、および入学者をどのように教育し地域社会に輩出しているか、また、果たすべき役割・どのようなことが今後地域社会のなかでできるのか、すべきなのかなど、地域社会に実際に果たしている

役割、果たすべき役割について、その実践をしつつある道私大教連に結集する大学を対象に検討する。さらに、このような地方私大の存続の意義と、打開方向を検討することにする。

## 2. 地方私大の困難と地域社会

### (1) 地方私大の収容定員割れ校の増加の状況

北海道や九州の中小私立大学は、18歳人口の減少と相まって、入学者の減少が進んでいる。私大・短大の半分近い大学で収容定員割れをおこし、それが経営悪化のひとつの原因になってきている。その背景には、道内においては、道内居住の高校卒業後の進学者数が年々減少し、最近では約2千人、うち私大では、1千人ほどの減少をしていることがある。道内24大学のうち収容定員割れ校は半分で、道私大教連に参加している6大学でも、2大学で定員割れとなっている。

札幌大学では2007年から定員割れがおこり、5学部を廃止し1学群にし、収容定員も500人ほどに減らしたが、2015年末現在で70%を割りこんでいる。また、札幌学院大学は2009年からで、2015年末ではやはり70%の定員割れ率となっている。道内の中心的な私大である2校の定員割れが道内私大の厳しさを象徴しているといえる。

九州でも、中小私大のなかには、収容定員の60%ほどしか満たせない大学も生まれてきており、深刻さは同様である。例えば、九州情報大学58.5%、宮崎国際大学60.8%、日本経済大学61.1%、長崎ウエスレヤン大学64.3%などとなっていると報道されている。

### (2) 地域社会との関連と地域経済の衰退サイクル—進学率の低い要因と定員割れの要因

この定員割れの要因の第一に、地域の高卒進学者（率）が増加しない問題がある。北海道の大学等の進学率は全国でも下から数えた方が早く、全国平均の56.5%より10%ほど低く、約47%である。道内の地域的には、道北、道東などの進学率が低く地域性があり、性別では女性の進学率が特に低い状況である。しかも、2015年には、18歳人口の減少と相まって、道内からの道内への大学等進学者の数も1.5万人台から1.38万人台へ、私大では1万900人から9千700人ほどへと減少している。

また九州でも、大学進学率は、福岡県の53.2%を除くと、長崎県の41.5%から大分県の45.3%と、全国平均の56.5%よりも10%以上も低い水準にある。

大学の進学者（率）を規定している要因は、第一に、進学者の家庭背景（親の職業や家庭の所得・県民所得、親の学歴）である。この点からみると、全国の中では、北海道や九州では、親・家庭の所得・県民所得が相対的に低水準なのである（表1参照）。すなわち、北海道では、一人当たり県民所得は全国平均を100とすると、2010年85、2013年83と低下傾向にある。また、福岡県は、同じく、全国平均を100とすると、2010年96、2013年92であり、鹿児島県では、2010年83、2013年78となっている。

これは、安倍政権の「アベノミクス」が都市中心、高額所得者中心で、地方への波及効果は限定的であり、地域間格差がむしろ拡大してきたものによると考えられる（表1参照）。これとも関連して、第二に、親の学歴が相対的に高くないという問題もある（表1参照）。さらに、第三に、生徒の居住している周辺に大学・短大が少ないなど、地域の進学者に対して、地域の大学へ収容できる力の問題も少なくない。そのことは、地方の大学の収容率が進学率より低いことに示される。また、これまでの研究からすると、地域の教育文化（高等学校のカリキュラムによる影響）も高くないと思われる<sup>注3)</sup>。

北海道は、第一次産業が中心である地域が相対的に多く、昨今の農業の自由化の圧力により農産物価

格の低下、農家の農業所得などが低下傾向にあり、全体的に地域経済が厳しい状況にある。結果として、この地域に働く、子供の親・家庭の所得が低水準であり、経済的条件が厳しい状況にあるのである。そして、せっかく進学しても、経済的理由により中途退学をするという学生も増加傾向にあるという問題を生み出している。それゆえに、高卒者は大学への進学というよりは、専門学校や就職へと進む者が相対的に多い。九州も福岡県を除くと、第一次産業の比重が全国平均からするとやや高く、北海道と似た地域経済環境にあると考えられる。

### (3) 大学と地域経済の衰退サイクル

北海道では、道内の私大への進学は、高卒者の進学者全体の60%以上であり、入学者のうち、道内高卒者の90%以上を占めるという大学もかなり多くある。九州では、福岡県が64.6%、沖縄県が54.3%とほぼ類似しているようである。したがって、道内・県内高卒者の進学者（率）が減ることは、定員割れ校が増えてくることに繋がる。逆に、道内・県内高卒者の進学率（進学者数）を高めることが定員割れを克服できる可能性を高めることになる。大学の定員割れになることが私大の経営悪化のひとつの要因になっていることはいうまでもない。

地域経済的視点からみると、地元大学に進学した人が就職する場合、地元の企業・団体などへの就職割合が高いのである。例えば、北海道では、大学卒業生の地元就職率が67.6%であり、九州でも県内別では52%、九州地域内では実に73.5%にもなっている(表1参照)。つまり、地元進学者が減ることは、地元企業や団体の担い手（率）が少なくなることに繋がり、定員割れの拡大は、地元の企業や関係機関、団体にも大きな影響を及ぼすことになる。今日、地域での若手労働者不足に繋がっていると思われる。

表1 大学入学定員割れ要因と私大卒業生の地域内就職状況

	進学率(%)		1人当県民所得(千円)		高学歴率	収容率(%)		私大入学定員充足(割れ)率			2014地域別就職率	
	2014	2015	2011	2013	2010	2014	2015	2014	2015	2016	道・県内	地域内
北海道	46.9	47.1	2,463	2,545	11.3	43.6	43.8	95.4	96.7	97.1	67.6	67.6
東京都	76.4	75.8	4,373	4,548	25.1	148.8	148.4	109.5	110	108.9	21.1	76.4
愛知県	57.1	56.8	3,105	3,579	18.7	63.8	63.5	103.5	106.2	104.8	54.9	71.5
京都府	69.2	70.0	2,865	2,974	20.1	150.9	147.4	105.3	106.3	104.8	18.8	54.3
大阪府	61.3	61.4	2,920	2,995	17.8	68.5	69.2	105.1	107.7	105.9	46.3	62.8
福岡県	53.3	53.2	2,790	2,831	16.3	61.9	61.7	100.8	101.2	103.86	48.9	61.3
佐賀県	43.6	44.5	2,437	2,513	12.3	24.2	24.3				52	73.5
長崎県	43.1	41.5	2,365	2,419	11.0	29.2	28.5				52	73.5
熊本県	45.4	44.5	2,405	2,442	12.4	35.9	35.6	九州93.9	九州95.1	九州96.3	52	73.5
大分県	45.0	45.3	2,449	2,559	12.7	34.0	33.8				52	73.5
宮崎県	42.4	42.3	2,271	2,407	10.4	23.3	24.5				52	73.5
鹿児島県	43.0	43.0	2,392	2,399	10.6	27.1	27.5				52	73.5
沖縄県	40.4	41.1	2,018	2,974	12.7	27.9	27.4				52	73.5
全国	56.7	56.5	2,960	3,065	17.3	56.7	56.5	103.8	105	104.42	—	—

出典資料：『高等教育に関する資料』（道庁、2017年3月）、『平成28（2016）年度私立大学・短期大学等入学志望動向』（日本私立学校振興・共済事業団）、内閣府「県民経済計算」、道経済産業局、九州産業局等の資料、中教審大学分科会将来構想部会（第3回）議事録次第、及びデータえっせい「県別大学進学率の規定要因」（HP）を参考に作成。

### 3. 北海道における私大の経営困難

#### (1) 北海道の私大の財政状況

大学の収容定員割れと関連して、短期的にみると、最近、大学・法人の財務状況の悪化が生まれつつある（表2参照）。

北海道では、道全体としての帰属収支差額は、これまでは大幅な黒字であったが、2011年、2012年と赤字となっている。最近は、黒字傾向に回復しているが、赤字校と黒字校の固定化が起こっている。具体的には、19大学・学園の帰属収支差額のうち、8校が赤字、11校が黒字である。この中で、私大教連加盟校の6大学・学園での赤字校は2校であるが、ごく最近、1校が厳しい状況にあるともみられる（表2）。定員割れ校は、学生からの学費収入が減少し、帰属収入や帰属収支差額に影響してきている。例えば、札幌大学では、学生生徒等納付金がこの10年間で50%減少したことにより、帰属収入が45%ほどになり、帰属収支差額に問題が生じて、財産にも影響が出始めている。しかし、中長期的な財務としてみれば、現時点ではそれほど大きな問題とはいえない（むしろほかの面で問題があると思われる）。また、札幌学院大学でも、この10年間で学生生徒等納付金が60%ほどになり、最近の3年間は帰属収支差額も赤字になっている。しかし、帰属収支差額の累計では、赤字になっておらず、財務的には問題は顕在化していないとみられる（表2）。

他の地方私大が多い九州でも、少なくとも5～6年前から、理事会が、教職員に対して、経営状態が悪化していることを明示するようになってきている。多くの場合、単年度における帰属収支差額における支出超過を強調し、そう遠くない将来に経営が行き詰まるといったトーンである。加盟組合内では、幾つかの大学や学園で、早いところでは10～15年前から、法人経営悪化がいわれてきている。九州私大教連が把握している限りにおいては、経営困難が顕在化した（している）大学の多くは、理事会の専断的・非民主的運営がなされているという特徴があるといわれる。

表2 道私大の収容定員充足率と帰属収支差額や財産との関連

		2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
収容定員(人)	道	46,963	46,457	46,151	45,981	45,785	45,624	45,431	45,472	—
収容定員充足率(%)	道	99.8	99.2	99.8	98.8	103.7	97.5	96.1	95.7	96.3
帰属収支差額(百万円)	道	6,280	6,881	5,257	-2,502	-551	2,498	1,850	1,191	1,998
収容定員充足率(%)	札幌学院大	102.7	99.9	95.1	90.1	83.2	77.9	73.1	69.1	67.4
帰属収支差額(百万円)	札幌学院大	426	477	301	315	203	-32	-423	-507	-672
収容定員充足率(%)	酪農	102.7	98.1	95.6	99.2	102.9	109.4	115.6	116.3	116.6
帰属収支差額(百万円)	酪農	325	415	367	208	251	522	448	304	-65
収容定員充足率(%)	札幌大	91.7	88.3	90.1	86.2	83.0	81.0	73.0	69.8	72.4
帰属収支差額(百万円)	札幌大	-819	-344	-2,559	-440	-435	-293	-551	-440	-359
現金・預金等(百万)	札幌大	4,250	4,388	8,681	8,729	8,107	8,253	8,094	7,728	7,677
資産計(百万)	札幌大	26,529	26,137	24,116	23,313	22,569	22,341	21,584	20,960	20,605
負債(百万)	札幌大	2,588	2,539	3,077	2,715	2,406	2,472	2,267	2,083	2,087
基本金の計(百万)	札幌大	22,401	22,594	22,681	22,656	22,783	22,825	22,725	22,877	22,702
大学等進学率(%)	北海道	44.8	45.3	45.3	45.1	44.9	45.0	46.9	47.1	—
	全国	55.3	56.2	56.8	56.7	56.2	55.1	56.7	56.5	—

資料：各大学の事業報告や札幌学院大教職員組合資料、日本私立学校振興・共済事業団『今日の私学財政』、『高等教育に関する資料』（道庁2017年3月）などより作成。

## (2) 北海道の私大が抱える問題点と課題

北海道のような地方私大にとって、大切なことは、建学の精神にもとづく魅力ある大学づくり、教育施設の維持・充実や、教育の源泉である教職員の拡充をはかるということである。しかし、このような大学経営の基本を崩し、結果として収容定員割れを起こし、財務状況の短期的な悪化を招ねきつつあるものが出てきている。つまり、入学者の減少・定員割れの根本原因は、教育・研究設備の投資を怠り、教育の担い手である教職員の削減・質の低下などによる教育条件の悪化という学生へのサービスの還元をおろそかにしたことによるものと考えられる。この法人経営戦略の失敗が大学での学生数・志願者数の減少を引き起こしていると思われる。そして、教育条件の悪化は、地元就職する学生の「質」に連動し、地域経済の活性化にも悪影響をもたらしかねない。結局は、地元の県民所得の低下につながり、地元の進学者（率）の拡大や、地元大学への収容力の拡大を阻害し、地方の私大の定員割れという悪循環をもたらすことになりかねないのである<sup>注4)</sup>。地方私大の教職員にとっては、私大・法人経営の戦略をしっかりとチェックし、いかに、魅力ある大学づくりをしていくかが、大きな課題となっている。

## 4. 北海道私大の大学教育と地域経済にとっての意義・効果

### (1) 北海道私大の入学者と卒業生の存在

北海道の高校生等の進学率は全国的にも低く、地域的には、道北、道東などが特に低い<sup>注5)</sup>。最近では、大学等進学者の数も2万人台から1万8,000人台へと減少傾向になっている。しかし、道内の私大の道内出身者の入学割合は、全国でも高く、沖縄に次いで2位であり、過去4年間の平均で83.5%にも及んでいる（2014年道全体の18,620に対して、私大は11,632・63%）。北海道私大教連加盟校では、酪農学園大学以外は、平均以上で、北星学園大学や北海学園大学、天使大学などは実に97~98%ほどが道内からの入学者によって充足されているという状況である。すなわち、それだけ道内私大は、道内の高校卒業生などの出身者の大学教育に果たす役割が大きいことを示している。逆にいえば、道内出身者の進学者が減れば、定員割れを起こす危険性も孕んでいるといえる。

また、道内で教育された私大の卒業生の道内就職動向としては、短大の場合には、就職者の93%であり、大学の場合には、65%と高い割合になっている。また、別の調査によると、2014年の道内私大の卒業生の67.6%が道内企業・団体に就職している。この就職先の主な業種は一般的な調査によれば、建設業、卸小売業、製造業、サービス業などとなっている<sup>注6)</sup>。しかも、各大学では、北海道ならではの特色を生かした業種に就職している割合が高いと考えられる。例えば、酪農学園大学では、農畜産業などの1次産業、特に農業への就農や、道内農業高校の教員、道内の農協職員、道内の農業改良普及員、道内の獣医師、獣医保健看護師、保健所関係の職員、乳業等の食品製造関係の職員、管理栄養士などの職に就いている。また、北海学園大学では地方公務員、道内の市町村職員、天使大学では、道内中心の病院の看護師、管理栄養士、栄養士、食品関係の事務職員、北星学園大学では、教員（英語教員多数、社会科、商業、情報教員）、公務員（多くは市町村職員、同職員）、海外で活動する人材（JICA、商社マン、大学関係者等）などを輩出している。このように各大学の卒業生は、地元の特色ある産業に就職し、習得した力を発揮している。このこともまた、地方・北海道の私大の地域社会に果たしている、大きな役割といえる。

## (2) 北海道私大の教育・研究で果たしている役割・効果

### 1) 研究・教育と、地元での卒業生との関連

道内の私大が地元の産業へ多数の卒業生を輩出しているのは、それぞれの大学の建学の精神・理念や教育目標によるもので、各大学の教育・研究にも大きく関わっている。大学によっては、カリキュラムのなかに、地元の産業、地域住民サービスと一体的に進めているものがある。

例えば、酪農学園大学では、三愛精神にもとづく健土健民の実現という建学の精神の基づく実学教育を行っている。具体的には、実学教育として、全学生を対象に酪農実習を20日間行い単位としている（創立以来50年以上も継続）、さらにこの10年間、実践酪農学という科目で半年間の農場実習も単位化し、授業の一環として位置づけ取り進めている。ここには、酪農家はもちろん、多くの獣医師や農業改良普及員、農協職員、市町村職員、農業高校の教員として働く卒業生がいるという関係が生かされている。また、これとも関連して、多くの共同研究（受託研究・研修）が乳業メーカーや地元の農協、地域の市町村自治体などから委託され、地域の関係者との間で行われている。そして、最近の5年間は、北大と帯広畜産大とともに三大学（地域）連携センターを設立し、学内だけでなく地域での教育・研究の取組みも強化してきている。

北海学園大学では、“徒に官に依拠せず自らの努力をもて立つ、という自主独立の「開拓者精神」を建学の精神とし、経済学部における「地域研修」や、工学部では「寒冷地」という視野に立った学問研究を行い、一般教育では「北海道学」などの地域密着型教育の推進を行っている。さらに、開発研究所（研究並びに研究資料の提供を行うセンター）の設置などで地域社会に研究成果の発信などの貢献している。

北星学園大学では、キリスト教を建学の精神とし、地元との包括協定を結び、教育・研究上の交流事業や、英語教員夏季セミナーの実施、東北大震災へのボランティア活動なども積極的に行っている。

天使大学では、「愛をとおして真理へ」という建学の精神にもとづき、「天使栄養健康クリニック」等、地域住民を対象とした研究を行っている。

札幌学院でも、継続的な公開学習会を地元で行っている。このほかの大学でも、それぞれで建学の精神・理念をもち地元との共同研究や、公開講座などを開催し、地元・道内などへの教育・研究の発信を行っている。これらはまた、いずれもその分野に多くの卒業生を輩出し、そこでの大きな役割を担っているのである。

### 2) 果たしている役割

これまでみたように、北海道私大が果たしている役割としては、第一に教育・研究へ多数の学生を引き受けていること。第二に、それらの学生を教育し、卒業生として地域・地方に多数輩出していること、地方・道内での産業や文化の担い手としての役割を果たしていること。第三に、地域社会との連携を図るセンター（サテライト、研究所）などを設置し、教育・研究の発信をしていること。第四に、教育・研究を担う教職員は、自らの職業・研究として地域社会に共同研究や公開講座、ボランティア活動などで大きく貢献していることなどがあげられる。とくに、自らの教育や研究を通じて、地域社会とは密接不可分に活動しており、地元への還元が大きく、地方・道内の産業や教育・文化の発展に寄与していると考えられる。



## 5. 民主化の闘いと課題、方向性

### (1) 地方私大・北海道などの民主化の闘いと課題

最近、理事会の経営戦略の失敗による入学者の減少の長期化からくる私大財務の悪化を「理由」として、理事会専断体制が人件費の削減、給与の低下、手当の切り下げなどを一方的に提示してきている。例えば、札幌大学では、65歳以上の教員の賃金・退職金の一方的な引き下げや、大学教職員の手当の引き下げ、特任教員の解雇問題などを引き起こしている。また、酪農学園では、「大学改革」の名の下で大学の名称変更問題や、6教員の元評議員に対するスラップ訴訟、学校教育基本法の改悪に「悪乗り」しての理事会専断体制、それによる公選学長の解任問題、教授会の機能の制限、民主的なルールさえも破壊した問題、さらに、一方的な基本給等の給与の引き下げ問題が引き起こされている。

これらのことに、私大教連に結集する組合は、団交や労働委員会の活用、裁判闘争などを展開し、闘いの前進を勝ち取りつつある。同時に、様々な困難な条件の中でも、真に学生・生徒のための教育の充実や教育環境の整備、教育の再建を求める地道な努力が続けられており、2015年5月に、「北海道では高等教育・研究運動の前進をはかると同時に、北海道の高等教育、私学と教育の運動に寄与することを目的」として、北海道高等教育研究所が設立された。この研究所はまだできたばかりであり、今後、道私大教連の闘いといかに連動した研究が構築できるかが課題になっている。

ほかの地方私大の多い九州の組合では、基本的には、改善・撤回・仕切り直し要求にもとづいて、団交を行っている。比較的まともな理事会の大学では、それなりに交渉を行い、妥結している。加盟組合で非民主的な大学は、7～8大学ほどあり、非民主的大学における民主化の闘いは大変困難な状況である。それらの大学では、組合員が少なく、物言えば唇寒しという職場状況が続き、教職員が声を上げなくなっている。また、あるB大学は、現理事会体制になってから非民主的な体制に転換したが、一昨年発表された大幅賃金改定の明示が、教職員の怒りを招き、組合結成となった。現在は、同窓会や後援会、地域の方々も含めて、学院の改善・再生を求める運動を展開している。組合としての取組は、そうした動きへの支援、改悪された賃金制度による差額を請求する訴訟準備、雇止め裁判支援などに力を集中している。組合発足当初は積極的に団交を展開していたが、不誠実団交が繰り返されること、県労働委員会が遠隔地にあることから、この一年近く停滞気味である。今、別の方法で、非民主的理事会体制の転換をめざしているが、このような闘いをいかに前進させていくかが大きな課題となっている。

### (2) 各大学の取り組みの方向性

地方私大では、法人の経営戦略の失敗により、収容定員割れを長期に引き起こし、大学経営の悪化を招きつつあるものが生まれている。これをいかに克服していくかが、地方私大の大きな課題となってきた。それには、まず、大学としての役割・建学の精神をしっかりと確認し、教職員が一丸となって教育研究の充実をはかる必要がある。地元の高卒者等の進学者（率）を高め、地方私大に引き寄せることが課題となる。

そのためには、各大学が魅力ある大学づくりを行い、私大進学市場のマーケティング戦略を確立するという自助努力は当然であるが、地方私立大学の果たしている役割にふさわしい公的財政支援の大幅な拡充が必要である。ところが政府は、東京23区の定員増を抑制し地方振興を図ると言いながら、定員割れ私大については、私大助成を減額するという地方切り捨ての政策をとっている（表3）。

表3 定員割れ私大への制裁

- ① 定員充足率が50%以下の学部には一般補助を不交付
- ② ②50%を上回っていても定員未充足状況に応じて一般補助を減額

一般補助の減額率	▲2%	▲4%	▲8%	▲12%	▲16%	▲22%	▲28%	▲34%	▲42%	▲50%	不交付
学部等ごとの収容定員充足率(医歯学部除く)	90~87%	86~83%	82~79%	78~75%	74~71%	70~67%	66~63%	62~59%	58~55%	54~51%	50%~

注：本表は、日本私大教連が作成

こうした地方切り捨てをやめて、私大助成を拡大すれば、学費の引き下げ、進学者の拡大、進学率の向上は可能であると考え。これによって定員割れがなくなり、財政が安定すれば、教育の「質」をあげるとともに、さらに地方私大の収容力の拡大につながる可能性がある。このことは、様々な課題があるが、地方の私立大学が公立大学に組織替えし、学費を引き下げたら倍以上、中には10倍以上の競争率になったという事実象徴される(表4)。私大助成を求める取り組みは、北海道も九州も、私大教連の組合運動として積極的に位置付けてこれまで闘ってきたが、国だけでなく、地方自治体からの支援についてもより深く研究していく必要があると考える。

表4 私立大学の公立化 学費が下がり、志願率が大きく上昇

	授業料(円)		志願倍率	
	公立化前年度	公立化初年度	公立化前年度	公立化初年度
高知工科大学	940,000	535,800	2.01	19.55
名桜大学	900,000	535,800	1.21	4.48
静岡文化芸術大学	535,800	535,800	10.11	13.71
公立鳥取環境大学	800,000	535,800	2.73	14.54
長岡造形大学	976,000	535,800	4.71	7.03
山陽小野田市立山口東京理科大学	804,000	535,800	9.96	33.19
福知山公立大学	690,000	535,800	1.80	37.36
長野大学	580,000	580,000	4.03	24.87

出典：衆議院文部科学委員会議事録第13号(平成29年4月28日)の政府答弁から日本私大教連が作成。

### (3) 地方自治体に対して要求を掲げることの重要性

これまで述べたように、大学の振興は、地域の発展にとって欠くことができない。そこで多くの自治体が、大学の役割に注目し、私立大学および学生に対する関心を高めてきている<sup>注7)</sup>。

例えば、長野県では「長野県高等教育振興基本方針～信州創生を担う高等教育の振興に向けて～」を策定している。この中で、知識基盤社会への移行と長野県の競争力の確保という課題と人口減少社会に対応するためには、高等教育機関が中核的な役割を果たすと位置づけられている。長野県の高等教育の課題として、①大学進学者の県外流出率が高い、②大学の収容力が全国最低水準、③私立高等教育機関の定員割れが顕著、が挙げられています。県は、「信州高等教育支援センター」を設置して、国公私学の区別無く、大学改革の支援や大学・学部・大学院の新設支援を進めている。学生支援では、県内学生に対する県内就職支援や奨学金等による学生支援が行われている。長野県は、2017年度に5716万円の

高等教育振興費予算を組んでいる。

教育基本法に基づいて各自治体は教育推進計画を策定しているが、残念ながら、北海道教育推進計画の施策項目「高等教育の充実」では、私立大学への言及はない。しかし、これまで、大学への振興としての助成があった。その名残と思われるが、現在でも、例えば、北海道結核予防事業補助金がある。また地方自治体としては、金額は僅かであるが、江別市では、大学連携調査研究事業補助金や大学連携学生地域活動支援事業補助金などを出している。いずれもわずかなもので、やはり、私立高校に出している私立高等学校管理運営事業補助金、私立高等学校授業料軽減事業補助金等の助成が必要である。

すなわち、今後、各自治体において、高等教育振興の方針を具体化するように求めていくことが大切である。

自治体に要求を提出し、実現を求める取り組みでは、京滋私大教連が、他の産別組織とともに共同組織「LDA (Local Democracy Action) —Kyoto」の取り組みとして、京都府議会と京都市議会の議長宛に「学費・奨学金の負担軽減を若者の雇用改善を求める」請願署名を提出している。この中で独自の奨学金返済支援制度の拡充、有利子奨学金に対する利子補給制度の創設など4項目を掲げている。東京私大教連も東京都に対して「私立大学生の学費負担軽減と私立大学の振興策の実施を求めます」との政策要望を提出している。

地方大学の諸課題の解決には、政府に私大助成に対する責任を果たさせることを強く求めると共に、地元自治体が高等教育振興方針をもち、具体的な私立大学および私立大学生に対する支援策をもつよう要求することが重要になってきている。

#### 【注釈】

- 1) 米田貢『『大学改革』の対抗軸はなにか』、佐久間英俊「日本の私立大学の危機的状況と解決の方向」『日本の科学者』（本の泉社、2015. 7）などの論文で次のように指摘しているとおりである。  
すなわち、政府は、「国際的な研究水準をめざし、グローバル人材の輩出をめざす一部のエリート大学には研究・教育資金を集中するが、大多数の大学生が学ぶ私立大学や地方国立大学は『職業訓練校』としてカネをかけずにマスプロ教育をすればよいとしている」のである。「旧教育基本法が排除しようとしてきた政治権力の教育への介入、すなわち政府・財界のめざす人材供給論が、初等・中等教育ばかりではなく学問の自由・大学の自治を基本原理とする高等教育（大学教育）にも浸透しつつある」。
- 2) 私大教連「基調報告」（20頁～28頁）『第26回全国私立大学教育研究集会』（2015. 8）を引用、参照。
- 3) 上地香社「大学進学行動の要因に関する先行研究レビュー」名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育科学専攻『教育論叢』57号（2014年）などを参照。
- 4) 上山浩次郎「大学進学率における地域間格差拡大の内実」北海道大学大学院教育学研究院紀要、2013などを参照。
- 5) 進学率の低い要因は、大学等進学者の家庭状況（親の学歴、職業、家庭の所得）などによるのである。すなわち、全国のなかでは、とくに、北海道は親・家庭の所得が相対的に低水準であると思われる。また、生徒の居住している周辺に大学・短大が少ないなどの収容率（収容力）も少ない。これまでの研究からすると、地域の教育文化水準も高くないと思われる。加えて、北海道では、第一次産業が中心である地域が多く、昨今の農業の自由化の圧力により農産物価格の低下が問題となっており、農家の農業所得などが低下傾向にある。さらに、全体的にも地域経済が依然として厳しい状況下にある。このことに関連して、こどもの親・家族の年間所得が低水準であるなど、家庭・家族の経済的条件が厳しい。それゆえに、高校卒業生は大学等への進学というよりは、専門学校や就職へと進む者が相対的に多い。また、18歳人口の減少だけでなく、地域的な収容力とも関連して、子供の大学等への進学意欲が弱いという問題点もあると思われる（前回の全国私大教研集会で考察・報告済みである）。
- 6) 一般的な統計資料北海道商工会議所連合会「高校生・大学生等、新卒者人材確保に関するアンケート集計結果」（平

成27年11月)などを参照した。ただし、この集計結果には高校生の就職先も含むものである。

7) 日本私大教連『日本の私立大学No.28』2018年4月の野中郁江・山賀徹・三宅祥隆氏らの整理したものを引用し、追記をしたものである。

**【参考文献】**

- 1) 日本科学者会議大学問題委員会「危機に直面している日本の大学」合同出版2013.12
- 2) 日本私大教連「私立大学政策提言(2012年8月改訂)」
- 3) 野中郁江・山賀徹「今日の私立大学 問題の所在と解決のすじ道」『経済』2018年1月号

**【付記】** 本稿は、これまでの全国私大教研集会での報告や研究所のニューズレターの拙稿と、日本私大教連の『日本の私立大学No.28』2018年4月の主に拙稿部分から引用と加筆によって、補正したものである。

[地方私大の公立化の動向報告]

## I. 京都府福知山市における「福知山公立大学」の設置経緯と今後の課題

研究所顧問 藤永 弘 (札幌学院大学名誉教授)

### はじめに

2017年11月15日に、日本最初の「地域経営学部」を開設した「福知山公立大学地域経営学部第3回教員セミナー」にて「地域経営学 (Regional Management) とは何か—日本学術会議での審議経過と内容—」のテーマで講演をする機会をいただいた。地域経営学の学術的理論構築を目指して、日本学術会議経営学委員会「地域経営学の研究・教育のあり方検討分科会」(第23期分科会委員長:藤永弘)で審議している一人として大変関心を持って講演を行い、地域経営学の研究と教育に取り組みまておられる先生方と意見交換をさせていただいた。

新たな学問分野としての地域経営学に対する定義については、分科会としての定義は現在審議中であるが、私の地域経営学に関する定義については、現在次のように考えている旨報告した。

- ① 地域経営学は、「持続可能な自立・自律した地域社会の創生」に向けて、地域特性・地域資源を活かした「地域価値の創造」のための課題設定とその解決を図る科学的な知識体系である。
- ② 地域経営学は、地域社会全体を「経営主体」(継続的事業体)として、地域社会を構成する「各種経営主体」(各種継続的事業体)が連携・協働して、地域社会の「全体地域価値の最大化」を目指すと共に、各種経営主体の「個別価値の最大化・最適化」を目指す行為である。
- ③ 地域経営学の地域価値は、「社会価値」(地域特有な歴史価値・文化価値・自然価値等)、「組織価値」(地域特有な組織文化価値・コミュニティ価値・イノベーション価値等)、「経済価値」(地域特有な有形・無形な物的資源価値・人的資源価値・財政力およびキャッシュフロー価値等)から構成される。
- ④ 地域経営学の地域価値の創造は、「地域内地域価値の創造」と共に、他の地域との連携・協働による「広域地域価値の創造」が必要である。

(注) 地域社会における各種経営主体(各種継続的事業体)には、私企業、公企業、自治体、学校、病院、NPO、家庭等が含まれる。

地域経営学の研究・教育の内容に関しては、他の機会に報告させていただくこととして、京都府福知山市の「市民の大学」・「地域のための大学」・「世界とともに歩む大学」として開設された公立大学「福知山公立大学」の設置経緯と今後の課題についてについて報告し、私立大学の公立化について考えることにする。

### 1. 公立大学の多様な設置形態

周知のように、小規模な地方私立大学が公立大学に転換されている。具体的には、周知のように2009年には「高知工科大学」(高知県香美市)、2010年には「静岡文化芸術大学」(静岡県浜松市)、「名桜大学」(沖

縄県名護市)、2012年には「鳥取環境大学」(鳥取県鳥取市)、2014年には「長岡造形大学」(新潟県長岡市)、2016年には「山口東京理科大学」(山口県小野田市)、「福知山公立大学」(京都府福知山市)、2017年には「長野大学」(長野県上田市)、2018年には「諏訪東京理科大学」(長野県諏訪市)、「公立小松大学」(石川県小松市)などである。今後も小規模な私立大学の公立大学化が続く見通しである。

私立大学の公立化、公立大学の開設の背景には、①少子化に伴う小規模な地方私立大学の入学志願者の減少、②継続可能な財政規模でないために大学経営の困難、③地方創生総合戦略としての公立大学の開設の必要性、④首都圏の大規模大学への入学の容易化等が考えられる。

公立大学の開設形態には、多様な設置形態が考えられるが、中央教育審議会大学分科会将来構想部会の「公立大学の諸課題とその将来構想に向けての議論」によれば次のように整理できる。

#### ①「公私協力大学」

自治体(地方公共団体)が土地や校舎等の建物及び設備の一部又は資金を準備し、学校法人に対して経常費の一部を補助する場合。

#### ②「公設民営大学」

自治体(地方公共団体)が主体となって大学設置を計画し、設置経費の全てを公費で賄う場合で、設置経費(創設費)はあるが運営経費に税金を使えないが大学設置を望む場合。

#### ③「法人化公立大学」

地方独立行政法人法(地独法)を踏まえて、公立大学法人が設置した公立大学で、公立大学の設置及び管理に関して、設立団体と地方自治体の議会の決議が必要とされる事項がある。また、法人化公立大学の運営経費は、設立団体となる地方自治体の財源の一部が運営交付金として措置される。

このように、公立大学の設置形態は、地域創生のために公立学校を新設の場合、既設の私立大学を公立大学に転換する場合等の公立大学設置の背景や公立化の理由は多様である。

## 2. 福知山公立大学の設置経緯―

① 福知山市は、昭和50年の「福知山市総合計画」に、「4年制大学誘致構想」を位置づけたのを契機に、大学設置の取り組みを行ったが、当時は大学の開設が困難な時でもあったので、平成10年に福知山市と学校法人成美学園との間で「社会に貢献する有能な人材の育成を目指すと共に、地域の教育文化の振興・発展と活性化に寄与すること」を目的として、「公私協力方式」によって、平成12年4月1日に北近畿地域唯一の4年制大学として「京都創成大学」(「経営情報学部・経営情報学科」を開学した。平成19年に経営情報学科を「ビジネス学科」に変更し、「医療福祉マネジメント学科」を増設した。

「公私協力方式」として福知山市は、新校舎建設工事費等に27億円の支援を行ったが、以後は運営経費面の支援は行っていない。その後、平成22年に「成美大学」に大学名を変更している。

② しかし、開学当時から入学定員割れが続き、少子化による18歳人口減少等もあり、大学経営は厳しい状況に陥った。平成22年には機関別認証評価において「不適合」判定を受けた。さらに、平成25年には経営悪化により地域金融機関から融資が断られる事態(銀行取引停止状態)になった。

③ 平成26年6月に、成美大学の公立化を求める市民の会及び学校法人成美学園より、「成美大学の公立化を求める要望書」が福知山市長に提出され、8月1日に市民から34,000人の署名が提出された。

④ 福知山市は、公私協力方式による4年制大学を開学した経緯も踏まえて、福知山市及び北近畿地域

の活性化に大学が果たすべき役割や大学の存在意義を見極めると共に、福知山市が公立化に伴う大学への支援や関与の在り方について方針決定を図るため「4年制大学のあり方に関する有識者会議」を設置し、成美大学の過去の取り組みや今後の改革の妥当性について審議を行い、福知山市及び北近畿地区における4年制大学の存在意義について検討を行った。

- ⑤ 平成26年2月11日に、「4年制大学のあり方に関する有識者会議」より検討報告書が提出され、「地域における大学の意義に照らして福山市が目指すべき大学のビジョンや大学の教育・研究体制のあり方」を速やかに検討するようとの提言があった。
- ⑥ 福知山市では、この提言を踏まえて、地域における大学の意義に照らして大学の目指すべき将来像や教育・研究体制を検討するために「公立大学検討会議」を設置し、平成27年1月26日から検討会議を開催し、福知山市における4年制大学の意義、教育内容、研究内容、大学組織内容等について議論を行った。
- ⑦ 「公立大学検討会議」は、平成27年3月に公表した「教育のまち福知山『学びの拠点』基本構想」に基づき、公立大学法人の運営する公立大学の平成28年4月の開学に向け、「公立大学設置準備委員会」を設置した。
- ⑧ 「公立大学設置準備委員会」は、「法人の定款」の作成、「教育課程と教育内容」、「法人の組織体制」、「大学の運営体制」、「教職員の人事制度」の確立に向けて議論を行った。そして平成28年4月の開学に向けて「福知山公立大学」設置申請を行った。
- ⑨ 平成28年4月に、「福知山市民の大学」・「地域のための大学」・「世界とともに歩む大学」として「福知山公立大学」（学長：井口和起先生）が開学した。
- ⑩ 福知山公立大学「地域経営学部」の開設時の入学定員は、開設時の2016年度50名で、2017年度120名に変更され、地域経営学科と及び医療福祉経営学科の1学部2学科で構成されている。

### 3. 福知山公立大学の課題

福知山公立大学の井口和起学長が、私立大学の公立化2年目に当たって、「私立大学 公立化後の課題」のテーマで日本経済新聞、(2018年3月2日)に投稿され、「福知山公立大学の課題と大学経営」について紹介されている。私立大学の公立化および新たな公立大学の開学に関する問題や公立大学経営の問題について多くの学ぶべき点があるので紹介する。まず、自治体が誘致した私立大学の公立化が相次いでいるが、公立化による効果は数年で終わるとして、「住民参加型の大学づくり」が重要であると指摘されている。そして福知山公立大学直面する課題とその解決策として次の点を指摘している。「私立大学の公立化」や「地域創生のための公立大学の新設」による「知の拠点・学びの拠点」としての公立大学の開設に多くの示唆を示している。

- ① 入学定員の確保：前身の私立大学は200名の定員で発足したが、慢性的な定員割れで最後に定員を50名に削減していた。それを公立化により定員を120名（開設時50名）にし、全国から受験生を集め定員を充足できた。
- ② 新たに掲げた基本理念「市民の大学・地域のための大学・世界とともに歩む大学」に相応しい大学として、入学・教育課程・学位授与に関わる3つのポリシーの確立とカリキュラム改革ができた。
- ③ 基本理念を実現するための「地域協働型教育研究」の体制づくりと教育研究活動を開始した。
- ④ 前身の私立大学から引き継いだ学生の就職支援を行うことが出来た。

- ⑤ 今後、7年に1回、機関別認証評価で「適合」の認定を得ること。：前身の私立大学が平成22年に「不適合」の認証評価を受けたので、年度末には「適合」の認定を得て大学としての体制の認証を得たい。さらに、福知山公立大学は、公立化2年目であるが、福知山市の「知の拠点・学びの拠点」として、住民参加型大学づくりが市民、教員・職員、大学経営者、外部の関係者の協力で順調に進んでいる。

このような福知山公立大学の私立大学の公立化の経緯と大学経営は、日本学術会議経営学委員会「地域経営学の研究・教育のあり方検討分科会」で、地域主権型時代を迎えて、「持続可能な地域社会の創生に向けて、地域特性・地域資源を活かした地域価値の創造のための『地域経営学』」の学術的・実践的な理論構築のための研究・審議を行っている中で、地域協働型大学を福知山公立大学地域経営学部の大学経営理念と大学経営は、既存の公立大学や私立大学の公立化を目指す大学に対しては多くの示唆を与えてくれる。

北海道においても旭川市、千歳市において私立大学の公立化に向けての検討が行われているが、私立大学の公立化は、福知山公立大学の事例のように、「私立大学の生き残り策」ではなく、「私立大学の教職員の失業対策」でもなく、大学は「地域創生」のための地域社会の「知の拠点・学びの拠点・学び直しの拠点」としての地域の研究・教育資産であるので、私立大学の公立化や公立大学の新設は、「地域創生総合計画・総合戦略」の中で、私立大学の公立化であっても、新たな「公立大学の開設」の問題として検討を行う必要がある。しかし、地域に誘致した既存の私立大学は、「地域創生に貢献してきた貴重な地域の研究・教育資源」であったことから、より充実した役割を担う公立大学のために、私立大学の継続可能な研究・教育資源は継続すべきである。

また、地域の公立大学、私立大学は、継続可能な地域社会の創生の一翼を担うことから、継続可能な公立大学、私立大学であるためには、教員の研究条件・職員の職場条件、学生の学修条件の整備・改善、建物・施設の整備・更新やメンテナンス等に必要「資金調達・運用のための長期・短期の財務計画」による経済的自立が求められる。福知山公立大学においては、持続可能な公立大学であるために、長期にわたる「財務シミュレーション」を行っている。

私立大学の公立化には、地域の特性により多様な方法がとられているが、福知山公立大学の公立化の経緯からは、多くの示唆を与えてくれる。福知山公立大学への公立化の特色を取り上げる。

#### (1) 大学の特色と基本理念

北近畿地区の地域活性化を使命に、特色ある「地域協働型教育研究大学」を挙げて、私立大の公立化に取り組み、市民の皆様から信頼され、愛される大学を目指し、大学像として①「市民の大学」、②「地域のための大学」、③「世界とともに歩む大学」として福知山公立大学を開設している。

#### (2) 「目指すべき大学像」として次の大学像を描いている。

- ① 地域と世界をつなぐ、グローカリズム研究実践の拠点大学
- ② 地域社会を支え、地域社会に支えられる大学、
- ③ 持続可能な社会の創出に貢献する大学

#### (3) 地域協働・地域連携体制（「北近畿地域連携センター」の設置など）の確立し、次の「中期目標」を挙げている。

- ① 地域社会における課題を踏まえた「大学資源の総合的展開」
- ② 地域課題に即した「多世代型人材育成」
- ③ 持続可能な産業形成、雇用創出に関する「学術的アプローチの提供」



- ④ 地域産業・地域活動と地域外資源との「コーディネート」
- ⑤ 地域協働が実施可能な「人的配置の実施」（教職員の育成、組織体制の強化）
- (4) 持続可能な「地域協働型教育研究大学」であるために「福知山公立大学の財政シミュレーション」による「大学の長期事業計画と長期財務計画の策定」（平成28年開学時の収支マイナスを平成32年以降に収支をプラスにする）

以上、福知山市における福知山公立大学の開設までの経緯の概略を述べたが、北海道の旭川市、千歳市等の私立大学の公立化、公立大学の新設に当たっての検討・議論において、旭川市、千歳市の持続的の持続可能な地域社会を創生するための「地の拠点・学び直しの場」としての「私立大学の公立化、公立大学の新設」の議論の参考になれば幸いである。



## II. 旭川大学公立化（旭川市立化）構想の動向と課題

研究所理事 寺本千名夫（専修大道短大元教授）

### 1. はじめに

全国的な現象として18歳人口の減少があり、経営の厳しい私立大学の再編問題も各地で始まっている。その一つの流れとして私立大学の公立化問題も存在していると理解することが出来よう（参照：参考資料1）。旭川市の場合もその例外ではない。しかし、それだけではない。旭川大学の公立化構想は、市民によるものづくり大学構想がスタートとなっており、取り組み全体が市民自身による積極的な大学づくりとなっている。

その一連の動きが大詰めを迎えつつある。本年1月26日(金)には、最後の有識者懇談会（第6回旭川大学の公立化検討に関する有識者懇談会）が開催され、そこで事務局による「有識者懇談会報告書」（案）が承認され、昨年11月に実施された「旭川大学をベースとした公立大学の設置に関するアンケート調査」（市民アンケート）の集計結果が公表されている。

本稿は、その発端である、2010年6月の東海大学芸術工学部の学生募集停止発表から、「公立「ものづくり大学」の開設を目指す市民の会」の設立を経て、2018年1月の「有識者懇談会報告書」（「旭川大学をベースとした公立大学の設置に関するアンケート調査」のを含む）の発表までの、旭川大学公立化（旭川市立化）運動の大きな流れを、素描することを最重要課題とした。したがって、本来であれば詳細に語らねばならぬ多くの事柄を割愛せざるを得なかったことをあらかじめお断りしておきたい。

具体的には、東海大学芸術工学部時代の大学と地元家具製造業者の皆さんとの交流、運動の口火を切り、下支えしてきた「公立「ものづくり大学」の開設を目指す市民の会」の数々の取り組み、地域に関わることを建学の精神とする旭川大学の地域貢献活動、旭川市役所の2014～15年にかけての高等教育機関設立に関する検討会の内容、有識者懇談会の設定と「有識者懇談会報告書」のとりまとめ（市民アンケートの実施・集計を含めて）、市議会での数度にわたる質疑等、を指摘することが出来る。可能であれば、後日の課題としたい。

また、本稿のスタイルに関しても、お断りしておく必要があるようである。本研究事務局より、筆者に与えられた分量はA4で10枚ということであった。冒頭部を書き始めたところ、到底、全体は書ききれないということに気がついた。そこで、通常の記事化はあきらめて、報告要旨的な文体に切り替えて、全体の動向を素描することに力を注ぐことにした。そのため、体裁が整わず、見苦しいこと限りなしであるが、なんとかご了解いただきたい。

参考資料1 私立大学から公立化した大学と計画・検討中などの私立大学

1. 私立大学から公立化した大学（公設民営の大学が多い）
  - 1) 高知工科大学 2009年 高知県香美市
  - 2) 静岡文化芸術大学 2010年 静岡県浜松市

- 3) 名桜大学 2010年 沖縄県名護市
- 4) 公立鳥取環境大 2012年 鳥取県鳥取市
- 5) 長岡造形大学 2014年 新潟県長岡市
- 6) 福知山公立大学 2016年 京都府福知山市
- 7) 山陽小野田市立山口東京理科大学 2016年 山口県山陽小野田市
- 8) 長野大学 2017年 長野県上田市
- 9) 千歳科学技術大学 2019年 北海道千歳市 (授業料136万円→54万円検討)

## 2. 公立化を計画・検討中などの私立大学

- 1) 小松短大 2018年 石川県小松市 (同時に4年制化も予定)
- 2) 諏訪東京理科大学 2018年 長野県茅野市
- 3) 旭川大学 検討中未定 北海道旭川市
- 4) 新潟産業大学 調査中未定 新潟県柏崎市

## 2. 発端。東海大学旭川キャンパスの閉鎖の発表 (2010年6月7日)

- 1. 発端 東海大学芸術工学部はくらしデザイン学科、建築・環境デザイン学科の学生募集停止、14年度末に札幌キャンパスに新学科設立 (12年国際文化学部文化デザイン学科)、を発表。
- 2. 東海大学旭川キャンパス小史  
1972年 東海大学工芸短期大学、1977年 北海道東海大学芸術工学部となり、2008年に東海大学と統合 (くらしデザイン学科、建築・環境デザイン学科)。
- 3. 東海大学芸術工学部と地域の結びつき
  - ①高大連携：くらしデザイン学科と北海道おといねっぶ美術工芸高等学校。同高は「木の手づくり展」を例年6月～7月上川合同庁舎 (旭川市永山) で開催していた。現在、同校は、札幌キャンパスの国際文化学部文化デザイン学科と連携している。
  - ②東海大学芸術工学部くらしデザイン学科と旭川家具生産者の共同事業  
「国際家具デザインフェア旭川 (IFDA) 3年に1度開催 2017年10回目  
「国際家具デザインコンペティション」—国際的デザイナーの登竜門として注目  
「旭川家具産地展」(2015年から「ASAHIKAWA DESIGN WEEK」に改称

## 3. 「公立「ものづくり大学」の開設を目指す市民の会」の発足 (2011年8月8日)

- 1. 北海道中小企業家同友会旭川支部 閉鎖問題を考えるシンポジウム3回開催
- 2. 引き続き旭川に芸術、デザインを中心にもものづくり人材を育む公立大学が必要であること、この実現のための運動を展開するための市民の会を設立
- 3. 木工、金属、陶器など工芸産業や建設関連、食品産業といった「知的ものづくり」を建学精神に掲げる大学の設立を目指す
- 4. 会長 長原實カンディハウス会長・旭川家具工業協同組合会長
- 5. 長原会長の公立「ものづくり大学」のイメージ
  - ①長原實 1935年東川町生まれ 旭川高等技専卒業、家具メーカー勤務、市派遣の技術研修生と

して西ドイツ3年半、1968年家具製造会社「インテリアセンター（現カンディハウス）」を設立、79年社長、97年から会長。旭川家具工業協同組合会長

②なぜ今、旭川に大学なのか

「旭川一昔からものづくりの町、地域が主体的に力を保つには、若者にとって夢と希望に満ちた地域である必要」

③なぜ公立か

「学費が安い、安心感、地域の産学官が主体的に関わるには市立がよい」

④大学のイメージを

「少数精鋭のコンパクトな大学 『地域ものづくり学部 地域創造デザイン科』、各学年100人。農産品高度化、生活用品開発など5コース、将来はコースが新学科。デザインを中心に未来を創造—地元はもとより国内外から学生・教員集まる。」

⑤初期投資や運営費用など

「既存施設の活用、1年目…市工芸センターが使っている建物。その後は、中小企業大学校旭川校、道立旭川高等技専の建物、設備を利用、東海大の実習工房なども生かしたい。運営面—授業料と国の交付金、市が産業界支援として運営している工芸センターと工業技術センターの予算を吸収すれば、7億円確保できる。」

⑥市の反応は良くない

「財政が厳しいからでしょう。要望書提出時・西川市長「勉強させてください」と。開設には意思決定から3年かかるので今の任期中に決めてほしい。」と要望した。

⑦運動の手応えや市民の関心

「費用・PR不足。経営者守りの姿勢、ローカルの個性大事—例：刃物のゾーリング、陶磁器のマイセンなど。」

(2012年5月27日 北海道新聞社「さんで—対談 いんたびゅー」)(ママ)

6. 公立「ものづくり大学」設立に関する署名活動

2012年11月30日、目標35,000筆突破（旭川市人口の10%）、旭川市へ署名提出

7. 長原氏他界（2015年10月）→現会長 伊藤友一氏（デザインピークス—広告デザイン制作・「旭川ラーメンバズ」96年永山地区に「あさひかわラーメン村」等）へ

8. パンフレット作成して西川市長へ提出（2015年11月）

「旭川市立北海道ものづくり大学（仮称）地域ものづくり学部ものづくりデザイン科」①「六次産業化」、②「家具クラフト生産」、③「生活空間形成」、④「情報創造」のコース、定員80人。基本理念「自然を敬い 人を愛する社会を、デザインで実現する。」

## 4. 旭川市の動き

1. 旭川市は2013年度に有識者による会議を開催して「旭川市における高等教育機関に関する調査報告書」（2014年3月）を発表。
2. さらに、2014年9月～2015年2月「旭川市の高等教育を考える会議」を開催（11人の委員—教育機関、PTA、経済界等の代表で5回開催—）して、「旭川市の高等教育を考える会議報告書」（2015年3月）をとりまとめている。当初は、将来像を打ち出し、コンサルタントへ調査委託

をする計画だったようであるが、結果的に「福祉工学部、養護、介護、看護、ものづくり（農工連携、医工連携、商工連携、ICT）、まちづくり、都市計画、観光、ビジネスマネジメントなどの学部が考えられる」と候補が上げられただけで、学部を絞れずコンサルタントへ調査委託が出来なかった、とのことである。なお、この会議の中で、はじめて旭川大学の公立化の話が出たとのことである。

3. 西川市長は、当初「公立大学の開設」を選挙公約として当選しながらも（2014年秋、現在3期目）、公立「ものづくり大学」の開設を目指す市民の会の動きには一定の距離をとっていた。理由は、旭川市の財政問題であろうと言われていた。当時、①新庁舎建設約150億円建設（基金2016年度末19.5億円）、並行して市民文化会館の建設約100億円が必要だと言われていた。（市長は、同時着工は避けたい意向）。②市債の償還額は、年間約180億円（市予算の約11%）であった。

## 5. 旭川大学による公立化要望（2016年2月）と旭川市の対応

### 1. 旭川大学の概要

- 1) 建学の理念は「地域に根ざし、地域を拓き、地域に開かれた大学」である。
  - 2) 学部学科構成は、経済学部経営経済学科100名、保健福祉学部コミュニティ福祉学科60名、保健看護学科60名、短期大学部幼児教育学科100名、生活学科生活福祉専攻50名、同食物栄養専攻50名となっている。
  - 3) 旭川大学地域研究所（地域連携センター）旭川大学 AEL 事業・AEL（あえる）＝「旭川大学生涯学習エクステンションカレッジ計画」Asahikawa University Extension college of Lifelong-learning for Local Citizen
  - 4) 学校法人旭川大学附属学校は、①旭川大学情報ビジネス専門学校 定員40名、国家資格取得コース（システムエンジニアコース）男女20名、マルチメディアコース男女20名、②旭川大学高等学校 定員225名（特進コース40名、ライセンスコース40名、体育コース40名、普通コース105名）、③付属幼稚園 定員180名（3年保育3歳児約40名、2年保育4歳児約30名）である。
2. 2016年2月2日、旭川大学山内理事長・学長は、旭川市へ公立大学法人化を求める要望書の提出。同氏は、大手私大の撤退・札幌一極集中の中で、旭川大学公立化・総合大学化を目指し、知識、人材供給の「地域のダム」となる大学を目指すと言。旭川大学は、無借金経営・借入ゼロ・総資産90億円、キャッシュフロー40億円近くの経営状態である。旭川大学の2015年度の定員充足率は、参考資料2の通りである。
  3. 2016年3月31日、東海大学、旭川キャンパスの土地・建物を旭川市に寄贈
  4. 旭川市は、上述の旭川大学の提案を受けて、正式に公立大学開設の問題を「旭川大学の公立化」と焦点を明確化し、併せて公立化のための4つの条件を示した。
  5. 西川市長のこの選択の理由―議員の「市長は『ものづくり大学』を検討から、なぜ、公約にない旭川大学の公立化に特化したのか」との質問に対して答えて。

「①今年2月、旭川大学から要望書が提出された。

②市単独で公立大学を設置した場合、旭川大学の運営が厳しくなると言われている。

③市の財政状況を総合的に考え、公立大学としての使命を踏まえながら旭川大学の教育資産を有効活用する。」市議会第4回定例会（2016年12月7日～9日）

参考資料 2

旭川大学の定員（1～4年）・現員・定員充足率（2015年度）

		(人、%)		
学部学科		定員	現員	定員充足率
大学	経済学部経営経済学科	400	330	82.5
	保健福祉学部コミュニティ福祉学科	220	133	60.5
	保健福祉学部保健看護学科	240	274	114.2
	大学小計	860	737	85.7
短大	幼児教育学科	200	149	74.5
	生活学科食物栄養専攻	100	93	93.0
	生活学科生活福祉専攻	100	33	33.0
	短大小計	400	275	68.8
大学院経済学研究科・地域政策専攻		14	12	85.7
短大・福祉専攻		35	13	37.1
大学・短大・その他 総計		1,309	1,037	79.2

資料：『学校基本調査』2015年度版

6. 旭川市による旭川大学公立化のための4条件

- 1) 公立化の対象は旭川大学・同短期大学部、附属学校である旭川大学情報ビジネス専門学校、旭川大学高等学校、旭川大学付属幼稚園を別法人とすべし（法人分離）
  - 2) 現在の学部・学科構成の見直し
  - 3) 旭川大の資金で建物の耐震化工事を行う
  - 4) 「ものづくり系の学部・学科」の設置
7. 旭川大学山内理事長・学長は、次節旭川大学の公立化を検討するための有識者懇談会において、旭川市による旭川大学公立化のための4条件について、答えている。

6. 「旭川大学の公立化検討に関する有識者懇談会」の立ち上げ（2017年2月）と審議

1. 有識者懇談会の構成メンバー 9名、内訳：公立「ものづくり大学」の開設を目指す市民の会・家具協同組合関係者3名、国立大学学長・副学長経験者2名、北海道庁・経済政策担当者2名、商工会議所1名、高校長1名

参考資料 3

「旭川大学の公立化検討に関する有識者懇談会」名簿

- |         |                                    |
|---------|------------------------------------|
| 五十嵐 智嘉子 | 一般社団法人 北海道総合研究調査会 理事長              |
| 伊藤 友一   | 旭川に公立「ものづくり大学」の開設を目指す市民の会会長        |
| 大矢 繫夫   | 元国立大学法人小樽商科大学 副学長（現国立大学法人北見工業大学理事） |
| 加納 孝之   | 北海道上川総合振興局 地域創生部長                  |
| 澁谷 邦男   | 旭川に公立「ものづくり大学」開設を目指す市民の会副会長        |
| 長澤 秀行   | 元国立大学法人帯広畜産大学 学長（現公益財団法人とかち財団理事長）  |
| 原田 直彦   | 旭川商工会議所 副会頭                        |

山根 治彦 北海道旭川東高等学校 校長  
渡辺 直行 旭川家具工業協同組合 代表理事

注1：澁谷邦男氏は元東海大学教授

注2：渡辺直行氏は旭川に公立「ものづくり大学」の開設を目指す市民の会副会長

注3：加納孝之氏は転勤により、第3回から大野哲弘氏と交代、

## 2. 旭川大学の旭川大学公立化のための4条件への回答

有識者懇談会が開催され、第1回（2月2日）は顔合わせ、第2回（3月28日）から実質的に懇談会開始。旭川大学山内理事長・学長は、第2回懇談会で、口頭で4条件に関して回答し、4月11日に文書化している。その要旨は以下の通りである。

- 1) 学部学科の見直しに関して。「あと1～2年様子を見たい。定員充足できていない両学科、専攻の改組、廃止も、定員減等が協議を前進させる条件となるなら、外国人受け入れなども含めた別途方策を講じながら応じる」（主旨）
- 2) ものづくり系学部・学科の設置に関して。「地域デザイン学部(仮称)」の新設。そこで、「人文・社会科学および農学・工学分野の利活用技術の基礎知識を教授する異分野融合のカリキュラムを展開したい」。

同時に、「経済学部内に新学科を開設したい。新学部開設は教員確保、授業計画を整えての文科省への認可申請が必要 スピードを持った市立大学化のためには、①学科名称の変更、②段階的に学部の整備、という道もあることを提案したい。」

## 3. 第3回（6月6日）は、旭川大学から出された「学部・学科の見直し」について

- 1) 議論はそれほど進展しなかった。ものづくり系学部については、ものづくり市民の会の主要な三人の委員がいることもあって、議論は、ものづくり市民の会の主張中心に展開された。
- 2) 進学校校長の委員からは、他地域へ行かなくても良い、本格的な人文・社会科学を含む公立大学の設立が必要ではないか、との議論が展開された。
- 3) 道経済担当委員の二人からは名寄市立大学の看護・福祉系学部との競合の問題を指摘、広域的な公立大学なのだから、そういう点も考慮すべきではないか、との議論も展開された。

## 4. 第4回（8月22日）は、4条件のうちの「ものづくり系学部の設置」について議論の対象で、がなされた。「ものづくり大学…市民の会」の伊藤会長から同会の案が提案され、同時に、市の案も示された。

### 1) 「ものづくり大学…市民の会」（案）

①大学名「公立旭川創造大学」、②建学の精神「創造無限—自然を敬い 人を愛する社会を、英知と想像力で実現する」③学部名「地域ものづくりデザイン学部」

グローバル社会において、地域でも世界でも通用する「創造的ものづくりデザイン」の能力を備えた人材を育成。家具産地としての旭川の地盤や、北海道の特徴である農業や林業などの地域資源を活用した、他地域にはない特色ある学部を目指す。④学科名「イノベーションデザイン学科」、⑤コース名・定員数「ものづくりデザインコース」40人。

\* 専門科目：プロダクトデザイン、材料構造学、生産工学、制作技術、人間工学等  
「ことづくりデザインコース」40人

\* 専門科目：コミュニケーションデザイン、商品開発、情報デザイン、デザインマネジメント、



アドバタイジング、パッケージデザイン、店舗設計、インテリアデザイン、流通計画、デジタル技術、WEBデザイン、WEBショップ運営、等

2) 旭川市一初めて市独自の構想案（校舎面積11,000㎡、専任教員数69人等も付記）

「イノベーションデザイン学部イノベーションデザイン学科」80人。学部の考え方

「価値観の多様化や超高齢社会の進行による社会構造の変化がさらに進む状況において、多角的な視点から世の中の動向を捉え、柔軟な発想を持って新たな価値を創造していくことが出来る人材を養成する。」

\* 専門科目：デザインマネジメント論、コミュニケーションデザイン論、地域資源コーディネート論、統計学、データ分析論、行動経済学、マーケティング論メディア活用論、公共政策論、国際経済論、地域経済論、商品流通論、農業経営論等

3) 委員から既存の学部、大学全体のミッションとの整合性をどうするかとの意見も出された。

5. 第5回（10月17日）各委員からこれまでの議論を踏まえて論点整理が行われた。

## 7. 旭川市議会「旭川大学の市立化等調査特別委員会」（10月26日）

1. 伊藤会長「地域ものづくりデザイン学部」の特徴として「家具を核とし、自然や食、農業を融合させ、イノベーションデザインを学べる学部を目指す」
2. 山内理事長・学長—9月12日に開いた旭大独自の有識者懇談会の結果を踏まえて、新設学部案の練り直しを表明。その上で、「農業や食などと結び付けたものづくりや、家具に特化せずプロダクトデザインを養成する学部を検討」と説明。基本は、総合大学の中での「ものづくり学部」の新設であることを強調している。

## 8. 『旭川大学の公立化検討に関する有識者懇談会報告書』（以下—報告書）（2018年1月26日）の構成

『報告書』は、有識者懇談会での議論だけではなく、「ものづくり市民の会」の署名活動の時期の頃からの公立化の検討内容を踏まえたものである。本稿との対比で言えば、「IV旭川市の動き」以降の内容と重なっている。また、本来の有識者懇談会の内容と関わっている『報告書』の「7学校法人旭川大からの回答書を踏まえた意見聴取の状況」の内容は、本報告の「VI「旭川大学の公立化検討に関する有識者懇談会」の立ち上げ（2017年2月）と審議」と重なっている。

大まかに言うと、『報告書』では、6回の懇談会の内容を、以下のように整理している。「ア 公立大学の理念」を、①教育・研究機関の側面、②人材教育の側面、③地域貢献の側面という三つの側面から、「イ 公立大学における学部像」を、①学部・学科の見直しについて、②ものづくり系学部等について、の二点で整理し、「ウ 大学の運営」で結んでいる。「ア 公立大学の理念」の部分は、一番時間がかけられた箇所でもあり、今後の大学づくりの中で、具体化されていくことを期待したい。

### 『旭川大学の公立化検討に関する有識者懇談会報告書』目次

- 1 はじめに
- 2 本市における公立大学検討の経過

- 3 公立大学の設置検討に当たっての大学等に関する状況
- 4 学校法人旭川大学の現状
- 5 学校法人旭川大学からの回答書の概要
- 6 旭川大学及び同短期大学部の公立化移行に係る経営シミュレーション
- 7 学校法人旭川大からの回答書を踏まえた意見聴取の状況
- 8 市民アンケートなどの結果概要
- 9 今後の検討についての方向性

資料編 （傍線部：有識者懇談会の検討内容と関わる箇所一引用者）

## 9. 市民アンケート（「旭川大学をベースとした公立大学の設置に関するアンケート調査」）

旭川市は、2017年11月初旬、「旭川大学をベースとした公立大学の設置に関するアンケート調査」を、無作為で、市民3,000名、高校生3,000名、計6,000名にアンケートを実施した。以下がその概要であり、興味深い内容となっている。なお、アンケート結果は、『報告書』に納められている。

### 1. 旭大ベースの公立大学についての認知度

市民：知っていた55.5%、アンケートで初めて44.5%

高校生：知っていた25.4%、アンケートで初めて74.6%

教員：知っていた92.2%、アンケートで初めて7.8%（教員は各高校の進路指導教員）

### 2. 旭大ベースの公立大学設置について

市民：妥当30.7%、概ね妥当25.5%

教員：どちらとも言えない34.4%、妥当25.0%、概ね妥当23.4%

### 3. 公立大設置の場合の期待

市民：①地域が必要とする人材育成63.0%、②先端技術・知識、創造能力の習得やそれに係る専門的研究39.8%、③地元高校・企業との連携39.7%

高校生：①学びたい学問分野がある（高校生のみ）46.4%、②就職に関する手厚いサポート39.1%、③地域が必要とする人材育成34.5%

教員：①地域が必要とする人材育成56.3%、②地元高校・企業との連携51.6%、②地域の学生の入学に対する一定の配慮51.6%

### 4. 旭大ベースの公立大学設置の課題

市民：①少子化が進む中での学生確保65.3%、②学生にとって魅力的な学部学科の存在53.1%、③赤字運営時における市の財政負担46.6%

教員：①学生にとって魅力的な学部学科の存在73.4%、②少子化が進む中での学生確保45.3%、③公立大学移行時の市の財政負担37.5%

### 5. ものづくり系学部の案について

市民：①概ね良い30.4%、②良い28.3%、③どちらとも言えない19.6%

高校生：①良い40.2%、②概ね良い20.0%、③わからない19.0%

教員：①どちらとも言えない34.4%、②概ね良い21.3%、③良い14.8%

### 6. 進学先の対象となるか

高校生：①ならない47.8%、②なる28.1%、③わからない19.0%

どちらとも言えない「ならない」理由のうち「学びたい内容がない」が49.3%、「地元進学を考えていない」が41.8%となっている。また「なる」理由は、「地元の公立大学だから」が76.2%、「学びたい内容がある」が20.5%である。

#### 7. あればよい、進学を希望する学部・学科について

高校生：①教育学22.5%、②経済・経営学21.9%、③保健・医療・介護21.9%、④文学・史学、  
⑤外国語・国際関係学13.6%  
教員：①看護学42.9%、②経済・経営学30.4%、③保健・医療・介護25.0%、④外国語・国際関係学21.4%、⑤情報科学・情報工学19.6%

##### 1) 旭大ベースの公立大学設置、ものづくり系学部の案

以上のことから、旭大ベースの公立大学設置、ものづくり系学部の案、について、市民、高校生からの認知を受けていることが分かる。前者に関しては、この問題に取り組み始めたころには、旭川大学の偏差値などを取り上げ、避難するという非常に残念なマスコミへの投書、論説、ネット記事が結構見受けられた。市民はよく見ていたということの意味する結果である。後者に関しては、市民、高校生はほぼ60%前後が良い、概ね良いとなっているが、教員（進路担当）は、どちらとも言えない34.4%で、良い、概ね良い、の合計とほぼ同様の数値となっている。これは、進路担当の教員は、正直に「半信半疑」状態にあるということの表現でもあると理解できよう。

##### 2) あればよい、進学を希望する学部・学科について

さらに、「あればよい、進学を希望する学部・学科」の設問に対する答えも、興味深い。高校生、教員共に、②経済・経営学 ③保健・医療・介護と同じだったことである。しかも、教員の①は看護学で、③保健・医療・介護の分野に入れてもおかしくない分野である。

##### 3) 「地元の公立大学」について

もう一つ重要なことは、「進学先の対象となるか」との設問に、「なる」と答えた高校生のうち76.2%が「地元の公立大学だから」と答え、20.5%の「学びたい内容がある」があるから、という高校生を大きく引き離していることである。「地元の公立大学」だったら、学びたい内容を変更しても選択の対象となるとの答えである。明治以来、連綿と続いてきた、日本の高等教育における国公立と私学との格差構造の中でそこへ入りたいという希望と現実の授業料半減、自宅から通える、生活費半減という現実のメリットからくる選択の結果である。

以上の「市民アンケート」の結果は、「旭川大学の公立化」の展開、実現を後押しする有効な材料となると思われる。

## 10. 今後の流れと課題

### 1. 今後の大まかな流れ

#### 1) 有識者懇談会

「報告書」を旭川市、旭川市議会へ提出することになる。そのことは、これまでの議論によって、有識者懇談会が、「ものづくり系学部の新設、公立大学の理念の明確化、旭川大学の学部など再編も含めて、旭川大学をベースとする公立化を了解」したものと解釈できる。

#### 2) 「旭川大学をベースとした公立大学の設置に関するアンケート調査」

アンケートで一番思い論点である、①旭川大学ベースの公立大学の設置に関して、市民は妥当

30.7%、概ね妥当25.5%と、合計で56.2%となった。②ものづくり系学部の設置に関しては、市民は、概ね良い30.4%、良い28.3%で、合計58.7%、高校生は、良い40.2%、概ね良い20.0%、合計60.2%であった。両項目共に、ギリギリセーフ、市民にはなんとか評価されたという状況である。

3) 旭川大学は新設ものづくり系学部の練り直しに取り組むことを明らかにしている。

4) 今後、市民の会案・旭川大学案・旭川市案の調整

5) 旭川市議会「旭川大学の市立化等調査特別委員会」での審議

(『旭川大学の公立化検討に関する有識者懇談会報告書』単独で、あるいは三者の調整案と一緒に)

6) 市長—それらを踏まえて最終決定をしていくものと想定される。

## 2. 更なる整理が必要と思われる諸論点

### 1) ものづくり系学部の内容の吟味・調整が必要

①市民の会—ものづくり系学部の新設に留まらない、大学全体の見直しが必要としている。

公立旭川創造大学地域ものづくりデザイン学部イノベーションデザイン学科ものづくりデザインコース・ことづくりデザインコース

②旭川大学の最終案は、未定ではあるが

旭川大学—既存の2学部+「地域デザイン学部(仮称)」の新設

あるいは暫定的に経済学部内に当該新学科を開設して新学部へ

③有識者懇談会の中で初めて旭川市案「イノベーションデザイン学部イノベーション学科

なお、市民の会と旭川市の「イノベーションデザイン学科」は、名称は同じであるが、旭川市案には、「ものづくり」は含まれていない。「多角的な視点から世の中の動向を捉え、柔軟な発想を持って新たな価値を創造していくことが出来る人材を養成する」ことが主目的となっている。

この段階での市案の提出には、正直、驚かされた。有識者懇談会は、旭川大学の回答を検討しているので、そこでは市案は検討の対象とはなってはいない。市案があったのであれば、一緒に議論すべきではなかったかと思う。

### 2) 市立大学法人化の意味内容を再認識すべき

①2016年2月2日、旭川大学理事長・学長の山内氏は、旭川市に対して、「公立大学法人化」=「市立大学法人化」を求める要望書を提出した。

②言うなれば、国立大学が文部省直轄で運営されていたのを、国立大学を法人化して基本的に自主的な運営に切り替え、国立大学法人となったことと同じである。つまり、旭川大学の土地、校舎、資金を、旭川市に提供して、後の経営も旭川市に全てお任せします、と言っている訳ではない。もちろん市民、地域の意見を聞きながら(今回の有識者懇談会もその一つであろう)、経営は、自分達が主体的にやっていくという意味である。

③このことが全体に共有されていて、沈黙しているのなら良いが、そうでなければ、旭川大学の方が不安となろう。学部学科の見直し、新学部の準備等、言葉で済む段階から、具体的に取り組んでいくとすれば、そういう不安があっては、出来ない。

### 3) 公立大学への国の経費支出についての議論

これまでの議論を通じて、公立大学化の最大のメリットである、地方交付税措置、すなわち、国が、地方交付税を通じて公立大学に対して支出する経費(学生一人当りに要する経費(単位費用)×学生数)、についての説明、議論が不足しているように思われる<sup>(注)</sup>。市立化されれば、市が全

面的に財政支出を行うことになると考えている市民が結構いる。国による地方交付税措置の内容が、市民の間に十分伝わっているとは言えない。より詳しい説明が必要ではないか。

注：国が、地方交付税を通じて公立大学に対して支出する経費（学生一人当りに要する経費（単位費用）×学生数）が、地方自治体の政策、あるいは財政力指数等によって、そのまま、公立大学へ回らない。

4) 旭川大学の学部の見直しは、教職員の解雇であってはならない。

せっかくの門出が台無しになってしまうことになる。たとえ見直しが必要であるとしても、それを回避する最大限の知恵と工夫が必要である。

### 3. むすび

上述のような、東海大学旭川キャンパスの撤退発表以来、継続されてきた、旭川市に公立大学を創る議論、運動を振り返ると、実にオープンに議論されてきたことが分かる。これまでの公立化をめぐる動きの中でも、特筆に値すると思われる。かつて「ものづくり市民の会」の故有原会長が、「なぜ公立か」というインタビューに答えて「地域の産学官が主体的に関わるには市立がよい」と答えておられる。実に的確な発言であった。

課題はまだまだ存在していると思われるが、以上の点を高く評価し、目標への到達を期待していきたい。



## 【1周年記念講演】

**大学の理念と大学の危機—地方における高等教育を考える**

東京大学名誉教授 廣渡 清吾

## はじめに

皆さんこんにちは。廣渡でございます。今日は「大学の理念と大学の危機—地方における高等教育を考える」と題してお話いたします。これは1周年を迎えた北海道高等教育研究所からいただいたテーマです。私は、本題については、日常的に色々考えることがあるのですが、「地方における高等教育」について具体的に考えたことがこれまでありませんでしたので、今回どこまで皆さんのご関心に沿う報告が出来るか心配をしています。日本の大学の全体状況を見ながら、問題を考えていこうと思います。

今日の話は、以下のような柱立てで進めます。第1に「日本の大学の現状」について、いくつかの統計を見ながら、日本の大学の制度と状況がこんな感じというところを確認したいと思います。第2に、それを踏まえて「大学の理念と大学像」をとりあげます。これまで考えて来たこともありますので、それをお話しして、特に2014年の学校教育法改正に焦点をあて「大学の自治とガバナンス問題」を分析します。第3に、「国立大学法人制度と大学の自治」の問題です。私自身、法人制度が立ち上がる過程において東京大学の現場で執行部として対応してきましたが、基本的な問題があると最初から思っています。そのことについてお話しをしたいと思います。そして第4に、今日、ごあいさつで研究所代表理事の小山修先生からもお話しができましたけれど、「私学の経営問題」について、どのように難局を突破するかは難しくお話しできませんけれど、現状と課題、問題の所在を確認したいと思います。最後に第5として、「大学は何をなすべきか」を考えて話を閉じますが、本当に皆さんのご関心に応えるような報告になっているかどうか自信がありませんので、最初にお断りさせていただきます。

**1. 日本の大学の現状****(1) 国公私の並存と私立大学の比重**

これはもう皆さんよくご承知の数字です。2016年度の一番新しい文科省の学校基本調査によると、4年制の大学数は777まで増えました。国立86校、公立91校、私立大学は600校で、大学数で77.2%。学生数を取りますと73.5%を占めます。4年制大学への女性の進学率は43.4%まで伸びてきております。このように、日本の大学は国公私の設置者の異なる大学の分業・協業関係で成り立っているということです。その中でも、8割に近い比重をもつ私立大学のプレゼンスが大きいのです。これが日本の大学システムの特徴ですね。ヨーロッパは国立、連邦制の場合ですと州立が中心です。アメリカは歴史的に元々高等教育を社会の側で推進するという形で進んできました。平等化の視点が入り、州立大学を創って、低めの授業料で教育を進めるという体制です。アメリカは、こうして日本と同じように私立と州立が混在していますけれども、比重としては州立が大きい。2年制・4年制の大学、つまりカレッジとユニバーシティを含んで学生1800万人の内1370万人を州立で教育をしています。アメリカと比べても日

本は私立大学のプレゼンスが大きいという点で、世界で冠たるものであるということですね。

## (2) 高等教育への公財政の支出の国際比較―

高等教育への公財政の支出の国際比較は、いろいろなところで取り上げられています。2日前の日経新聞でしたか、初等中等高等教育を合わせて教育全体に対する公財政の支出の国際比較の記事にしていますが、OECD33か国のうち日本は32位、GDP比で3.2%。OECD平均は4.5%です。高等教育についても日本は同様の位置にあって、OECD平均では、公財政支出はGDP比で1.1%、日本は0.5%、これはずっと変わっておりません。ドイツ、フランスは国立・州立が中心ですから1%を超えています。アメリカや韓国は、公財政支出も、私的な家計負担も非常に大きいです。こういう状況があって、日本の国公私という混合形態の大学制度の中で、日本の場合には公財政の支出の割合が非常に小さいという特徴があります。

## (3) 公財政支出の国立大学への偏り

それをもう少し見ると、公財政支出の国立大学への偏りが明らかになります。これは格差問題ですので、私立大学の側からはこの格差を何とかしろということになります。そうすると公的財政負担をもっと増やすか、増やさないとすれば国立と私立の配分を変えることになりますが、しかし国立も大変な状況にあるので、これをどう考えるかという問題がでてきます。さしあたり国立と私立の格差を問題にすれば、国立大学には一般運営経費として運営費交付金が渡されていますが、2013年の決算によれば学生あたり150万円になります。私大助成は14年度の実績ですけれども、学生1人当たり16万円です。これを見れば格差が歴然としています。私大助成が2016年度の決算ベースで補助率が9.9%まで下がったことが大きく報道されたところでした。2014年度は10.3%でした。こうして、世界の学費は日本の私学が一番高いという事態になっています。アメリカが138万円で、日本の118万円を超えています。アメリカの場合、私立大学も含めて奨学金制度が非常に進んでいますので、それを相殺して考えると、実は世界で一番高い授業料とっているのが、日本の私大だというわけです。フランスやドイツは国立、州立ですから、1年間9万円、6万円。これは殆ど手数料のレベルということになります。日本の私立大学はこんなに高い授業料取っているのに、それに見合った教育を行っているのかということが客観的には非常に深刻な問題になっています。

## (4) 国立大学における理系の比重の大きさ

これに絡むのが、文理の比重です。これは日本の大学制度全体の中の比重と、国立私立の関係が相関しています。学部学生数の分野別の構成比をみると(2016年度)、全大学をとると、人文科学系14.3%、社会科学系32.3%、教育系7.4%、芸術系2.7%、全部足しますと56.7%で日本の大学全体では文系の学生の数の数が過半数です。理系(理・工・農・医歯・薬・家政)は小計で29.6%、どちらかに分析出来ないその他の情報系とかで13.7%ということですが、国立大学だけでみるとどうなるか。国立大学では、文系の学部が111、理系の学部は141。学生定員で見ると、人文系6%、社会系15%、教育系16%で合計37%です。国立大学は理工系の比重が相当高いです。旧7帝大を取るともっとはっきりします。文系の比重は、北大25%、東北29%、名古屋23%、九大22%です。東大39%と京大34%は、国立大学平均に近いです。阪大が42%で旧7帝大にしては高いのですが、これは大阪外国語大学を統合した結果です。もともと戦前には、九大と名古屋と大阪には文系の学部がありませんでした。このように



国立大学への公財政支出の偏りは、理工系への偏りと重なり合っています。

### (5) 院生数（国立約60%）の分野別比率の国際比較

これに関連して大学院をみましょう。研究者とより高度な専門家を養成する大学院は、社会の知的構成に大きな影響を与えますので、国際比較はその社会の特徴を示すことにもなるでしょう。日本の大学院は国立が約6割を占めています。構成は、人文・芸術系が9.2%、法経が15.7%、理学7.4%、工学32.2%、農学5.0%、医学歯学薬学14.2%、教育学5.5%になります。工学系のウエイトが非常に高いです。工農医薬歯を足すと過半数になります。これをイギリスやフランス、先進国と比べると違いが非常にはっきりします。イギリスは法経の割合が35.8%、工は12.9%です。フランスは人文・芸術系のウエイトが非常に高く28.4%、社会科学系が26.5%、理系は全部合わせても20.0%、教育系が23.4%です。そういう意味では、フランスが一番バランスが取れています。日本と比較すれば、人文・社会系の比重がとても大きいです。これがどんな意味をもつかは、社会論、文化論の課題でしょうね。こんなバランスだから、フランスは経済的に落ち込んでいるのだと日本の経営者は言うかもしれません。修士号・博士号取得者数の国際比較も大体この院生の数に対応していますので、人文系の、或いは社会系のドクター号を持った政治家などがイギリスやフランスでは、ドイツでも、ごく普通です。日本は工学修士・博士の比重の大きさが非常に目立ちます。国立大学への公的財政支出が偏っているというのは、国立大学における、自然系への偏り、工学系への偏りという傾向によって特徴づけられていえます。国立・私立の格差はこの文理の格差問題と併せて考えなくてはいけないというのが、統計をみてもすぐに指摘できる論点だと思います。

### (6) 北海道の大学

北海道の大学は、合計39大学です。関連する統計をみていて、ちょっと気が付いたのは、北海道の4年制大学の進学率は全国平均の51.5%に比べると41.6%で低めです。そして、男女比、男子の進学率と女子の進学率の格差が一番大きいのが北海道です。これは4年制大学への進学率の比較ですから、短大とか専門学校への進学はカウントされていません。女子の進学率をこれだけで問題視するのではなく、総合的な分析が必要でしょうが、4年制大学への進学率の男女格差が一番大きいのが北海道ということは、確認しておくべき論点かと思います。全国平均では男子55.4%、女子47.4%になっています。進学率が一番高いのは東京都の72.8%ですね。最下位は鹿児島県で35.1%です。鹿児島県は勿論女子の進学率も29.2%で非常に低いです。全国都道府県のうち、唯一、女子の4年制大学への進学率が男子を上回るのは徳島県です。これも小山先生が最初に仰いましたけれど、OECD平均で行くと4年制大学への進学率は62%です。日本はこの平均をまだ下回っています。アメリカ、韓国、オーストラリアはいずれも日本を大きく上回っています。イギリスもそうです。ドイツやフランスやイタリアは日本よりもやや低いです。これらをどう評価し、分析するかは一つの論点だと思いますが、総じていえば日本の進学率はまだまだ上がる可能性が大きいということになるのでしょうか。

### (7) 北海道の大学・文系の比重

北海道における私立大学と文系の比重について、みてみます。全国平均では、学生定員総数に文系の占める割合は62.8%ですが、北海道は56.3%なので相対的に理系の比重が高いです。これは北海道の国立大学の理系の比重の高さが反映しています。私立大学の割合は全国で84.8%ですが、北海道

は72.9%です。それからこれもどのように分析し、評価するのが難しいですけど、数字だけ言いますと、北海道の出身者が北海道内の大学に行くか、或いは他の都府県の大学に行くという流出率をみると、全国平均は56.8%で、半分以上の進学者が自分の高校のある都道府県と別のところの大学行くということですけど、北海道は31.6%で北海道に留まる割合が平均よりも大きくなっています。ついでに言いますと、文系割合が一番低いのが徳島。一番高いのは奈良です。私学割合が一番大きいのは東京です。東京は国立の比率が本当に小さいですね。最低は0%で、鳥取と高知には私立大学がありません。それから進学者の他県への流出率が一番高いのは和歌山。一番低いのは愛知です。このような都道府県単位の特徴づけも、地方における高等教育を考えるについて、重要なデータだと思います。

以上、日本の大学問題を考える上でいくつか目についた数字だけをご紹介します。これらを前提に次の大学の理念と大学像という話に進みます。

## 2. 大学の理念と大学像

「大学の理念と大学像」という場合、そんなことをいくら言ってもしょうがないじゃないかということになるかもしれません。大学の理念が憲法で決まっています、その下で大学のカリキュラムポリシーやアドミッションポリシーや、そういったものが法律上規定されているというわけではないのです。とはいえ、大学の理念というのは、これまで大学の歴史の中で色々な形で大学というものが語られ、運営されてきた、そういうことの中から、次第に歴史的に形成されてきたものだという事だと思います。ともあれ、これを考えるときには日本の現行法である学校教育法に大学が定義されていますので、法律学者として大学とはなにかを言おうとするわけなので、学校教育法83条の大学の定義を手掛かりに始めることにします。

### (1) 「学術の中心としての大学」

それによると、「①大学は学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させることを目的とする。②大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」と規定されています。第2項の社会貢献に関わる箇所は、オリジナルな規定に改正によって付加されたものです。短期大学については「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目標にする」（同法108条）と規定して、4年制大学との差異が示されています。

さて、この規定において「大学は学術の中心」というところに本質的な意味があると思われまます。では、「学術の中心」とは何か。この概念は、大学の法律上の定義の核心ですから、「学術の中心」とは何かということについて、大学においても、大学政策を論ずる場合でもこれをキーワードとして考えるべきだとかねてから思っています。さてそうすると、「学術の中心」のその「学術」とは何かが問題になります。これについては、日本学術会議で仕事をしているときに議論をして、2010年4月に『日本の展望—学術からの提言』と題する報告書を発表しました。これは学術会議の会員と連携会員合わせて1300名以上が協力して仕上げたものです。この報告書を作るときには、「学術とは何か」が本質的な議論になりました。もちろん、それ以前から大学の問題を考えるときに、「学術の中心」という学校教育法の概念をどう理解するかということを考えてきました。

ここでは結論的に申しますが、学術というのは諸科学およびその科学の成果を実装する、つまり科学

の成果を実社会にうつす技術の総体である。もともと「学術」という概念は、総合的なバランスのとれた諸科学および技術の発展を概念的に内包するものとして立てられています。その学術の「中心」としての大学は、このような総合的諸科学と技術の総体を担うものというコンセプトを本質的なものとしているというのが、ここでの問題意識です。

ちなみに「学術」と「科学」の用語の使い分けですが、科学は個別の諸科学（物理学とか化学とか）を指す場合と諸科学の総体を指す場合があり、後者の意味で使うときには、この「科学」は「学術」と同じ意味で使います。

「学術」を社会との関係で考察すると、2つの側面があって、一つは「学術のための学術」、Science for Science、「科学のための科学」ですね。つまり科学はそれ自体の為にあるというのは、科学は真理を追求するものだから、あることを明らかにしたい、あることについての真理を明らかにしたいということについて、「何のために」ということは無い。何のためにということは無く、真理を探究する事それ自体が目的であるという原理にたつ学術・科学のあり方です。これが科学の根本的なあり方である。これはどういう議論する場合でも、根本的原理であって、これを曖昧にすると、学問の自由などというのは成り立たないということになります。

真理をただ真理として追求することが学術・科学の根本的な原理ですが、しかしもう一つの側面は、「社会のための科学」、Science for Society というあり方です。とくに現代において、この側面を等閑視できない。というのは学術の営みは真理を追求するという、つまり経済的な利益を生むかどうか分からない、ビジネスと関係がない、しかしそれは人類のための活動であるという、そういう仕事ですから、学術のための学術というのは、社会の応援の下でしか成り立たないわけですね。そういう意味では学術の成果を必要な限りで社会のために生かすということをおわせて学術の側も考えなくてはいけないと思います。しかし、この、Science for Science と Science for Society の2つの側面を統一するのは基本において「制約のない真理の探究」においてであります。「学術」をこのように理解し定義した上で、その「中心」という大学のあり方が考えられなければならないのです。大学は「学術の中心」であるというところに、なによりも大学の理念の基本を求めなければならないということです。

## （2）「制約のない自由」のための大学の自治

ここで「制約のない真理の探究」と言ったことの意味についてですが、学問の自由が「誰から、何から」の自由だと言えば、大学が向き合う国家・社会です。大学改革を論じるときにはこのことを絶えず考えざるを得ないわけですが、このように整理しています。真理を追求するというは何のためにということはないわけです。しかし、その真理の追求は、客観的に見ると現在の社会や国家のトレンドとある関係に立つことになります。トレンドというのは、政府が期待しているものとか、或いは社会の中の有力な部分である企業が期待しているものであるとか、或いは国民一般が期待しているものであるとか、そういう時代の精神といったものです。真理の追求は、客観的にみると、このようなトレンドと異なった3つの関係にたちうる。第1に、真理を追求する学問の活動がこのトレンドと同じ方向にあるかもしれない、あるいは第2に、まったく異なった方向にあるかもしれないし、或いは全く反対の方向を向いているかもしれない。そして第3に全く無関心、社会のトレンドなどとは全く無関心、誰がみても関係が無いというもの。ノーベル賞をお取りになった小柴先生は、新聞記者に「あなたの研究は何の役に立ちますか」と聞かれて、「何の役にも立ちません」と仰いました。ですから、制約のない真理の追求、制約のない自由という場合には、その真理の追求が色々な、つまり社会のトレンドとの関係では色々な

方向を向いているということが前提であり、どんな方向にも開かれていることが重要であり、そのことが学術・科学の条件なのだということです。そのような学術・科学のあり方こそが、人類社会や或いは日本の社会の長期的な発展に貢献します。真理を追求することそれ自体は、当面何のためにといえば、なにもないが、真理を追求することそれ自体に重要な意味があるということ、このことが「学術の中心としての大学」というコンセプトの核心だと思います。

この制約のない自由という考え方を思い浮かべているときにフランスの哲学者のジャックデリダの『条件なき大学』という本があることを知りました。原題は、"L'Université sans condition" です。これ2001年の出版で、日本では2008年に翻訳が出ました。デリダは其中で「近代の大学は条件なきものでなければならない」と言います。近代の大学とは、1810年創設のフンボルト大学から近代の大学モデルがはじめるといわれますが、19世紀以降の大学を指しています。かれによれば、「学問の自由と呼ばれるものの他に、問題や命題を提示したりするための無条件の自由、さらに言えば研究、知、真理についての思考が必要とするすべてを公的に言う権利を大学は持たなくてはならない。」何のためにか、それは「あらゆる経済的な合目的性や利害関心に奉仕するすべての研究機関から大学を厳密に区別するためだ」と。デリダの問題関心がよく分かりますね。フランスの大学も含めて研究というものが、その時々々のナショナルな経済的インタレストに奉仕するものにどうしても誘導されてしまう。そこを峻拒して大学のあり方をはっきりさせるべきだというのがデリダの考え方です。「プロフェッサー」は「プロフェス」に由来し、大学のプロフェッサーは社会に対して発言し、そのことに最後まで責任を持って自らを持てるべきものである、とデリダは言います。もちろん現実においてデリダ的に貫徹することは難しいかもしれません。しかし、理念的にはまさに大学とはそういうところであるということを確認することが重要です。そして、これは大学が「学術の中心」であるということ为基础づける原理でもあります。

そこで制約のない自由というものを大学の研究教育の原理とした場合には、その制度的な保障としての大学の自治というものを位置づけなければならないと思います。「学問の自由と真理のために必要なすべてのことを言う無条件の権利」とデリダは言いました。これを保障するもの、大学において教育と研究の携わる一人ひとり、私は教師と学生含めて学問の自由の担い手であると考えべきだと思っていますが、これを保障するための制度が大学の自治です。それゆえ、学術の中心である大学は、その学術の中心としての役割を果たすために大学の自治が必要だということになるはずのところであり、そしてこれまでの大学論はそのように議論を立てていました。2014年6月の学校教育法改正は、「大学のガバナンスを改革する」という旗印の下に、これとは違った考え方を打ち出しています。これについては企業経営者のプッシュが大きかったとみられますが、要するに企業のように大学を運営しろという視点が強調されることになりました。トップマネジメントのリーダーシップを強化して、上から一元的にトップリーダーの意思や意図が貫徹するような大学にしる、企業と同じように大学のガバナンスを考えよということで法改正が進みました。学校教育法の改正についてはあとで取り上げますが、ちょっとその前に迂回して大学の自治について少し触れます。

### (3) ヨーロッパにおける大学の自治の位置づけ

日本では、文科省は「大学の自治」という用語を使わずに「大学の自主性」と言っていますが、では他の国々ではどうなっているのか。アメリカのことは難しいのでヨーロッパの例です。ヨーロッパには47カ国850以上の大学と学長が参加しているヨーロッパ大学協会という団体があります。このヨーロッパ大学協会のウェブサイトを見ますと、ヨーロッパの大学のガバナンス改革、その中で大学の自治がど

ういう役割を果たすかということについての調査研究(2009-2010年に行われた)が紹介されています。これによると、まず「21世紀に入って大学は伝統的あり方をこえて社会の大きな変化に対応し改革を必要としている」と書かれています。これは全く日本でも同じですね。さらに「この認識の下で大学改革は進んでいます。この改革への期待にこたえるために、大学のガバナンス改革が必要である」と続きます。これも日本と同じです。日本でもそのように言われます。さて、ここからが違うのですけれども、「この改革は大学と権限を持つ公的機関の関係」、日本で言いますと大学と文科省・政府ですね、および「大学内部組織の改革に導く」というわけです。「大学のガバナンスとは、大学の自治、学問の自由、そして制度的アカウンタビリティに強く関係づけられるものである」、そこで「増大する制度的自治こそが、大学の対する新しい要請にベストの形で答えることを可能にするキーとなる要素である」という位置づけの下で、各大学における大学の自治の現状が調査されています。

ヨーロッパの大学は、現代社会の新たな課題に対応するための大学ガバナンス改革の中心に制度的自治の拡大を位置づけています。つまり、大学の自治をしっかりとさせることが、21世紀に入った新しい社会の諸条件に対応して大学を改革することになるんだと考えているわけです。

この調査では、大学の自治が4つの次元で対象化されています。皆さん大体ご承知の通りです。第1に学問上の自治(教学・研究)、第2に財政上の自治、第3に組織的自治(大学の組織運営・意思決定)、そして第4に人事の自治(採用・賃金・昇進)。そしてこの調査研究の目的は、多くの個別の大学の調査を通じて、どういう自治モデルが適切な自治モデルかということを探査することとされています。

#### (4) 日本における大学ガバナンス改革の問題

そこで日本の大学のガバナンス改革である2014年学校教育法改正をみることにしましょう。この改革のバックボーンは何だったか。改革を動機づける現状認識は、次のようなものでした。すなわち、「既得権に固執し決定がおそい教授会はスピードある改革の障害物である。学長に法的にすべての決定権限を集中することが必要である。大学も企業と同様のトップダウン方式が求められている。」改革をスピードを持ってやろうとすると、余計なことを言う人は邪魔ですねということが、正直に改革の必要性を裏付ける認識として示されています。制度改革の柱は教授会の審議決定権の否定、教授会には何の権限もないということを法律上明確にしました。これまでは学校教育法上、教授会に審議決定権を与えていても法律違反にはなりませんでしたが、改正以降、それは法律違反であることになりました。教授会の与えられた役割は、学生の学力判定について学長の諮問に応じることです。明確に諮問機関となりました。学長が意見を聞く機関であり、学力判定については必ず諮問することになっていますが、あとは学長が裁量で聞いてもよい、という位置づけです。改正前は、「教授会は重要事項を審議する」と規定されているだけでした。したがって各大学は大学自治の下にそれぞれ教授会の権限についてルールを作っていたのです。このような自治的なルールを否定し、一律に教授会を諮問機関化することが法改正の目的でした。学長を縛るような拘束的な決定を教授会にする権限はなく、そのような権限をあたえる学内規則は法律違反なので、チェックの上、法律にあわせて学内規則を改正せよと文科省は各大学に通知し、点検しましたね。したがって教員の採用に際して、教授会の議に基づいて、学長が任命するという人事方式は改革法では法律違反として許されないということになりました。学部長の選考についても同じです。国立大学でも私立大学でも人事は教授会で行う、教授会で決めたことを学長が認めて発令するというのが普通のあり方でしたが、法律上これは否定され、大学では学内ルールが改正されました。実際上は、学内ルールを改正するけれども、これは法律に合わせるためだ、文科省の顔を立てるためであるから学

内的にはこれまで通り、教授会で決めてください、それを学長が認めることにしますという内々の約束を行いつつ、進めたところもあるかもしれません。しかし、反対に文字通り改正法をたてにとって、一挙に学長の専権体制を作り出す大学も出てきました。たとえば、教授会が学部長を選ぶときには3人選んで学長に持って来い、学長はその3人の中から学長の意に適った人物を任命するなどの例は、改正法の立場からすれば、当然であり、まだまだ微温的ということになるでしょう。このように学校教育法の改正は、大学の内部自治のあり方に介入し、学内の運営に大きな影響を及ぼしていると思います。

問題はこういう大学のガバナンスを構想するその基礎にある大学像です。学長に権限を集中して、教授会の一切の審議決定権限を否定する。この考え方はどんな大学像に立っているのか。この大学像によると、大学運営に責任を負うのは学長のみである。教授会が色々なことを言って学長を縛っても、教授会メンバーは大学の運営について社会や政府に対して責任を負うことができるか、できない。責任を負うことのできない教授会に決定権を与えることは間違いであり、責任を負うことのできる学長にのみ、その責任履行の条件を作るためにすべての権限を与える、ということなのです。

そうすると、ここから必然的に何が出てくるか。学長がただ一人責任を負い、権限をもつ主体であるという考えは、大学の教員、職員、学生を、かれらが大学の内部の構成員であるにもかかわらず、学生の父母や、大学の外の企業や或いは国民や社会一般と同様に「大学のステークホルダー」であると位置づけます。改正法を根拠づけた委員会の説明文書によるとこうなのです。「ステークホルダー」というのは利害関係者です。つまり、大学の教員も職員も学生も大学の外の企業その他と同じように大学に利害関係を持っている人にすぎない。学長は、こういうステークホルダーに、つまり、教師や職員や学生や学生の父母、大学外の企業、そして社会と国民一般に、大学運営の責任を持つというわけです。これが、学長への権限集中という制度を作った基礎になる大学像です。私は、このような大学像を、「学長＋ステークホルダー」論と呼んでいます。しかし、皆さん、これで大学の自治はいったい誰が担うのか。学長が一人で担うのか。学長が一人で担っている大学の自治っていったい何だろうか。文科省からすると本当にやりやすいですね。学長会議をやって、こうしてくださいね。こうしていただかないと色々な問題起りますよと言ってしまえば簡単に、大学を変えることが出来るということになるでしょう。

#### (5) 「大学コミュニティ論」の核心

そこで私は、大学を「学長＋ステークホルダー」論で捉えることが誤りであり、大学は「学問の自由を支える自治のコミュニティ」であると反論しています。これは、目新しい考えではなく、近代の歴史のなかで形成されてきた伝統的な考え方を踏まえて、これを21世紀の大学の課題を見据えながら発展させるものだと思います。大学に対して真理を探究する研究と高等教育を担うことを付託している社会に責任を負うことは、学長だけで出来るような課題ではないのです。大学のコミュニティでは、教員と学生が学問の自由の実践者です。そして職員はその活動を支える。学長は大学の先頭に立って、教員・学生の教育研究動を支援し、対外的にそれを擁護し発展させる責任を負うと考えるべきです。大学が社会に対して果たすべき責任、これを「大学の社会的責任」というとすれば、学問の自由を与えられ、自治を与えられて、教員と学生と職員が、大学らしい大学を創る。学生は学びながら自ら育っていく。そのこと自体、その活動を成功させることが大学の社会的責任である。これは大学のコミュニティによってはじめて成し遂げられる課題である。そのコミュニティの先頭に立つのが学長である。コミュニティは、内部的自治のあり方を確立し、対外的に自治を主張し、擁護する。大学コミュニティ論にたつ大学像は、このようになります。

大学コミュニティ論は、大学を経営体として、その効率的運営や成果を目指すことを本質的課題とする大学改革路線と相いれません。日本ではこのことが大学政策のなかで明らかになりつつあります。私の専門はドイツ法ですが、ドイツの大学はまさに大学コミュニティ論で成り立っていました。ドイツにおいては、1960年代の大学闘争の中から1974年に連邦法として大学基本法という法律が生まれ、その大学基本法によって大学は4つの自治をもつグループから構成され、構成員自治に基礎づけられる団体であることが規定されました。4つのグループとは、教員、職員、若手研究者（助手層）、そして学生です。それぞれが自治のグループであって、この4つの自治のグループが大学の自治を構成するというものです。しかし、ここでも改革の波のなかで、この法律は廃止することが連邦議会で決められました。構成員自治に代わる新しいコンセプトを連邦全体で共通に作ることはおそらく困難なので、各州に委ねているというのが現状です。そのなかで、改革路線として有力に主張されているのが「大学財団」論です。法律的にいうと、個人以外に、法的に活動を行う存在は、「社団」と「財団」に分けられます。社団は、多くの個人があつまって形成する団体です。財団は、個人の集合体ではなく、一定の財産が活動の主体となります。

もちろん、財産は自分で意思をもちませんから、財団には財産を管理する組織が作られます。社団は、それを形成する人たちが社団の構成員（メンバー）ですが、財団には構成員はなく、財産と管理者だけがいるというものです。大富豪が自分の資産を寄付して財団を作る、たとえばビル・ゲイツ財団を思い浮かべてください。

以上のように社団と財団を区別すると、大学コミュニティ論は、大学の社団的理解にたっています。教員・職員・学生が社団のメンバーです。これに対して、「学長＋ステークホルダー」論は、大学という施設を財産として、学長がその財産管理人になるというイメージです。つまり学長が管理・運営する財産として大学があるのです。その財産とは、機能する財産ですから、教師と学生がいて教育と研究をするというシステムを持った財産です。これをトップである学長が管理をする。ドイツの大学財団論も、大学構成員の自治的地位、管理運営への参加を排除し、学外者をいれた諮問委員会の下で、学長が専決的に大学を運営するという体制が構想されているようです。日本の学校教育法改正は、大学を大学コミュニティ・社団型大学から、財団型大学に変えようとするものだけということになるでしょう。

大学コミュニティ論を踏まえて大学のあり方を考えるときに、一番の核心は教員と学生の関係です。教員と学生の関係が一定のあり方を持たないと大学コミュニティ論は成り立たないということです。大学において教員は学生に知識・技術を伝えるだけではない。いきなりになりますが、近代の大学の理念を示したフンボルトの理念、色々な理解の仕方がありますが、一番素朴に理解するとフンボルトの理念というのは「研究と教育の統一」と言われます。この研究と教育の統一というのはしばしば誤解されていて、大学の先生というのは研究する事を教えればよい、これが研究と教育の統一だとされたりしますが、そうではなくて、学生が自分で真理を求める活動を行うように教育をする。教育は研究である。研究は教育であるというのはそういう趣旨ですね。したがって、フンボルトの理念に依ったベルリン大学では初めてゼミの演習、実験、論文を執筆させるなどという中世の大学にない新しい教育メソッドを開発して、これが、近代の大学のあり方を示すものになったと言われています。大学コミュニティ論を主張しようとするれば、このような教員と学生の間をカリキュラムとして実現しなければいけない。学生が単なる受け身の存在で、教員の持っている知識・情報をただ受けとる、どれだけ受け取れたかを評価されるということではコミュニティにはならない。学生自身が学問の自由の下で自分で研究する、たとえ教員の研究から比べればプリミティブなものであったとしても、自分の頭で考えて何かそれなり

の真理を追求するという、それが教育の中身にならなくてははいけない。ドイツのミュンヘン大学の先生が同じことをあるシンポジウムで言っていましたし、日本の私学の学長さんもアクティブラーニングの話をする時に、これはフンボルトの理念と同じだということを言っていました。いま打ち出されているアクティブラーニングの中身については批判的検討が必要でしょうが。

そこでこのまとめです。学内世論を無視して強権をふるう学長、メディアが取り上げたい学長像ですが、そういう専権的なリーダーシップは一時的な対外的なパフォーマンスとしては見栄えが良いし、ひょっとして一時的に成功するかもしれませんが、大学の研究教育活動というのは2年とか3年、5年や6年で決着がつく、そういう社会的なプレゼンスの問題ではないわけですね。大学というのはまさに持続的に真理を追求し、人を育てる役割を一定の地域の中で果たしていくというものですから、持続的な実効性は専権的なパフォーマンスには期待できない。改革の中身が学内に説得力を持っている。実際に教職員のパフォーマンスがそれで上がる。皆の協力を獲得することが出来る。学生の学力もアップしたという実績が上がらないといくらリーダーシップと言ってもそれは砂上の楼閣にすぎません。学長さん達に聞くと、多くの学長さんは、トップリーダーシップだけで大学の運営が出来るなどと考えていないですね。大学の中の色々な意見をまとめ上げて、教員の協力を得て、職員の協力を得て、そして一緒に学生を育てていくという大学を創るというのが、良識とみられます。何故そういう良識が広く共有されているにも拘わらず、学校教育法改正が通ってしまうのかということが実は問題なのかもしれません。そこが問題だということも指摘しておきたいと思います。

### 3. 国立大学法人制度と大学の自治

#### (1) 国立大学法人制度の成立経過と問題

次に国立大学法人制度の問題に移りたいと思います。私自身はこの国立大学の法人制度が浮上して以降、東京大学ですっとこの問題に付き合ってきました。ですからリアルタイムで色々な問題を考えざるを得なかったということですが、一言で言ってしまうと、国立大学法人制度は、行政改革が出発点であっていかなる意味でも内発的な大学改革の路線ではなかったということですね。この出発点の確認は重要なことです。大学の外からの都合で、国立大学の法人化が行われたので、国立大学が自分達の頭で考えてこうすると大学は発展するということから出てきたわけではない。今になるとだんだんそういうことは忘れられてしまう。1998年の10月に大学審議会が「21世紀の大学像と今後の改革方策について一競争環境の中で個性の輝く大学」という答申をだしました。この時点の情勢把握で言うと、政府が行政改革の名の下に、独立行政法人という形で大学の法人化を推進してきそうだ。そこで先手を打って、大学側が自主的な改革を打ち出してそれを防ごうというのが大学審の答申の位置づけだったと思います。したがって大学も自主改革路線を考えたわけですが、結局そうならず独立行政法人化の方向が政府からでてくる。政府機関の抱えている仕事のうち、政策的な、裁量的な決定が必要でない仕事は外に出してエージェンシーにやらせれば効率的だ、イギリス流のこのエージェンシーが日本では独立行政法人制度として構想されたのです。大学もこれに乗せようと当初政府は考えたのですけれど、とてもじゃないけれど大学の仕事は独立行政法人でやるような仕事とは違います、造幣局でコインを作るという仕事と大学の仕事は同じなんですか、違うでしょという話になって何とか食い止めた形態が「国立大学法人制度」でした。これは、大学と文部省が政府の行政改革推進に対するアベック闘争によって「独立行政法人化」への流れを食い止めた成果ということに一応なりました。



国立大学法人制度の積極的意味付け、そのときのうたい文句は、これによって「大学の自主性」が高まるというものでした。それまで国立大学は国家機関の一部でした。ただし、教育公務員特例法によって人事権だけは認められていました。国立大学の人事権は教育公務員特例法によって、教員や部局長の選考は教授会の議に基づき、また、学長の選考は評議会の議に基づいて行われました。「議に基づく」というのは、文科大臣の任命権を拘束する意義をもちました。つまり、国家公務員だけれど、その任免は、大臣ではなく大学に実質的権限が法律によって認められ、この人事の自治の保障が、大学自治の核になったわけです。あとは慣行上の大学の自治ですね。これに対して法人化というのは、大学が法人になります。国家機関の一部ではなくて独立の法人になります。だから自主性が高まります。自主性が高まることによって行き詰っている大学財政を打開する、これがうたい文句で始まりました。もちろん、国立大学法人ですから、依然として国費でまかなわれます。しかし今度は、独立の法人として自主性をもってお金を貰うということになるわけですから、「渡し切り交付金」という形式で、支出費目の拘束なしに予算をもらうことになります。とはいえ、何に使うか分からないお金を税金からだすわけにはいかないということで、お金をもらう条件として活動の目標と計画を作成するという方法がとられます。そのために導入されたのが中期目標・中期計画の制度です。お金を渡し切りにするわけだから、このお金をちゃんと国民に対して説明出来るように使うためには目標と計画をはっきり大学として示してくださいね、ということです。それゆえ、渡し切り交付金である運営費交付金制度と中期目標・中期計画の制度はセットで国立大学法人法に導入されたわけです。

それでは、法人制度の導入で、国立大学の財政問題の行き詰まりは打開されたかということ、国立大学全体としては、窮乏化の状況になっています。財務省の圧力もあり、自主的に稼げ、ということで、国から渡されるお金が減っているからです。細かいことは省略しますが、2004年度、国立大学が法人化したその段階では運営費交付金の額は1兆2415億円でした。これに各大学の授業料と付属病院の病院収入が加わります。法人制度は、中期目標・計画の期間が6年ですから、1期、2期で12年経って2016年度から第3期に入りました。2016年度の運営費交付金が1兆945億円です。12年間を通じて1470億円減少しました。私はこの3月まで東京の私立の専修大学というところにいましたけれども、専修大学の1年間の財政規模は220億円です。20億円が私学助成でした。ですから専修大学規模の大学が、専修大学は7学部の文系だけの大学ですけれども、6つか7つくらいが消えたということになります。

## (2) 「上からの大学改革」の手段

そこでこの国立大学法人制度とは一体何なのかということです。大学が自分で改革しようと思って作った制度ではない。行革由来の制度です。行革というのはコストを削減するための制度なのだから、大学に国から出るお金を少なくするのは当然じゃないかと財務省は位置づけている。大学側からすると、それでは大学を運営できませんということです。これに加えて、中期目標・中期計画の下で大学が運営されなければならないという制度になりました。大学は自由に遣ってもいいお金を国から貰う。その条件として文科大臣が示した中期目標に従って大学は中期計画を作る。大学が作った計画は、文科大臣が認可し、ゴーサインがでる。つまり中期目標・中期計画制度というのは、非常にあからさまに言うと、文科省の指示と認可の下に大学を運営しなければならない制度だということになります。もちろんそんなにあからさまには実際に運営されていません。大学の意見を聞いて大学の中期目標を文科大臣が考えて渡す。大学に作らせて、はい、これで結構ですよ。文科省の役人が鉛筆をなめてここは書き直した方がいいですねと言いながら共同作業で中期目標と中期計画は出来ているということですが、このシ

システムは、言ってしまうと政府・文科省の上からの大学改革を進める手段として大いに機能することになりました。今年から第3期に入りましたが、第2期の半ばごろからそれこそ社会の変化に応じて大学を改革しなければならないという動きが非常に強くなります。

国立大学法人の第3期が始まる時には大いに改革してもらおうじゃないかという政府・文科省のポジションが固まります。2012年の6月に文科省は「大学改革実行プラン」を作ります。その中に「大学は社会変革のエンジン」と書かれていて僕はびっくりしました。社会変革のエンジンですよ。大学にそんなこと出来ますか。どうしてこういう言葉が使われるのか。大学に対する社会の期待が大きい。それは歓迎すべきことであることかもしれません。しかし、過剰に期待されると、大学の本来のあり方がひん曲がるということになりかねません。「社会変革」って大学がするものでしょうか。非常に大きな違和感を持ってこの文章を読みました。これに基づいて2013年の11月に文科省は「国立大学改革プラン」を発表し、これは第2期の終わり頃ですが、第3期に向けて国立大学は準備を始めなさいという改革プランを出します。第2期の終わり2013年～2015年を改革加速期間と呼んで、第3期には国立大学に3つの選択肢を示すから自分の大学はどうするか決めて下さいという問題を出しました。

第1に世界最高の教育研究を展開するか、第2に強みのある分野での全国的な教育研究拠点になるか、第3に地域活性化の中核拠点になるか、どれか選んでくださいというわけです。学長さんからすると、3つともやるよ、やりたいよねという感じなんじゃないかと思います。当然国立大学の側からは、こういう枠づけは自分達で考えて大学のあり方を決めるという大学の自主性を弱めるものだという批判が出てきました。しかし批判をしても最後は中期目標・中期計画を立てる段階で文科省からどうするんですかと言われれば、もうそれ以上強いことは言えないという枠組みが国立大学法人制度の中で作られてしまっているということです。

### (3) 「文系の危機」問題

この経過の中でいわゆる皆さんご承知の「文系の危機」、文系の軽視問題というのが出てきました。第3期の計画を立てるというそのプロセスの中で2015年6月に「国立大学経営力戦略」を文科省が策定し、これに基づいて第3期の中期目標に反映する組織および運営の業務見直しに関する文科省高等教育局長通知が各大学あてにだされました。これが人文社会系の見直しを要求する通知として問題となったものです。

ということが書いてあるのか。問題になった箇所は「特に教員養成学部・大学院、人文社会系学部・大学院については、18歳人口減少や人材需要、教育研究水準の確保、国立大学の役割等を踏まえた組織見直し計画を策定し、組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換に積極的に取り組むものとする」というものです。教育系だけを言っているわけではなく人文社会系全部を問題にしています。教員養成の問題については教育学部の中で教員養成コースを設けていないところについて見直しをすべきであるというのは、教育系の問題としてかねてから指摘されてきた、文科省はそこを強調したのでと後日言いましたが、文章はあきらかにそうではありません。国立大学では人文社会系はもういいからもうちょっと身軽になって轉身しなさいと、と受け止められ、社会的にも反発が起きました。日本学術会議もすぐに批判的な声明を出しましたし、日経の社説もけしからんと言いましたし、企業経営者も、これはけしからん、文系の教育なくしてちゃんとした企業経営者なんか出来ないという談話をだしました。大学の学長も現場から批判的な意見を発しました。文科省も、高等教育局長が学術会議に説明に来たり、色々なメディアにも説明をしたり、批判を受けて苦慮をしているという報道が行われたわけですけど

も、最終的に当事者である大学はどう対応したか。

2015年7月にNHKが人文社会系学部をもつ42大学から回答を得たアンケートの結果があります。国立は86大学ありますが、人文社会系の学部のない大学もあります。それによると42大学のうち、再編して新学部などをつくるが11校。再編を検討するが8校。人文社会系の定員を減らす6校。教育目標を明確にするが3校。国の方針とはちょっとちがう考えだけでもとにかく再検討するが7校。合計35校がこの通知にそってリアクションをすると答えています。2016年度に入ったところの状況としては、16大学で新学部を作る、教員養成課程をもっていない「ゼロ免課程」はその課程の募集を停止、多くの大学では人文社会系の入学定員を削減という結果になっています。つまり文科省の通知の「指導力」は貫徹しているわけです。社会では大きな反発が生じたと思われそうですが、一つ一つの大学は第3期に向けて、文科省と折衝して中期目標・中期計画を文科省の了解を得て作らなくてはならず、その時に「どうするの」と言われれば、文科省の「指導力」は事実上貫徹をする。このように国立大学法人制度における中期目標・中期計画制度は作用するということですね。

そこで「文系の危機」の問題です。私はこれが出た時に別に今更始まったことではないと思いました。今更始まったことではないが、ここまであからさまに文科省が言うということは初めてだ。それが適切な事態の評価でしょう。文系の危機問題は「構造的問題」だとレジュメに書きました。そもそも日本の大学政策における自然科学系、特に応用系、工学農学系の優先は、歴史的に「富国強兵・殖産興業」の戦略に基礎づけられる戦前の帝国大学の制度を構造化していました。先ほどご紹介したように、旧7帝大のうちうちの3つの大学には人文社会系学部はありませんでした。これが占領下の戦後教育改革の過程で、日本の大学は職業教育・専門教育に偏っている、もっと自由に考える人文学的な態度を養成すべきであるというアメリカの教育使節団のアドバイスがあって、それにしたがって占領軍は都道府県に少なくとも1つ国立総合大学が必要だ、リベラルアーツ系の学部、エデュケーションの学部を作りなさいと指導した。その結果として、国立大学がそれぞれの都道府県に1つは作られ、そこで人文社会系の学部が展開したということです。総合大学では2年間の教養課程が設けられて、私達の世代は人文・社会・自然の3系列を3科目ずつ取る。それから外国語を2カ国やる。そういう教養課程を通して専門に行きましたが、すでにこの教養課程も大綱化ということで自由化され、教養科目を専門科目と並べてどう位置づけるかというのはそれぞれの大学に任されることになりました。文科省的に言えば、人文社会系の大学教育は私立大学にやってもらえばいい、とくに理工系の人材、研究者の養成は重要だから、これは国立系の学部・大学院でお金かけてしっかりやる、ということなのではないかと思います。

文科省がある報告書を発表するプレスリリースの中で、ここまで言うのかと思いましたが、「理系人材は付加価値が高くその養成が重要」であるので理系人材の教育にウエイトを置くのだと言いました。国立大学の工学部を出た学生と国立大学の文学部を出た学生は付加価値が違うという。これは分からないわけではない。文系のほうが理系に比べてお金がかかっていない。しかし養成費用のことを言っているのではなくて、付加価値が高いというのは社会にとってです。たとえば、化学系の大きな製造業の人事担当者がある教育雑誌に書いていました。理工系を採用するときにはその専門性をもちろん重視して、採用する。文系の採用をするときには専門性に全く何も期待していない。文系の学生については、大学の学部教育で専門の教育を受けてきましたというのは全く意味が無い。そこで何を求めるか。「主体性、独自の発想力、実行力」を持っているかどうかを面接でチェックして採用する。採用した後の社内の人事配置も別に専門性を考慮しないので、こういう力をどこで発揮させるかを判断するという。それでは、人文社会系の専門性を期待する企業というのはどういう企業なのでしょう。大学で専門教育を受けた場

合に、理工系の卒業生は文系の卒業生よりも社会的にみて付加価値が高いということを前提に大学政策が行われているという現状は、どのように考えればよいのでしょうか。ここで問われているのは、主体的に受け止めれば、大学における文系の学問、文系の専門教育が社会的にどのように評価されるものを作り出しているのかということだと思います。自分自身も私立大学の法学教育のあり方について悩みました。

レジュメで引用しているのは村上陽一郎さんの文章で人文社会系の学問の意義を述べたものです。これは「文系の危機」問題が出てくる前のものですが、「自由な思考、広範な人文社会的教養をもった市民の養成に人文社会系学問が基礎を与える」、大学において「真のリベラルアーツ教育」が必要であり、それは「科学の総合的修得、文理の両方に目配りのできる、多様な応用能力をもった市民の養成」を目的とし、これについては人文社会系学問の寄与が不可欠であり、それが人文社会系学問の果たすべき役割だと言うのですが、これに加えて、経済学、経営学、法学、社会学等と専門教育をしている。その専門教育はこれにプラスして各学部の学生に何かを与えることはないのか。与えるべきではないのか。「文系の危機」問題は、こうしてみると、人文社会系の大学教育のレゾンデートルを問うものであり、当事者が主体的に答えをださなければならない問題だということになります。しかし、政府の政策上の文系軽視は、日本の大学制度の歴史的構造的な問題だと思っています。今に始まった問題ではない。

#### (4) 「上からの大学改革」のさらなる展開

そこでもう一度「上からの大学改革」を見ましょう。2015年6月に文科省は「国立大学経営力戦略」というものを発表し、これに従って2016年度以降の国立大学法人の第3期に国立大学法人がこなすべき課題を沢山打ち出しています。基本のコンセプトは先ほどご紹介した、「社会変革のエンジン」としての国立大学です。期待してもらうのはいいけれども、大学にとっては過剰期待でしょう。でもこれに応えると言わないとお金は出ませんよということになるわけです。その経営力戦略の概要は大見出しだけ拾っておきました。「①大学の将来ビジョンに基づく機能強化の推進、②自己変革・新陳代謝の推進、③財務基盤の強化、④未来の産業・社会を支えるフロンティア形成」です。この大項目の下に沢山の課題が掲げられています。国立大学法人の中期計画は、ここで示された諸課題をそれぞれどこで受け止めてどのように実行するかという計画として作られます。もう手取り足取りです。さらに新しい3つの制度が打ち出されました。「特定研究大学」、これは世界で闘う、規制緩和等で財務基盤の強化をはかる大学を選抜する。新領域創成のための「卓越大学院」を選抜する。優秀な若手研究者の優先支援の「卓越研究員」を選抜する。

すべて「卓越」というのが付いていますが、要するに国立大学の中の一部を優先的にピックアップして投資を集中する制度です。投資を集中すると言っても投資の大枠は決まっていますから、どこかに集中すれば、どこかの取り分が小さくなるという枠の中の競争にしかすぎません。このような「経営力戦略」を示すことによって、中期目標・中期計画制度を手段として上からの大学改革が、手取り足取りの改革課題の羅列とそれを誘導するための競争的資金配分のシステムによって進められるということですね。ここまで言わないと日本の国立大学は自分で何も考えられないと文科省は思っているのか、とちょっと嘖然とします。

皆さん、年俸制は私立大学でどこまで入っているかわかりませんが、年俸制の導入は第2期の終わりの改革課題の中に文科省があげたものです。このような改革課題が示されると、あわせて努力目標が出てきます。たとえば、各大学教員定数の20%の年俸制教員を実現、というように。僕はある会議で

文科省の役人がそれを説明したときに、「お聞きしますけれども、前には任期制導入を推進しましたね。若手研究者の任期制を導入して若手研究者のパフォーマンスがどう向上したか、日本の研究水準がどう上がったかということについてデータがありますか。エビデンスはありますか。」「今回また年俸制ですか。これは大学に強制されるわけですが、年俸制を導入する主旨は何ですか。財政的効率化ですか。或いは年俸制教員の研究教育能力のアップですか。」「両方です。」と答えが返ってきました。しかし、「財政効率化は分かりますけれども、教員の研究教育の能力が年俸制導入によって向上するというエビデンスを示してください。どこか外国の大学の事例でもありますか。研究教育能力が向上すると判断して導入するのであれば、そのエビデンスを示してください。」と言いました。もちろん、そんなデータがあるわけがありません。何か改革をしなければいけないと追いたてるが、改革の目的と結果の関係が分析・評価され、改革を進める政策それ自体が客観的に位置づけられるということがない。財政的効率性は、数字ですからはっきりしますが、しかし、これだけだと結果において大学は貧窮するだけでしょう。

この3つの「卓越」制度のうち、卓越研究員は既に2016年度から実施され始めました。文科省は、すべての分野の若手研究者を対象に150人の卓越研究員を選考するという計画です。その手順は、次の通りです。大学・研究機関・企業の研究所などが文科省に対して、卓越研究員を受け入れる用意があることを申告する。たとえば、ある研究所が若手研究者の採用予定があれば、このポストに卓越研究員を受け入れると決めて、文科省に申告する。文科省は、この事前の手配をして、卓越研究員として受け入れるポストを予定した大学・研究機関・企業の研究所等のリストを公示する。卓越研究員に応募する若手研究者は、リストを見て、ポストを提供した会社や大学と折衝して、推薦書をもらい、申請書と一緒に提出し、選考をうけることとなります。雇うのは大学や企業です。では、卓越研究員を雇うとどういうメリットがあるかということ、2年間その卓越研究員に600万の研究費が付く。かつ、5年間、研究環境整備費、これはその卓越研究員を雇用した会社や大学に300万円が渡されます。ただし人文社会系はそれぞれこの額の3分の2とされています。この仕組みの下で、文科省による選考（中立的な公的機関によるピアレビューで）が進行中です。この制度の作用としては、ある大学が若手研究者を採用したいと考えて、そのポストを卓越研究員用に申告する。卓越研究員は文科省が選考する。研究所は、ポストを用意して、持参金つきの文科省が選考した若手研究者を任用するということとなります。実質的にみれば、若手研究者の任用について、研究所による人事評価ではなく、文科省の選んだ研究者を受け入れることとなります。そういう意味では、この制度は人事権について文科省のコントロールが広がるという作用を有しています。

### （5）国立大学法人制度の根本的問題

さて、国立大学法人制度と大学の自治の関係について、すでに問題を指摘しました。文科大臣が中期目標を指示し、それに基づいて大学が中期計画案を策定しそれを大臣が認可する。その中期計画の下で、6年間、毎年次、自己評価を行い文科省に報告してチェックを受ける。このシステムの下で、本当に大学の自主性が守られるのかという根本問題を考えなくていいのか。国立大学法人制度を作る過程から、このことは問題となってきたと思います。私自身は、すでに2期12年この制度を実施した、3期やったら18年間になる、第3期の終わりに、国立大学法人制度の国際的レビューを行ってはどうかと提案しています。さきに触れましたが、ヨーロッパ大学協会は、大学自治の問題で一番の根幹は大学と権限ある公的機関との関係がどうかという点にあると指摘しています。まさにそうなのであって、文科省と大学との関係について、3期18年間の経験に基づいて本当にこれが日本の大学を良くする制度なのかと問題

を立て、吟味するべきだと思います。

運営費交付金がずっと減少し、国立大学の教育研究の基盤的経費が不足しつつあります。ただし、ここでは公的財政支出の拡大を国立大学だけに視野を限定させず、私学助成の問題も合わせて考えなければなりません。法人制度のあり方としては、中期目標・中期計画の策定方式を変えてはどうかと提案しています。現実的かどうかはやってみなければ分かりませんが、少なくとも理念的にはこういうことが考えられるという案です。第1に、中期目標は国立大学全般にわたるものとして文科大臣と国立大学協会が合意のうえ決定する。第2に、各大学の個別の中期目標およびそれに基づく中期計画は大学が作成し、文科大臣と協議の上、「大学契約」として締結する。大学契約は、大学と文科大臣が国民に対して履行の義務を負う。第3に、その契約を実行するために国は大学に対して運営費交付金を保障しなければならない。その趣旨は、国と大学との間で対等の契約関係を結び、双方が契約の履行の責任を国民に対して負うという原理を作ることであり、大学は教育研究活動のミッションを果たすこと、国はそのためにも財政基盤を保障することが責務となります。今のままでは、ずっと手取り足取りの「上からの改革」で大学の自主的発展が確保されるのか、本当にそれで大学は良くなるかという懸念が大きくなるばかりです。放っておくと大学は悪くなると文科省は考えているかもしれません。そうだとすれば、大学の側が鼎の軽重を問われることとなります。国立学法人制度について私は一貫して疑問を感じて来ていますので、今日はそのお話しをさせていただきました。

## 4. 私立大学の経営問題

### (1) 私学助成のあり方

最後の問題は私立大学の経営問題です。日本私立学校振興・共済事業団の調べでは、2014年度定員割れが調査対象587校中265校で45.8%、前年から33校増加しています。大学の帰属収入は、学生の納付金が77%で補助金が11%、やはり補助金の役割は大きいです。帰属収支差額比率と言われるもの、大学帰属収入と支出の差額の帰属収入に対する割合、これが10%以上であることが大学経営上必要だと言われていますが、これがあれば、毎年の黒字分を積み立てて、大学の中長期の課題に備えることができる。このような財政状態を作ることがなかなか難しくなっているということです。私学助成については経常的経費の2分の1まで補助することができるとされていますが、1980年には29.5%まで行きましたけれど、そこからずっと減少しています。

私学助成は3300億円の大体の枠があります。この枠の中での助成のあり方が変化しています。一般助成を原則とするはずのところ、特別助成の役割が拡大しています。ここに1つの問題があります。一般助成は学生の数など、客観的な基準に応じて一般的に配分されるものですが、近年、特別補助制度が拡大しています。特別補助制度というのは私学全体に均霑するわけではなくて、一定の目的実現のために大学の申請を前提に点数をつけて評点のいい大学に配分するものです。この特別補助制度の拡大は、私学振興の趣旨、つまり私立大学の運営を一般的に助けるために国から助成をする趣旨に反するのではないかというのが論点です。特別助成の方式は、私学助成に際して、国が助成を手段として私立大学に介入してはならない、という大原則に抵触する恐れがあるからです。専門家の批判は散見しますが、それに止まっているようです。

## (2) 18歳人口の変動と高等教育需要

私立大学の経営は、18歳人口の今後の変動に大きく左右されると論じられています。2015年には18歳人口が120万人、4年制大学への進学率が51.5%、今後の推計としてはもちろん減っていくけれども、進学率も上がるだろうから、大学進学者数はそんなに一気に減るようなことはないだろうと予測されています。これからは、進学率について18歳人口を分母に考えるのではなく、大学の社会的プレゼンスを高めるのであれば、年齢に関わりなく、学びのシステムとして社会で役割を果たすことが重要ではないか、つまり生涯教育の場としての大学というのが1つの重要な論点です。

私立大学の定員充足率の推移をみると、1992年を起点にしますと2015年までの4分の1世紀の間に、充足率50%未満の大学がゼロから2%、充足率50-80%未満がゼロから17%、充足率80-100%未満が7%から23%に増加しています。また、この間大学の数が大きく増えて、短期大学の4年制大学への転換、入学者減に対応する定員減などを通じて、小規模校が増加し、学生数1000名未満の大学が91から211へ増えています。多くの私立大学は50%未満で定員割れを起こすと補助金が出なくなるので、定員を削減する。つまりスリム化しながら充足率を上げるという大学側の経営対応があつてまだ倒れるという段階にはなっていないのです。大学の数は増えながら、定員充足率が下がるという状況が続いています。

地域別の充足率の推計をみると、北海道・東北地域では2015年の充足率を100とすると2020年で87、2026年は75です。一番ピンチなのは四国地域で、2015年を100として、2020年に79、2026年に66と推計されています。何れにしても全体として落ち込むということです。そうすると中小規模の大学が地域にあつてそれぞれ定員を充足するということがなかなか難しいという状況が今後生まれてくるわけなので、教育学者などは大学間ネットワークを形成し、そのネットワーク自体が地域の高等教育の1つの拠点になるような新しい仕組みも考えていく必要があるのではないかと提案しています。

## (3) 高大接続システム改革問題

これが一番大きい問題かなと思うのは、高大接続システム改革です。私立大学だけの問題ではありませんが、私立大学により大きく作用する問題ではないかと考えています。2016年の3月31日に高大接続システム改革会議の「最終報告」が出ました。ご承知の通りですが、第1に、「高等学校基礎学力テスト」を導入する。2019年施行実施するので2018年初頭を目途に「実施大綱」を策定し公表する。第2に、大学入学者選抜改革として、個別の大学における入学者選抜改革を進め、また「大学入学希望者学力評価テスト」を導入する。この評価テストは2020年度からの実施に向けて2019年初頭を目途に「実施大綱」を策定・公表する。このように、2020年からこの「学力評価テスト」が始まることになりました。高大接続改革において、大学側の選抜方式に求められているのは、現在の選抜方式にスクリーニング機能が無いから、それを高めよ、かつ、スクリーニングするときの基準を知識・技能にとどまらず「思考力、判断力、表現力等」が判断出来るようなものにせよ、こういう要求です。

実際に現在の大学入試がどうなっているか。2014年の時点で形態別に見ますと、一般入試、普通のペーパーテストで判定するというのが全体では56.5%、推薦が34.4%。アドミッションオフィス入試、これは大学側の色々な仕掛け、裁量で入れるというのが0.4%という割合になっています。私立大学だけで見ると、一般入試が49.6%で半分以下、推薦が39.7%、アドミッションオフィス入試が10.3%になっています。入学選抜のスクリーニング機能ということの問題にすると、推薦入試やアドミッションオフィス入試が適切な機能を果たしているか必ず問題になるでしょう。現在のセンター入試の利用は、私立大学にとって任意であり、一定の利用が行われていてもそれが強制されるというわけではありませ

ん。しかし、「大学入学希望者学力評価テスト」が実施されれば、これをどう使うかというのが、センター入試をどう使うかということよりもはるかに深刻で重要な各私立大学のアドミッションポリシーの問題として全面化するのではないかと思います。大学に入る学力あるかどうかという試験ですから、このような学力評価は論理的に選抜の前提です。そもそも大学に入る学力があるかどうかを全国一斉のテストで試みますというわけですから。そうすると大学たるべきもの、これを何故使わないのかということになるでしょう。だとすれば、センター試験とはレベルの異なる試験ということになります。これによって個別の大学のアドミッションポリシーに対する国の介入が大きくなると考えられます。

## 5. 大学はなにをなすべきか—そのあり方を考える—

まとめとして、以上のような状況の中で「大学は何をすべきか」について感想の域をでませんが、いくつかの論点を出したいと思います。これを考えるときに、いつも念頭にある基本問題があります。日本の大学制度は国公私という3つの設置形態の違う大学によって支えられています。その中で量的には私学が8割近いウエイトを占めています。日本の大学をどうするかというときには、国公私の3つの設置形態を持つ大学全体を見渡して、どうすべきかを考えなければなりません。特に公財政支出拡大のテーマは、国立と私立の格差だけを問題にしても解決しません。地方の国立大学は国立大学法人制度の下で悲鳴をあげています。国立大学の中でもその「自主的な」財政調達の違いがあり格差が広がっています。地方国立大学は、戦後の新しい高等教育の理念の下で、都道府県に欠けることなく総合大学をということで作られました。私立大学には建学の理念による教育の追求と他方で深刻化する経営問題があります。それぞれの事情を含めて日本の大学制度全体を考えて、公財政支出の問題、大学のあり方の位置づけを議論しなければなりません。国立大学法人制度の問題も、私立大学の管理運営の在り方も含めて、関連して議論する中でより適切な管理運営のモデルを探していくべきだというのが基本的考えです。ここでのまとめは、このことをひとまず置いて、大学側から何ができるかを整理してみたというものです。

第1に、大学の理念、学問の自由・大学の自治をたえず基本におき、学問の自由と大学の自治を生かす大学の社会的責任を自覚するということです。このように言ってもお題目に留まるかもしれませんが、自分の大学のあり方を考えるときにはこれがなくては出発点があきらかにない、ここを明確にして、国の大学政策・文科省の言っているには良いことも良くないこともあると思いますが、これに批判的に向き合って取捨選択をしなくてはいけないと思います。大学は、原則を踏まえた上で、文科省や企業の経営者が言っていることよりも社会的に説得力のある知恵を出して、そして自分達の大学をこうするということを言わなければなりません。大学はその存在意義を、連携し、かつ、個別的にそれぞれ社会に対してアピールしなければならぬと思います。

第2に、大学の使命を明らかにし、学内でそれを共有し、対外的にアピールする、「大学の約束」というものを大学で創りだす。私立大学には「建学の精神」と呼ばれるものがあります。多くの大学ではすでに、「大学憲章」、「長期計画」などを策定していますし、国立大学法人は6か年の中期計画を持っていますからそれを具体的な行動プランに移し、市民に分かりやすくアピールする。中期計画というのはそれを見ただけでは無味乾燥で普通の人はそんなもの見たくもないというようなものですが、それを具体化して地域に対して、私達は6年間こういうことをしますと「約束」します。これは地方の国立大学で先進的な学長さんがやっていることです。大学自身がなにをするかを学内で共有し、かつ、外にもアピールをするということです。ある調べによると中長期計画を持っている大学は、これは有効回答数



が206なのでそんなに多くはありませんけれども、約6割ですから、相当に普及しています。

第3に、「学生に何を教えたか What is taught」ではなくて「学生がなにを学んだか What is learn」を成果として確定し、評価するということです。これはある私立大学の学長さんが言っていることをそのまま借りたものです。大学の成果は、学生が何を身に着けたか、学生の能力がどこまで高まったかであって、これを大学が評価して確定しなければなりません。教えたからいいだろうではだめだというわけです。なかなか難しいことだと思いますが、ここでの考え方としては、先ほどフンボルトの理念として触れた研究と教育の統一、学生もまた研究するように学ぶのだということだろうと思います。教育学の専門家が一番気にしているのは、日本の大学生は世界の中で一番学修時間が少ないこと、これは日本の将来にとって非常に危機的なことだと言います。学修時間は自分で調べ、考え、蓄積するという時間ですから、そのような時間を増やす指導とカリキュラムが必要です。「学生の生涯を支援する大学」、これはある地方国立大学の学長を務めたばかりの友人が大学の目標として示したのですが、大学に入ってきたのはその学生にとっては偶然かもしれないけれども、その学生が4年間この大学で育っていく、その先にその学生の未来がある、その学生の生涯を支援する立場から大学は色々なことを考えなくてはいけないという、この議論にはなるほどと感じさせられました。

第4に、教師集団が大学コミュニティ構築に主体的な役割を果たすこと。大学の社会的責任を果たすという活動は、誰が担うのか。大学コミュニティとして、学長がトップリーダーで全部決めてくれればよいということでないとするれば、役割を果たしうるのは教師集団です。実際に学長のリーダーシップが適切だと、教師集団が形成されて学長を支え、学長と一緒に大学づくりが進むということが経験的には存在しています。教師集団が中心にならないと職員との協働も、学生との関係の構築も進みません。教師集団の中の分業と協業も必要です。誰かのところに仕事が集中するというのでは上手く行かない、全体で手分けしながらそして一緒にやっていく。こういうことに習熟して進めなければなりません。学部教授会や全学の教師集団が関与する委員会など、大学の運営を担う組織体の役割をどうするかはそれぞれの大学ごとに問題があるし、それぞれの大学ごとに自治的なあり方を基礎づけるべく取り組むべき課題だと思います。学校教育法上、教授会は審議決定権を持たないのです。学力認定についての諮問機関に矮小化されてしまいましたが、それは法律上の話です。たとえば、教授会で人事を決めるのは法律違反だと文科省は言いますが、實際上、個別の大学の運営の中では大学の中で実質的な運営ルールを作ることができます。多くの大学ではそのような工夫をしているのではないかと思います。そういう実質的なルール作りは教師集団が中心になる以外にはないと思います。

もう一つは専門をこえる科学者・大学人としての活動、そのためのネットワークを作ることです。個別の大学のことだけを考えると日本の大学システム全体をどうするか、その中で個別の大学がどう位置づけられているかということについての視野を欠くことになるので、個別の大学を超えたネットワークを作る中で、大学の使命と課題を論じ、必要な改革案を作るような教師の集団を地域で作る、さらには地域をつなぐ全国の連携を組織することが求められているのではないかと。これも先ほど紹介した友人が目標としたことに「地域の苦悩を共有する大学」があります。教師集団が大学コミュニティの中心になって、大学の力を1つにして、そして同時に地域と連帯し、地域社会に大学を開いて、また地域の大学間の連携・協力も作っていく。そうすることによって、地域の高等教育システムが地域の苦悩を共有する、その中で個別の大学が新しい役割を果たすという循環ができないかと思っています。

これで最後にいたします。ある小規模地方私立大学学長の経営方針という文章を読みました。この大学は、本当に小規模で学生数が2000名、1学部6学科で文系の大学です。明治の中期頃に出来た女学

校を母体にして、戦後 女子短期大学になり、最近4年制の大学に転換したという歴史です。ここで、ご紹介しようと思ったのは、この学長さんは元文科省の役人として、国立大学法人化を進めるときに中心的な役割を果たしました。私も仕事上の付き合いがかなりありましたので、行政の側から大学の現場に身を置き換えてなにをいうのかなと興味をもちました。かれは、カトリックのクリスチャンで、その縁もあってこの大学の学長になったようです。その文章によると、本学の存在意義は、①建学の精神に基づく特徴ある教育機会の提供、②地域の進学機会を保障し地域に人材を提供する、③生涯学習機会の提供とそれを通じたコミュニティー形成への貢献、とあります。さらに大学経営に必要なことは、①「本学の誇る強み」を共有する。これは大学コミュニティーが共有の主体とですね。②学びと成長の結びつきを実感させる。これは学生に対して。③教員の力を引き出す、④職員の力を引き出す、⑤在校生・卒業生・サポーターの力を引き出す、そして⑥地域・社会の力を取り込む。そして、ここが紹介しようと思った理由なのですが、最後に「学長としての自分の挑戦」とあり、それは大学にボトムアップが可能かに挑戦することだと言います。教員の皆さんは「時流に流れるな、部局で十分に議論して」という、これは正論だ、とはいえ、日本全体のトレンドはいうまでもなく、トップリーダーシップの強調だ、しかし、「自分はこの正論を正面から受け止めてやってみる」という決意表明です。文科省の現役に聞かせたいですね。この小さな地方私立大学の経営方針にも、その存在意義と経営に必要なことが普遍的メッセージとして示されているように思いました。

今日の話は論点が多岐に渡り、ちょっと飛ばしたところもありましたので、わかりにくいところも残ったかと思いますが、以上で話を終わらせていただきます。ありがとうございました。(終)

# 北海道高等教育研究所規約

## (設立の趣旨と経過)

本研究所は、2015年5月22日、以下の趣旨に賛同する個人・団体によって設立された。

## 第 I 章 総 則

### 第 1 条 設立の目的と責務

わが国の高等教育をめぐる情勢は、厳しく、高等教育関係者はもとより、関係する父母をはじめ多くの国民が、その打開に腐心しているところである。しかし、困難な条件のなかでも、真に学生・生徒のための教育再建を求める地道な努力が続けられており、関係者の声は日増しにそのひろがりを見せている。このような状況のもと高等教育・研究運動の前進をはかると同時に、北海道の高等教育、私学と教育の運動に寄与することを目的に我々はここに北海道高等教育研究所を設立する。

この研究所は、高等教育・研究活動の自主的・民主的な発展に寄与することを目的としたものであり、そのために高等教育活動の実践家と研究者の共同の活動をすすめ、高等教育の実践活動（高等教育・私学教育運動）の発展等に貢献することを最大の責務としている。

### 第 2 条 研究所の事業案内

本研究所の事業内容は以下のとおりある。

#### 1. 調査研究活動

研究と調査活動を、職場と地域の会員・会員団体の協力で日常的にすすめ、その研究を深め、交流をはかる。そのため、つぎの活動を進める。

##### ① 研究例会・共同研究・研究大会を開催

年に2回程度の研究例会やシンポジウム、研究集会を開催すると同時に、共同研究やプロジェクトを組織して共同研究や調査活動に取り組んでいく。年間の活動成果を反映できるように、最低年1回の研究大会を開催する。

##### ② 受託研究・調査活動

会員内外の団体から調査・研究を受託し、プロジェクトを組織し活動を行う。

#### 2. 事業活動

会員・会員団体の研究・調査活動の経過とその交流を活発にし、その成果を普及するため、つぎの事業を進める。

##### (1) 調査研究事業

1) 自主的調査研究事業 2) 受託調査研究事業 3) そのた

##### (2) 研究大会・集会、例会、講演会

1) 研究大会 2) 研究例会 3) 講演会

(3) 日常的事業

①調査研究、②情報誌「研究所レター」の発行、③所報「北海道高等教育研究」の編集、④出版活動、⑤講演会の開催や講師等の斡旋、⑥その他

### 3. 組織活動

研究所の目的達成をめざして、その組織と活動を拡充・強化するために、会員の拡大と組織化を行う。

## 第Ⅱ章 組織と運営

第3条 本研究所の構成員と運営体制は以下のとおりである。

### 1. 会員

会員は、研究所の目的に賛同する個人及び団体をもって組織する。

(1) 個人会員、(2) 団体会員に区分する。

### 2. 運営機関

研究所は、運営に必要な機関として、総会、理事会、事務局を置く。また、必要に応じて、研究推進のために研究員を置くことができる。

(1) 総会は年1回、研究大会とあわせて開く。事業計画と、予算・決算の決定、2年に1度の役員の選出を行う。

(2) 理事会は20名以内の理事で構成し、代表理事が招集し、研究所の運営の基本を決める。

(3) 事務局は、理事会のなかに置き、理事のなかから事務局長1名、事務局員若干名を選出し、研究所の日常的な業務の執行にあたる。

具体的には、①「研究所報」編集委員会、②研究・調査検討委員会などの専門委員会を置き活動を推進する。③また、定期的な事務局会議と日常の事務処理や各種事業等の企画、組織運営などを行う。

(4) 研究員は、必要に応じて、理事会において研究員を選任することができる。研究員の選任基準と手続き等は、別途細則によるものとする。

### 3. 役員・理事・監事・顧問について

(1) 理事会

理事会には次の役員を置く。

代表理事、副代表理事・事務局長、事務局員は理事の互選により選出する。

- 1) 代表理事 2名
- 2) 副代表理事・事務局長 1名
- 3) 理事・事務局員 若干名

- (2) 監事 2名  
(3) 顧問 若干名

### 第Ⅲ章 会計等

第4条 研究所の経費は個人会費と団体会費等によって賄う。

会費はつぎの通りとする。

1. 個人会員 3,000円
2. 組合等の団体加入の構成員 1,500円
3. 学生・シニア 1,500円
4. 団体会員 1口20,000円以上（1口20,000円）
5. 賛助会員 1口3,000円以上

第5条 会計年度

1. 会計年度は4月から翌年の3月とする。
2. 毎年の決算については、監事による会計検査を行う。

第6条 研究所の事務局は北海道私大教連に置く。

第7条 この規約の改廃は総会で行う。

附則 1 この規程は2015年5月22日から施行する。

附則 2 2017年6月16日、一部規約改正

## 資料 2

### 北海道内4年制私立大学における入学定員，志願者，入学者，入学定員充足率

	集計 学校数	集計 学科	入学定員	志願者	受験者	合格者	入学者	志願倍率	合格率	歩留率	入学定員 充足率
			A	B	C	D	E	B/A	D/C	E/D	E/A
2006年		58	12,621	39,359	38,534	24,285	12,544	3.12	63.02	51.65	99.39
07年		58	12,591	38,608	37,902	23,760	12,315	3.07	62.69	51.83	97.81
08年	23	62	12,436	35,870	35,128	22,554	11,805	2.88	64.21	52.34	94.93
09年	23		11,241	32,858	32,320	20,345	11,055	2.92	62.95	54.34	98.35
2010年	23		11,231	33,108	32,651	20,748	11,245	2.95	63.54	54.20	100.12
11年	23		10,986	32,618	32,156	20,529	10,607	2.97	63.84	51.67	96.55
12年	23		11,073	33,256	32,797	20,899	10,499	3.00	63.72	50.24	94.82
13年	24		11,143	37,563	36,995	22,071	10,654	3.37	59.66	48.27	95.61
14年	25		11,015	38,693	37,875	22,840	10,507	3.51	60.30	46.00	95.39
15年	25		10,985	37,018	36,283	22,569	10,622	3.37	62.20	47.06	96.70
16年	25		11,035	35,734	35,057	22,793	10,702	3.24	65.02	46.95	96.98
17年	26		11,095	35,000	34,382	23,014	10,945	3.15	66.94	47.56	98.65

(出所) 日本私立学校振興・共済事業団「私立大学・短期大学等入学志願動向」各年度版より作成

### 北海道内私立短期大学における入学定員，志願者，入学者，入学定員充足率

	集計 学校数	集計 学部	入学定員	志願者	受験者	合格者	入学者	志願倍率	合格率	歩留率	入学定員 充足率
			A	B	C	D	E	B/A	D/C	E/D	E/A
2006年		42	4,420	6,020	5,941	4,648	3,928	1.36	78.24	84.51	88.87
07年		40	4,230	5,224	5,144	4,420	3,729	1.23	85.93	84.37	88.16
08年		39	3,850	4,650	4,576	3,933	3,333	1.21	85.95	84.74	86.57
09年	18	40	3,705	4,455	4,383	3,799	3,193	1.20	86.68	84.05	86.18
2010年	17		3,675	4,361	4,319	3,843	3,243	1.19	88.98	84.39	88.24
11年		36	3,395	4,127	4,077	3,570	2,911	1.22	87.56	81.54	85.74
12年	15		3,125	3,504	3,472	3,195	2,608	1.12	92.02	81.63	83.46
13年	15		3,010	3,922	3,872	3,362	2,721	1.30	86.83	80.93	90.40
14年	15		2,825	3,777	3,746	3,280	2,621	1.34	87.56	79.91	92.78
15年	15		2,825	3,749	3,707	3,208	2,558	1.33	86.54	79.74	90.55
16年	15		2,805	3,638	3,596	3,136	2,522	1.30	87.21	80.42	89.91
17年	15		2,835	3,686	3,643	3,182	2,576	1.30	87.35	80.96	90.86

(出所) 日本私立学校振興・共済事業団「私立大学・短期大学等入学志願動向」各年度版より作成

北海道内4年制私立大学における学部別入学定員充足率の推移（2010年～2017年度） - 1 -

大学名	学部	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
旭川大	経済(1部・2部)	80.0	93.0	81.0	87.0	67.0	86.0	80.0	95.0
	健康福祉(08年に新設)	85.8	93.3	87.5	90.0	69.2	115.0	101.0	101.0
	定員計	83.2	93.2	84.5	88.6	68.2	100.5	90.5	98.0
札幌大	法学	102.7	66.4	57.3					
	経済	94.0	82.0	64.4					
	経営	104.6	57.9	71.8					
	外国語	91.8	71.8	60.0					
	文化	105.2	77.8	75.7					
	地域共創学群(13年新設)				84.0	68.6	77.7	73.7	77.1
	定員計	100.6	70.7	66.8	84.0	68.6	77.7	73.7	77.1
札幌学院大	法学	80.5	66.0	62.0	58.0	37.5	67.3	74.7	73.3
	経済(91開設)	83.5	101.5	68.0	67.0	54.5	62.0	64.0	83.3
	商学(1部・2部)								
	経営学部(09年新設)	104.5	84.0	77.0	89.5	84.7	70.6	67.1	72.9
	人文	98.8	106.8	95.0	97.6	80.9	66.9	67.8	73.4
	社会情報	48.7	50.0	30.0	26.0				
	定員計	86.8	86.3	71.7	73.4	66.0	66.8	68.2	75.2
星槎道都大	社会福祉	非公表	32.5	68.3	70.0	60.0	81.7	58.3	76.7
	美術	非公表	66.3	65.0	41.3	36.3	55.0	61.3	103.8
	経営(02年新設)	非公表	79.2	72.5	61.7	74.2	81.7	88.3	101.7
	定員計	70.9	58.4	69.2	57.3	59.2	73.5	73.1	96.5
函館大	商	58.0	59.3	66.7	90.0	70.8	62.0	76.0	88.0
藤女子大	文	108.8	120.0	118.3	111.7	121.7	111.25	117.9	123.3
	人間生活	114.2	116.3	107.1	110.4	117.9	104.2	97.5	99.6
	定員計	111.5	118.1	112.7	111.0	119.8	107.7	107.7	111.5
北星学園大	経済	121.2	105.8	108.8	109.9	115.4	118.1	118.1	122.3
	文	101.5	108.9	116.7	112.3	121.2	115.3	122.2	111.8
	社会福祉	119.2	104.7	112.4	116.2	110.3	110.3	113.2	109.0
	定員計	115.6	106.2	111.9	112.4	115.4	115.1	117.7	115.7
北海学園大	法学部(1部)		120.0	122.7	114.9	125.9	191.0	129.4	116.5
	法学部(2部)							112.8	121.1
	経済学部(1部)		117.3	118.3	111.3	111.0	158.3	111.0	122.0
	経済学部(2部)							120.8	122.5
	経営学部(03年新設)1部		105.0	104.7	108.0	116.0	99.3	119.0	114.0
	経営学部(03年新設)2部							125.0	118.0
	人文学部(94年新設)1部		112.3	144.6	107.2	112.3	153.3	120.0	111.8
	人文学部(94年新設)2部							121.4	131.4
	工学部		77.3	113.1	124.6	125.0	120.4	110.4	102.3
定員計	117.4	111.1	116.4	112.1	112.9	113.9	117.9	116.0	
北海商科大 06年「北海学園北見大」から改称	商学部	130.7	107.3	116.0	118.0	104.7	97.8	110.6	128.3
北海道医療大 1974年「東日本学園大学」設置 94年に「北海道医療大」に改称	歯	48.0	41.0	67.5	66.3	88.8	100.0	100.0	80.0
	薬	121.3	124.0	112.5	116.3	110.0	109.4	105.6	126.9
	看護福祉(92年新設)	102.8	101.7	107.8	121.7	94.4	101.1	88.3	101.1
	心理学(02年新設)	122.9	127.1	107.4	108.1	103.7	90.7	93.3	104.0
	リハビリテーション学部(14年新設)				119.2	105.8	114.4	111.1	126.7
	定員計	102.2	102.2	103.2	110.7	101.3	105.3	100.4	111.9

(出所)学校教育法施行規則第172条2に基づき各学園で公開が義務づけられている「事業報告書」、同報告に基づくHP掲載資料等により作成。

北海道内4年制私立大学における学部別入学定員充足率の推移（2010年～2017年度）－2－

大学名	学部	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
北海道科学大 13年「北海道工業大」から改称	工					119.6	123.0	100.0	103.6
	創生工学部(08年新設)	107.6	98.2	80.3	88.2				
	空間創造学部(08年新設)	69.1	57.7	69.5	76.4				
	医療工学部(08年新設)	119.0	125.0	125.0	111.0				
	未来デザイン学部(08年新設)	96.0	99.3	74.7	65.3	130.0	116.9	108.5	96.9
	保健医療学部(14年新設)				111.0	121.8	119.3	97.9	102.4
	定員計	96.3	90.6	81.9	86.6	122.1	120.7	100.6	102.1
北海道情報大	経営情報		119.1	105.9	92.2	72.8	63.3	74.4	67.8
	情報メディア(02年新設)		125.0	120.0	116.3	98.9	124.2	115.3	105.3
	医療情報学部(13年新設)				72.5	61.3	56.3	66.3	56.3
	定員計	125.8	121.6	111.8	98.9	81.8	87.8	90.2	81.6
北海道薬科大	定員計	108.1	106.7	108.6	109.0	110.5	107.6	104.3	100.0
酪農学園大	酪農	100.7							
	獣医	112.5							
	環境システム	61.4							
	獣医学群(11年開設)		125.3	117.1	114.1	111.8	112.9		118.8
	農食環境学群(11年開設)		115.1	114.5	114.9	115.5	113.0		110.4
	定員計	89.1	117.6	115.1	114.7	114.6	113.0		112.4
札幌国際大 98年「静修女子大」から改称	人文・社会								
	観光(00年開設)	58.0	49.3	40.0	41.3	50.7	41.3		53.6
	人文(国際文化学科)	94.9	79.0	80.0	70.3	67.2	61.0		63.3
	現代社会学部(04年開設)								
	スポーツ人間学部(09年開設)	108.3	85.8	72.5	79.2	77.5	91.7		107.5
	定員計	86.5	71.2	65.2	63.2	64.5	62.6		72.3
千歳科学技術大	光科学	123.3	97.9	93.3	79.2	68.3	72.1	82.1	
	理工学部(2017年度開設)								90.4
苫小牧駒沢大	国際文化	非公表	非公表	40.0	28.0	31.3	21.3	39.3	38.0
北翔大 2000年「北海道女子大」から「北海道浅井学園大」 05年「浅井学園大」 07年「北翔大」	人間福祉	50.5	56.3	69.4	121.9				
	生涯学習システム(00年開設)	63.8	69.3	74.3	89.3				
	生涯スポーツ学部(09年開設)	126.3	133.1	120.0	121.9	104.5	108.2	109.5	103.2
	教育文化学部(14年開設)					80.9	90.5	95.9	101.8
	定員計	77.4	87.0	88.5	112.0	92.7	99.3	102.7	102.5
日本赤十字北海道看護大	看護	116.0	106.0	110.0	107.0	109.0	115.0	109.0	117.0
北海道文教大 99年開学	外国語	84.0	107.0	87.0	97.0	68.0	55.0	71.0	56.0
	人間科学(03年新設)	106.0	117.9	122.3	116.3	120.0	112.0	112.9	103.1
	定員計	101.9	115.8	115.7	112.6	110.5	101.6	105.3	94.5
天使大(1999年開学)	看護栄養	101.7	106.4	109.3	107.6	104.7	103.5	106.4	105.2
稚内北星学園大(99年開学)	情報メディア	62.9	50.0	38.6	32.9	42.0	56.0	60.0	40.0
札幌大谷大(2006年開学)	音楽学部	118.8							
	芸術学部		106.3	112.7	86.0	80.7	79.3	71.3	75.3
	社会学部(12年開設)			62.9	62.9	72.9	71.4	74.3	84.3
	定員計	118.8	106.3	96.8	78.6	78.2	76.8	72.3	78.2
札幌保健医療大(2006年開学)	看護				106.0	105.0	103.0	106.0	106.0
日本医療大(2014年開学)	保健医療学部看護学科					106.3	105.0	113.8	101.3
	保健医療学部リハビリテーション学科						66.3	87.5	57.5
	保健医療学部診療放射線学科							104.0	106.0
	定員計					106.3	85.6	101.4	85.7
北海道千歳リハビリテーション大学(2017年開学)	理学療法専攻								116.3
	作業療法専攻								100.0
	定員計								111.8

(出所)学校教育法施行規則第172条2に基づき各学園で公開が義務づけられている「事業報告書」、同報告に基づくHP掲載資料等により作成。



北海道内4年制私立大学（25大学）における収容定員充足率の推移（2000～2017年度）

(%)

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
旭川大学	110.1	100.8	88.5	75.8	69.5	63.4	61.0	68.3	63.1	71.2	81.1	82.6	85.8	86.6	84.8	92.1	86.1	85.9
札幌大学	112.1	111.6	113.2	113.3	111.5	110.6	105.1	99.0	91.7	88.3	90.1	86.2	83.0	81.0	73.0	69.8	75.7	74.3
札幌学院大学	120.2	121.2	119.2	118.8	118.4	114.3	111.3	107.4	102.7	99.9	95.1	90.1	83.2	77.9	73.1	69.1	67.4	68.2
星槎道都大学	140.1	110.7	90.0	69.9	57.3	58.5	59.9	61.1	62.9	62.0	62.9	62.7	62.5	59.2	58.6	62.6	63.7	73.6
函館大学	112.8	97.2	81.5	64.8	63.5	67.4	68.6	78.8	77.3	73.3	72.4	65.1	64.0	68.1	68.1	68.4	71.8	71.9
藤女子大学	118.8	121.1	116.0	115.1	114.6	115.7	115.2	114.7	113.4	113.8	114.1	115.0	116.4	115.5	116.3	114.1	113.5	112.4
北星学園大学	127.1	126.6	122.3	119.9	119.0	109.0	112.6	114.2	114.6	117.5	118.3	114.9	109.2	111.8	111.4	113.9	113.6	115.7
北海学園大学	125.5	125.4	124.8	137.6	122.0	120.4	120.5	122.8	124.4	124.1	123.8	120.6	119.3	117.8	116.1	115.7	115.8	116.3
北海北見/北海商科大学	106.6	88.0	68.5	57.5	50.7	40.2	49.0	61.2	84.0	104.3	115.7	117.0	115.0	118.2	112.0	108.7	108.8	109.4
北海道医療大学	130.0	131.0	129.6	126.4	122.0	103.2	103.7	103.8	104.2	102.9	101.7	101.3	101.7	104.3	103.8	102.8	101.9	99.5
道工科大学/道科学大学	111.7	112.2	113.5	115.6	117.4	116.4	113.9	109.3	104.3	96.9	93.0	89.6	86.2	83.7	90.0	97.0	102.0	106.6
北海道情報大学	126.3	124.7	120.5	115.4	108.8	98.6	98.1	90.9	92.6	96.3	105.5	110.4	112.4	108.2	95.6	87.7	82.1	80.4
北海道薬科大学	124.2	125.0	126.3	128.9	130.5	125.4	123.9	120.9	115.0	117.4	105.4	100.9	104.2	105.6	104.4	101.7	100.4	101.0
酪農学園大学	126.4	126.5	125.9	127.3	123.9	113.0	109.8	107.5	102.7	98.1	95.6	99.2	102.9	109.4	115.6	116.3	116.6	116.4
札幌国際大学	128.8	118.3	104.7	87.2	79.9	76.3	72.9	71.6	75.7	79.2	82.7	81.2	74.7	69.7	66.0	62.1	61.2	64.1
千歳科学技術大学	97.8	96.9	95.7	95.2	99.8	100.7	96.4	88.4	83.0	80.2	90.3	93.2	97.5	94.6	81.3	74.8	71.0	75.0
北海道文教大学	120.6	112.5	102.8	92.0	87.7	82.5	88.2	84.1	78.6	89.7	100.7	105.0	111.7	114.8	113.7	108.9	107.5	103.2
浅井学園大学/北翔大学	122.7	123.9	124.7	123.4	121.3	112.1	108.1	103.3	90.7	81.8	76.2	78.2	80.3	82.1	86.9	89.9	94.3	95.6
日本赤十字北海道看護大学	108.5	109.0	108.8	109.5	108.8	109.5	109.0	109.0	111.3	110.5	112.5	111.0	108.0	108.0	108.3	110.3	108.8	109.8
天使大学						110.4	109.4	110.1	109.7	107.4	106.1	106.8	106.4	108.0	108.2	106.6	105.3	104.2
稚内北星学園大学	52.8	98.9	71.5	54.0	56.6	63.8	61.3	63.8	54.8	52.2	56.8	56.1	53.6	52.5	52.3	51.7	54.5	52.3
札幌大谷大学								95.0	96.5	106.5	107.9	102.9	96.1	85.5	80.0	77.8	73.1	75.1
札幌保健医療大学													106.0	105.0	103.7	103.5	92.1	
日本医療大学															106.3	92.5	95.8	90.9
道千歳リハビリテーション大学																		111.8
合計	120.4	118.8	115.6	114.3	109.8	104.2	103.2	102.0	99.8	99.2	99.8	98.8	97.9	97.5	96.1	95.7	96.3	97.0

(出所)学校教育法施行規則第172条2に基づき各学園で公開が義務づけられている「事業報告書」、同報告に基づくHP掲載資料等により作成。

北海道内4年制私立大学(25大学)における教職員数及び非専任教職員比率、専任教職員1人当たり学生数など

(2017年5月1日現在)

	学部教員数			職員数(法人部門を含む)						学部 在籍 学生 総数 J	各種指標				
	専任 教員 a	非常勤 講師 b	合計 c	専任 職員 d	契約 職員 e	臨時 職員 f	派遣 職員 g	専任 以外 合計 (e+f+g) h	総計 i		教員総 数に占 める非 常勤講 師比率 (%)	職員総 数に占 める専 任以外 職員の 比率 (%)	専任教 職員1 人当 たりの 学生 数(人)	専任職 員1人 当 たりの 学生 数(人)	職員 (総数) 1人当 たりの 学生 数(人)
											a/c	h/i	j/a	j/d	j/i
札幌大学	83	114	197	63	3	13	2	18	81	2,675	57.9	22.2	32.2	42.5	33.0
北海道科学大学	185	225	410	120	25	6		31	151	3,463	54.9	20.5	18.7	28.9	22.9
北海道薬科大学	66	36	102	120	23	6		29	149	1,273	35.3	19.5	19.3	10.6	8.5
函館大学	26	16	42	29	0	8		8	37	302	38.1	21.6	11.6	10.4	8.2
藤女子大学	81	287	368	66	0	18	3	21	87	2,159	78.0	24.1	26.7	32.7	24.8
北星学園大学	129	222	351	85	23	34	4	61	146	3,876	63.2	41.8	30.0	45.6	26.5
北海学園大学	230	305	535	123	0	34	2	36	159	8,348	57.0	22.6	36.3	67.9	52.5
北海商科大学	37	11	48	13	0	1	2	3	16	755	22.9	18.8	20.4	58.1	47.2
札幌学院大学	112	198	310	67	10	20	8	38	105	2,237	63.9	36.2	20.0	33.4	21.3
北海道医療大学	365	251	616	136	78	55	3	136	272	3,294	40.7	50.0	9.0	24.2	12.1
酪農学園大学	175	128	303	111	47	87	0	134	245	3,538	42.2	54.7	20.2	31.9	14.4
旭川大学	60	80	140	26	0	2	0	2	28	704	57.1	7.1	11.7	27.1	25.1
星槎道都大学	67	49	116	32	3	9	1	13	45	765	42.2	28.9	11.4	23.9	17.0
北海道情報大学	83	105	188	49	10	1	12	23	72	1,455	55.9	31.9	17.5	29.7	20.2
札幌国際大学	67	102	169	38	20	3	0	23	61	1,176	60.4	37.7	17.6	30.9	19.3
北翔大学	109	177	286	63	14	11	3	28	91	1,749	61.9	30.8	16.0	27.8	19.2
千歳科学技術大学	42	29	71	27	9	7	5	21	48	720	40.8	43.8	17.1	26.7	15.0
北海道文教大学	125	72	197	58	0	3	1	4	62	2,270	36.5	6.5	18.2	39.1	36.6
天使大学	73	89	162	38	0	8		8	46	727	54.9	17.4	10.0	19.1	15.8
稚内北星学園大学	22	22	44	10	4	0		4	14	115	50.0	28.6	5.2	11.5	8.2
日本赤十字北海道看護大学	39	44	83	18	0	7		7	25	439	53.0	28.0	11.3	24.4	17.6
札幌大谷大学	47	195	242	30	2	30	3	35	65	661	80.6	53.8	14.1	22.0	10.2
札幌保健医療大学	45	46	91	28	0	1		1	29	442	50.5	3.4	9.8	15.8	15.2
日本医療大学	55	116	171	29	0	0		0	29	600	67.8	0.0	10.9	20.7	20.7
道千歳リハビリテーション大学	17	16	33	22	0	0		0	22	123	48.5	0.0	7.2	5.6	5.6
合計	2,340	2,935	5,275	1,401	271	364	49	684	2,085	43,866	55.6	32.8	18.7	31.3	21.0

[備考] 教員数には大学院のみ担当する者は除く。

[出所] 日本私立大学協会調べにより作成。

北海道内私立大学21法人の事業活動収支計算書（2016年度決算）－ 1 －

（単位：円）

学校法人名 （4年制大学・短大部名）		北海学園 （学園大・商科大）	北星学園 （北星学園大）	札幌大学	札幌学院大学	旭川大学	札幌国際大学	千歳科学技術大学	
教育活動収支	収入の部	学生生徒等納付金	9,572,748,727	5,164,431,350	2,574,219,000	2,177,498,700	1,352,893,180	1,577,678,042	968,743,000
		手数料	255,658,850	118,738,084	37,695,591	33,209,223	23,890,560	20,661,511	12,296,000
		寄付金	36,822,093	84,222,983	28,795,970	46,909,000	1,094,663	25,500,000	11,165,000
		経常費等補助金	1,190,279,376	1,130,744,955	322,391,332	277,069,034	536,354,193	167,789,850	243,689,000
		付随事業収入	3,688,751	60,386,000	48,074,310	21,923,800	16,271,675	14,026,528	72,748,000
		雑収入	486,007,994	297,006,784	173,046,991	224,197,683	61,388,335	64,146,799	14,098,000
		教育活動収入計	11,545,205,791	6,855,530,156	3,184,223,194	2,780,807,440	1,991,892,606	1,869,802,730	1,322,739,000
	支出の部	人件費	7,569,214,696	4,593,589,832	1,800,791,443	2,302,149,113	1,225,455,774	1,099,567,871	732,195,000
		教育研究経費	3,461,127,474	1,900,540,362	1,290,378,684	1,054,631,002	760,768,397	879,459,402	580,919,000
		管理経費	574,068,402	517,453,196	491,351,402	324,925,527	134,361,166	265,971,784	194,653,000
徴収不能額等		486,000	5,801,800	0	291,200	1,230,000	4,627,381	2,163,000	
教育活動支出計	11,604,896,572	7,017,385,190	3,582,521,529	3,681,996,842	2,121,815,337	2,249,626,438	1,509,930,000		
教育活動収支差額	▲ 59,690,781	▲ 161,855,034	▲ 398,298,335	▲ 901,189,402	▲ 129,922,731	▲ 379,823,708	▲ 187,191,000		
教育活動外収支	収入の部	受取利息・配当金	6,326,189	240,135,737	430,412	241,199,619	12,123,693	52,622,404	42,605,000
		その他の教育活動外収入	1,197,834	0	0	0	0	0	0
		教育活動外収入計	7,524,023	240,135,737	430,412	241,199,619	12,123,693	52,622,404	42,605,000
	支出の部	借入金等利息	6,020,400	2,788,169	1,283,060	2,811,665	965,891	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0	0	0	0
		教育活動外支出計	6,020,400	2,788,169	1,283,060	2,811,665	965,891	0	0
教育活動外収支差額	1,503,623	237,347,568	▲ 852,648	238,387,954	11,157,802	52,622,404	42,605,000		
経常収支差額	▲ 58,187,158	75,492,534	▲ 399,150,983	▲ 662,801,448	▲ 118,764,929	▲ 327,201,304	144,586,000		
特別収支	収入の部	資産売却差額	76,904,774	1,100,000	0	299,999	38,196,177	28,071,418	0
		その他の特別収入	0	32,681,179	54,586,649	4,834,340	9,471,417	19,473,135	30,508
		特別収入計	76,904,774	33,781,179	54,586,649	5,134,339	47,667,594	47,544,553	30,508
	支出の部	資産処分差額	229,032,828	16,955,083	14,293,914	14,471,481	2,736,408	36,825,563	4,043
		その他の特別支出	0	850,563	40,000	0	0	0	0
		特別支出計	229,032,828	17,805,646	14,333,914	14,471,481	2,736,408	36,825,563	4,043
	特別収支差額	▲ 152,128,054	15,975,533	40,252,735	▲ 9,337,142	44,931,186	10,718,990	26,465	
基本金組入前当年度収支差額	▲ 210,315,212	91,468,067	▲ 358,898,248	▲ 672,138,590	▲ 73,833,743	▲ 316,482,314	▲ 118,121,000		
基本金組入額合計	▲ 792,209,155	▲ 346,562,320	▲ 21,658,366	▲ 71,363,515	▲ 194,640,195	▲ 467,218,746	0		
当年度収支差額	▲ 1,002,524,367	▲ 255,094,253	▲ 380,556,614	▲ 743,502,105	▲ 268,473,938	▲ 783,701,060	▲ 118,121,000		
前年度繰越収支差額	▲ 13,139,150,833	▲ 1,909,536,194	▲ 4,000,704,730	▲ 642,105,475	▲ 2,853,330,571	4,925,548,890	▲ 778,196,000		
基本金取崩額	38,000,000	20,000,000	197,000,000	60,000,000	7,183,485	13,000,000	39,968,000		
翌年度繰越収支差額	▲ 14,103,675,200	▲ 2,144,630,447	▲ 4,184,261,344	▲ 1,325,607,580	▲ 3,114,621,024	4,154,847,830	▲ 856,349,000		

（注）4年制の大学を設置する学校法人を対象にした。ただし、道外に法人本部を置く苫小牧駒澤大、東海大、日本赤十字北海道看護大学、星槎大は除外した。

〔出所〕私立学校法第47条および学校教育法施行規則第172条2に基づき各学園が公開している「事業報告書」など。

北海道内私立大学21法人の事業活動収支計算書（2016年度決算）－ 2 －

(単位：円)

学校法人名 (4年制大学・短大部名)		天使学園 (天使大学)	北海道星槎学園 (星槎道都大学)	野又学園 (函館大・短大)	藤学園 (藤女子大)	浅井学園 (北翔大)	東日本学園 (北海道医療大)	北海道科学大学 (科学大, 薬科, 自動)	
教育活動収支	収入の部	学生生徒等納付金	1,107,653,000	738,612,500	1,244,320,759	2,761,183,000	2,447,103,538	6,485,925,000	7,779,747,181
		手数料	22,572,000	9,744,380	28,037,400	53,683,000	22,052,212	96,444,000	98,914,906
		寄付金	17,162,000	6,784,733	11,180,210	37,642,000	553,566	60,428,000	43,585,000
		経常費等補助金	195,635,000	170,313,124	867,319,954	1,086,765,000	315,986,580	805,165,000	1,213,364,700
		付随事業収入	10,141,000	13,622,671	81,733,262	36,737,000	42,667,954	1,205,180,000	37,027,416
		雑収入	68,683,000	112,938,746	168,352,038	201,727,000	114,229,928	265,753,000	201,862,266
		教育活動収入計	1,421,847,000	1,052,016,154	2,400,943,623	4,177,737,000	2,942,593,778	8,918,895,000	9,374,501,469
	支出の部	人件費	946,754,000	684,328,075	1,501,069,687	2,999,152,000	1,624,279,113	5,189,058,000	4,613,661,156
		教育研究経費	386,993,000	507,873,995	766,776,120	1,043,939,000	968,544,082	3,322,846,000	3,381,542,653
		管理経費	95,349,000	92,149,132	248,035,823	202,094,000	224,848,621	590,889,000	983,503,674
徴収不能額等		0	1,594,780	1,307,000	454,000	945,000	27,126,000	0	
教育活動支出計	▲1,429,097,000	1,285,945,982	2,517,188,630	4,245,639,000	2,818,616,816	9,129,919,000	8,978,707,483		
教育活動収支差額	▲7,250,000	▲233,929,828	▲116,245,007	▲67,902,000	123,976,962	▲211,024,000	395,793,986		
教育活動外収支	収入の部	受取利息・配当金	3,796,000	6,666	61,932,719	19,782,000	9,296,771	42,204,000	77,677,003
		その他の教育活動外収入	0	0	26,744,495	0	0	0	10,000,000
		教育活動外収入計	3,796,000	6,666	88,677,214	19,782,000	9,296,771	42,204,000	87,677,003
	支出の部	借入金等利息	0	947,158	1,844,807	3,409,000	14,158,590	4,997,000	11,341,025
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0	0	0	0
		教育活動外支出計	0	947,158	1,844,807	3,409,000	14,158,590	4,997,000	11,341,025
教育活動外収支差額	3,796,000	▲940,492	86,832,407	16,373,000	▲4,861,819	37,207,000	76,335,978		
経常収支差額	▲3,453,000	▲234,870,320	▲29,412,600	▲51,529,000	119,115,143	▲173,817,000	472,129,964		
特別収支	収入の部	資産売却差額	0	3,051,970	0	1,208,000	70,000	63,483,000	505,996
		その他の特別収入	0	0	72,511,882	47,824,000	34,976,596	21,878,000	191,864,756
		特別収入計	0	3,051,970	72,511,882	49,032,000	35,046,596	85,361,000	192,370,752
	支出の部	資産処分差額	12,622,000	8	2,728,227	15,955,000	1,088,080	15,939,000	14,783,927
		その他の特別支出	0	0	20,684,392	4,054,000	14,880	1,327,000	0
		特別支出計	12,622,000	8	23,412,619	20,009,000	1,102,960	17,266,000	14,783,927
特別収支差額	12,622,000	3,051,962	49,099,263	29,023,000	33,943,636	68,095,000	177,586,825		
基本金組入前当年度収支差額	▲16,076,000	▲231,818,358	19,686,663	▲22,506,000	153,058,779	▲105,722,000	649,716,789		
基本金組入額合計	▲168,833,000	▲14,807,796	▲91,470,280	▲540,185,000	▲285,335,901	▲620,218,000	▲1,792,106,392		
当年度収支差額	▲184,910,000	▲246,626,154	▲71,783,617	▲562,691,000	▲132,277,122	▲725,940,000	▲1,142,389,603		
前年度繰越収支差額	90,147,000	▲6,709,327,697	▲115,995,892	▲2,304,174,000	▲2,787,094,721	▲13,730,335,000	▲3,143,331,647		
基本金取崩額	0	153,000,000	19,938,386	66,703,000	108,100,000	0	33,000,000		
翌年度繰越収支差額	▲94,762,000	▲6,802,953,851	▲167,841,123	▲2,800,162,000	▲2,811,271,843	▲14,456,275,000	▲4,252,721,250		

(注) 4年制の大学を設置する学校法人を対象にした。ただし、道外に法人本部を置く苫小牧駒澤大、東海大、日本赤十字北海道看護大学、星槎大は除外した。

[出所] 私立学校法第47条および学校教育法施行規則第172条2に基づき各学園が公開している「事業報告書」など。

北海道内私立大学21法人の事業活動収支計算書（2016年度決算）－ 3 －

（単位：円）

学校法人名 （4年制大学・短大部名）		電子開発学園 （北海道情報大）	鶴岡学園 （北海道文教大）	酪農学園 酪農学園大	札幌大谷学園 （札幌大谷大）	稚内北星学園 （稚内北星学園大）	吉田学園 （北海道保健医療大）	日本医療大学	
教育活動収支	収入の部	学生生徒等納付金	3,205,778,203	3,001,583,574	5,458,661,000	1,616,673,000	102,125,000	2,936,266,652	1,260,200,200
		手数料	31,730,020	36,690,040	112,924,000	25,918,000	4,153,396	34,808,130	21,205,800
		寄付金	4,164,000	1,360,822	83,775,000	56,710,000	1,020,000	750,000	520,300,000
		経常費等補助金	296,842,517	408,135,771	1,008,714,000	619,436,000	171,890,684	54,502,835	24,035,966
		付随事業収入	250,049,663	10,507,164	1,030,619,000	21,051,000	7,127,920	18,674,300	437,250
		雑収入	66,502,790	89,201,215	352,177,000	59,436,000	14,635,931	46,760,307	114,391,380
		教育活動収入計	3,855,067,193	3,547,478,586	8,046,870,000	2,355,884,000	300,952,931	3,091,762,224	1,940,570,596
	支出の部	人件費	1,901,236,007	1,717,989,188	3,956,345,000	1,692,106,000	181,885,610	1,663,991,680	1,148,148,275
		教育研究経費	1,246,145,345	1,014,802,204	3,240,203,000	504,583,000	104,651,658	965,644,510	524,216,131
		管理経費	582,152,482	262,860,440	878,303,000	212,222,000	27,717,110	412,972,444	194,267,635
徴収不能額等		22,447,000	3,961,600	0	380,000	0	10,000	0	
教育活動支出計	3,751,980,834	2,999,613,432	8,074,851,000	2,409,291,000	314,254,378	3,042,618,634	1,866,632,041		
教育活動収支差額		103,086,359	547,865,154	▲27,981,000	▲53,407,000	▲13,301,447	▲49,143,590	73,938,555	
教育活動外収支	収入の部	受取利息・配当金	58,022,846	13,748,228	117,968	49,000	3,767	144,266	36,161
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0	0	0	0
		教育活動外収入計	58,022,846	13,748,228	117,968	49,000	3,767	144,266	36,161
	支出の部	借入金等利息	12,269,393	0	4,049	2,753,000	0	23,699,700	7,775,533
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0	0	0	0
		教育活動外支出計	12,269,393	0	4,049	2,753,000	0	23,699,700	7,775,533
教育活動外収支差額		45,753,453	13,748,228	113,919,000	▲2,704,000	3,767	▲22,255,434	▲7,739,372	
経常収支差額		148,839,812	561,613,382	85,938,000	▲56,111,000	▲13,297,680	26,888,153	66,199,183	
特別収支	収入の部	資産売却差額	185,814	0	1,010,000	160,000	0	53,999	0
		その他の特別収入	24,039,775	45,811,566	29,927,000	60,039,000	754,242	11,004,858	0
		特別収入計	24,225,589	45,811,566	30,937,000	60,199,000	754,242	11,058,857	0
	支出の部	資産処分差額	5,566,510	59,393,181	181,955,000	2,360,000	0	759,811	0
		その他の特別支出	17,231,794	0	112,000	0	0	0	0
		特別支出計	22,798,304	59,393,181	182,067,000	2,360,000	0	759,811	0
	特別収支差額		1,427,285	▲13,581,615	▲151,130,000	57,839,000	754,242	10,299,046	0
基本金組入前当年度収支差額		150,267,097	548,031,767	▲65,192,000	1,728,000	▲12,543,438	37,187,202	66,199,183	
基本金組入額合計		▲140,391,904	▲76,531,016	▲154,275,000	▲267,243,000	▲4,204,569	▲1,242,916,916	▲120,812,233	
当年度収支差額		9,875,193	471,500,751	▲219,467,000	▲265,515,000	▲16,748,007	▲1,205,729,714	▲54,613,050	
前年度繰越収支差額		1,080,666,622	▲279,802,648	▲6,704,389,000	▲3,582,862,000	▲2,140,067,688	▲3,820,670,038	▲1,810,324,183	
基本金取崩額		8,000,000	275,521,876	425,866,000	0	0	0	0	
翌年度繰越収支差額		1,098,541,815	467,219,979	▲6,497,990,000	▲3,848,377,000	▲2,156,815,695	▲5,026,399,752	▲1,864,937,233	

（注）4年制の大学を設置する学校法人を対象にした。ただし、道外に法人本部を置く苫小牧駒澤大、東海大、日本赤十字北海道看護大学、星槎大は除外した。

〔出所〕私立学校法第47条および学校教育法施行規則第172条2に基づき各学園が公開している「事業報告書」など。

北海道内私立大学21法人の貸借対照表（2016年度決算）－ 1 －

（単位：円）

学校法人名 （4年制大学・短大部名）	北海学園 （学園大・商科大）	北星学園 （北星学園大）	札幌大学	札幌学院大学	旭川大学	札幌国際大学	千歳科学技術大学
固定資産	39,942,432,212	27,916,531,732	12,727,159,379	26,178,884,712	6,962,263,072	19,845,106,578	9,437,737
有形固定資産	31,766,370,623	16,542,489,650	11,089,397,328	10,744,277,415	4,496,022,259	10,240,625,778	5,676,428
土地							
建物							
構築物							
教育研究用機器備品							
その他機器備品							
図書							
特定資産	8,146,187,881	11,262,437,047	1,598,240,000	15,406,432,619	2,421,629,000	9,600,111,004	3,758,957
退職給与引当特定資産	1,396,826,458	810,000,000	1,094,970,000	1,120,000,000		400,062,360	
減価償却引当特定資産	6,027,770,000	9,664,000,000	0	6,000,000,000		715,048,644	
第2号基本金引当特定資産						2,250,000,000	
第3号基本金引当特定資産	0	388,801,047	503,270,000	7,104,285,214		2,000,000,000	
その他各種特定資産	721,591,423	399,636,000	0	1,182,147,405		4,235,000,000	
その他の「有価証券」							
流動資産	10,215,969,725	1,501,392,617	7,878,066,310	2,619,157,309	1,108,122,682	6,347,986,442	1,219,943
現金・預金	9,670,634,188	709,386,590	7,676,668,303	1,678,440,838	1,029,256,369	4,831,014,612	
有価証券		514,303,000		729,827,000			
資産の部合計	50,158,401,937	29,417,924,349	20,605,225,689	28,798,042,021	8,070,385,754	26,193,093,020	10,657,680
固定負債	2,554,954,874	4,173,231,495	1,112,622,802	1,251,887,693	10,937,621	484,387,268	131,366
長期借入金	222,150,000	2,615,660,000	0	0	0		
退職給与引当金	2,328,044,122	1,557,571,495	1,094,970,286	1,157,144,207		397,159,448	
長期未払金	760,752	0	17,652,516	64,743,486			
流動負債	3,593,170,956	1,764,431,895	974,484,183	484,684,780	551,753,368	493,439,281	311,063
短期借入金	55,540,000	323,950,000	0	0	0		
未払金	679,836,828						
前受金	2,689,701,500	910,470,600	677,993,001	346,455,500			
負債の部合計	6,148,125,830	5,937,663,390	2,087,106,985	1,736,572,473	562,690,989		442,429
第1号基本金	57,310,951,307	24,729,090,359	21,937,110,048	21,013,791,914	8,845,350,202	16,677,418,641	10,957,803
第2号基本金	0	0	0	0	1,575,040,000	2,250,000,000	0
第3号基本金	0	388,801,047	503,270,000	7,104,285,214	13,719,000	2,000,000,000	0
第4号基本金	803,000,000	507,000,000	262,000,000	269,000,000	188,206,587	133,000,000	113,797
基本金の部合計	58,113,951,307	25,624,891,406	22,702,380,048	28,387,077,128	10,622,315,789	21,060,418,641	11,071,600
消費収支差額部の部	▲14,103,675,200	▲2,144,630,447	▲4,184,261,344	▲1,325,607,580	▲3,114,621,024	4,154,847,830	▲856,349
純資産の部（自己資金合計）	44,010,276,107	23,480,260,959	18,518,118,704	27,061,469,548	7,507,694,765	25,215,266,471	10,215,251
負債の部、純資産の部合計	50,158,401,937	29,417,924,349	20,605,225,689	28,798,042,021	8,070,385,754	26,193,093,020	10,657,680
金融資産総計	17,816,822,069	12,486,126,637	9,274,908,303	17,814,700,457	3,450,885,369	14,431,125,616	3,758,957
金融資産／総資（％）	35.5	42.4	45.0	61.9	42.8	55.1	35.3

（注） 1. 同表では、4年制の大学を設置する学校法人を対象にした。ただし、道外に法人本部を置く苫小牧駒澤大、東海大、日本赤十字北海道看護大学、星槎大は除外した。  
2. 「金融資産総計」は、「特定資産」、「その他の有価証券」、「流動資産」のうちの現預金と有価証券を加えたものとみなした。

〔出所〕 私立学校法第47条および学校教育法施行規則第172条2に基づき各学園が公開している「事業報告書」など。

北海道内私立大学21法人の貸借対照表（2016年度決算）－ 2 －

（単位：円）

学校法人名 （4年制大学・短大部名）	天使学園 （天使大学）	北海道星槎学園 （星槎道都大学）	野又学園 （函館大・短大）	藤学園 （藤女子大）	浅井学園 （北翔大）	東日本学園 （北海道医療大）	北海道科学大学 （科学大,薬科,自動）
固定資産	4,252,653,841	3,841,920,015	15,267,866,159	19,607,636,464	12,473,574,220	27,242,902,000	44,473,749,246
有形固定資産	2,167,698,441	3,833,323,411	8,987,047,523	13,039,401,452	10,927,516,754	19,564,671,000	28,654,952,402
土地							
建物							
構築物							
教育研究用機器備品							
その他機器備品							
図書							
特定資産	2,033,950,000		5,228,784,207	6,494,835,676	1,015,000,000	7,100,000,000	15,633,485,584
退職給与引当特定資産					350,000,000		
減価償却引当特定資産					635,000,000		
第2号基本金引当特定資産							
第3号基本金引当特定資産					30,000,000	100,000,000	
その他各種特定資産							
その他の「有価証券」					508,440,095		
流動資産	1,631,480,153	245,745,659	547,389,137	3,228,606,205	4,017,069,164	6,968,499,000	3,530,693,481
現金・預金	1,555,140,383	130,803,833	315,386,507	2,350,961,784	3,865,318,042	6,516,257,000	3,201,411,946
有価証券							
資産の部合計	5,884,133,994	4,087,665,674	15,815,255,296	22,836,242,669	16,490,643,384	34,211,401,000	48,004,442,727
固定負債	311,764,402	427,704,204	534,373,444	1,594,111,780	1,396,647,826	2,534,040,000	5,820,539,952
長期借入金	0		34,694,491	783,860,000	693,990,000	700,000,000	2,866,610,000
退職給与引当金	274,762,954			787,929,012	699,064,306	1,834,040,000	
長期未払金				7,033,268			
流動負債	652,851,528	523,418,444	477,242,156	1,162,151,431	889,404,182	1,485,919,000	1,465,011,983
短期借入金	0		53,492,000	82,210,000	129,630,000	100,000,000	283,390,000
未払金							
前受金	588,806,000				669,961,592	681,453,000	
負債の部合計	964,615,930	951,122,648	1,011,615,600	2,756,263,211	2,286,052,008	4,019,959,000	7,285,551,935
第1号基本金	4,100,280,348	9,859,496,877	14,595,653,254	22,588,619,198	16,782,963,219	43,916,718,000	41,976,436,458
第2号基本金	790,000,000	0	0	0			1,290,000,000
第3号基本金	20,000,000	0	213,827,565	0	30,000,000	100,000,000	1,014,175,584
第4号基本金	104,000,000	80,000,000	162,000,000	291,522,000	202,900,000	631,000,000	691,000,000
基本金の部合計	5,014,280,348	9,939,496,877	14,971,480,819	22,880,141,198	17,015,863,219	44,647,718,000	44,971,612,042
消費収支差額部の部	▲94,762,284	▲6,802,953,851	▲167,841,123	▲2,800,161,740	▲2,811,271,843	▲14,456,275	▲4,252,721,250
純資産の部(自己資金合計)	4,919,518,064	3,136,543,026	14,803,639,696	20,079,979,458	14,204,591,376	44,633,261,725	40,718,890,792
負債の部、純資産の部合計	5,884,133,994	4,087,665,674	15,815,255,296	20,079,979,458	16,490,643,384	34,211,401,000	48,004,442,727
金融資産総計	3,589,090,383	130,803,833	5,544,170,714	8,845,797,460	5,388,758,137	13,616,257,000	18,834,897,530
金融資産／総資(%)	61.0	3.2	35.1	44.1	32.7	39.8	39.2

(注) 1. 同表では、4年制の大学を設置する学校法人を対象にした。ただし、道外に法人本部を置く苫小牧駒澤大、東海大、日本赤十字北海道看護大学、星槎大は除外した。  
 2. 「金融資産総計」は、「特定資産」、「その他の有価証券」、「流動資産」のうちの現預金と有価証券を加えたものとみなした。  
 [出所] 私立学校法第47条および学校教育法施行規則第172条2に基づき各学園が公開している「事業報告書」など。

北海道内私立大学21法人の貸借対照表（2016年度決算）－ 3 －

（単位：円）

学校法人名 （4年制大学・短大部名）	電子開発学園 （北海道情報大）	鶴岡学園 （北海道文教大）	酪農学園 （酪農学園大学）	札幌大谷学園 （札幌大谷大）	稚内北星学園 （稚内北星学園大）	吉田学園 （北海道保健医療大）	日本医療大学
固定資産	10,169,067,017	8,852,447,000	31,434,837,530	6,783,623,757	1,648,377,252	9,073,443,768	3,554,316,386
有形固定資産	6,872,298,688	7,462,382,000	19,470,874,059	6,451,260,402	1,647,660,323	9,031,525,526	3,514,405,485
土地							
建物							
構築物							
教育研究用機器備品							
その他機器備品							
図書							
特定資産	205,154,410	1,370,000,000	11,917,420,000	326,891,265	0	5,037,800	0
退職給与引当特定資産	205,154,410	300,000,000	1,252,610,000	3,435,748		5,037,800	
減価償却引当特定資産		550,000,000	10,479,110,000	215,370,718			
第2号基本金引当特定資産		50,000,000					
第3号基本金引当特定資産		20,000,000		55,500,000			
その他各種特定資産	2,998,000,000	450,000,000	185,700,000	52,584,799			
その他の「有価証券」							
流動資産	5,057,434,231	5,706,907,000	3,832,689,845	592,801,796	99,130,474	2,430,697,233	1,373,665,998
現金・預金	4,895,169,116	5,613,374,000	3,422,646,547	552,281,738	84,955,548	2,355,606,373	1,263,998,226
有価証券	0	0	0	0	0	0	0
資産の部合計	15,226,501,248	14,559,355,000	35,267,527,375	7,376,425,553	1,747,507,726	11,504,141,001	4,927,982,384
固定負債	921,308,462	481,719,000	1,677,621,839	664,968,325	90,794,409	1,567,253,423	334,331,757
長期借入金	637,420,000	0	178,000,000	408,760,000	1,745,000	1,341,277,000	210,661,000
退職給与引当金	236,492,759	429,267,000	1,356,821,839	237,787,503		225,976,423	106,641,995
長期未払金	47,395,703			17,720,822			
流動負債	1,995,056,772	628,907,000	1,243,028,937	608,797,047	15,029,203	1,685,972,141	1,006,909,656
短期借入金	91,660,000		89,000,000	79,880,000	1,735,000	245,202,000	99,504,000
前受金	1,445,659,317	537,202,000	721,739,098	379,745,000	10,626,180		726,710,000
負債の部合計	2,916,365,234	1,110,626,000	2,920,650,776	1,273,765,372	105,823,612	3,253,225,564	1,341,241,413
第1号基本金	10,908,594,199	12,709,510,000	38,302,866,610	9,727,537,168	3,777,499,809	13,100,315,189	5,332,678,204
第2号基本金	0	50,000,000	0	0	0	0	0
第3号基本金	0	20,000,000	0	55,500,000	0	0	0
第4号基本金	303,000,000	202,000,000	542,000,000	168,000,000	21,000,000	177,000,000	119,000,000
基本金の部合計	11,211,594,199	12,981,510,000	38,844,866,610	9,951,037,168	3,798,499,809	13,277,315,189	5,451,678,204
消費収支差額部の部	1,098,541,815	467,220,000	▲6,497,990,011	▲3,848,376,987	▲2,156,815,695	▲5,026,399,752	▲1,864,937,233
純資産の部（自己資金合計）	12,310,136,014	13,448,729,000	32,346,876,599	6,102,660,181	1,641,684,114	8,250,915,437	3,586,740,971
負債の部、純資産の部合計	15,226,501,248	14,559,355,000	35,267,527,375	7,376,425,553	1,747,507,726	11,504,141,001	4,927,982,384
金融資産総計	8,098,323,526	6,983,374,000	15,340,066,547	879,173,003	84,955,548	2,360,644,173	1,263,998,226
金融資産／総資（％）	53.2	48.0	43.5	11.9	4.9	20.5	25.6

（注） 1. 同表では、4年制の大学を設置する学校法人を対象にした。ただし、道外に法人本部を置く苫小牧駒澤大、東海大、日本赤十字北海道看護大学、星槎大は除外した。



## 【編集後記】

2015年5月22日に創設された北海道高等教育研究所（Hokkaido Institute of Higher Education; HIHE）は、今年の5月で3周年を迎えた。

わが研究所は、京都や東京で継続的に研究活動を行っている先輩格の研究会や研究所に見習いつつ地道な活動を展開してきた。北海道の地に根ざして、高等教育に関して多角的な視点と視野からアプローチするという役割は、この研究所の初心であり原点である。

さて、研究所の目的は、いうまでもなく研究の推進である。創立以来、毎年、研究会を2回～3回開催し、研究所総会時には、研究大会・研究集会を開催してきた。また、研究のために、独自の調査研究も行ってきた。それぞれの内容と紹介は、ニューズレター（1－7号）に要旨が掲載されているが、私大の学校法人会計基準、国内外の高等教育政策の動向分析、北海道の私学の現状と課題、国立大学法人化の現段階について、最近では、高等教育、特に大学と地域との関わり方などについて、それぞれ重要な内容分析と議論を行ってきた。

具体的には、2016年1月の公開シンポジウム「危機に瀕する道内の大学―“不当解任、の学長に聞く”」では、3つの大学の学長選考における重大な民主主義の蹂躪と損壊がなされたことについて、貴重な証言がなされ、裁判闘争やオンブズマン組織の進捗についても報告された（第3号）。また、2016年9月には、研究所設立1周年記念講演会を東大名誉教授の廣渡清吾氏をお招きし、「大学の理念と大学の危機―地方における高等教育を考える―」を開催した（第5号）。さらに、2017年6月には、本研究所の代表理事である小山修氏と姉崎洋一氏から「北海道の私大の問題点と研究所の課題」（第6号）、2018年2月には、第3回研究会で「私大の公立化と地域との関わり方について」の報告と討議を行ってきた（第7号）。これらの研究成果を、今回、研究所の目的でもある社会的な認知を広めていくためにも、広く公開したいという考えで、まず、できるところから整理した。加えて、最近の北海道私大の状況を把握する資料を添付して、研究所の『所報』『北海道高等教育問題の研究』第1号として発行することにした。引き続き、今後、『所報』の第2号、第3号と、発行していきたいと考えている。

会員の皆さま方のご意見・ご批判をお寄せいただければ幸いである。また、この『所報』は会員一人一人のものであり、一層の充実をはかっていくことにしている。このためには、会員諸氏の積極的な投稿が必要である。ぜひ皆さま方の研究成果の投稿をお願いしたい。

2018年6月16日

研究所編集委員会



北海道高等教育研究所報  
北海道高等教育研究  
第1号

---

---

発行日

2018年6月26日

発行所

北海道高等教育研究所

札幌市中央区北1条西10丁目1-11原田ビル3F

北海道私大教連事務所内

☎ 011 (261) 3820

E-mail : [hkifpu@ybb.ne.jp](mailto:hkifpu@ybb.ne.jp)

URL : <http://jinken-net.org/heri/>

---

---

